



請願 7 第 5 号

令和7年(2025年)12月17日

つくば市議会議員 殿

福祉部の生活保護不正を端緒とする

つくば市役所の問題の完全解決を求める請願書

請願者

住所 茨城県牛久市

氏名

連絡先

紹介議員

酒井 泉

【目次】

A. はじめに(4度目の請願に至る経緯)

B. 請願事項

C. 未解決の問題点

I. 生活保護の問題点

1. 県監査への虚偽公文書作成及び行使について
2. 障害者加算の誤認定とその隠蔽について
3. 自立更生費控除について

II. 市政ガバナンスの問題点

1. 不適正事案報告の在り方について
2. 公益通報制度について
3. 労務管理について

D. 最後に

【添付文書】

- ・請願7第4号「つくば市「生活保護業務等の不適切な事務処理」の原因究明を求める請願書」
(令和7年8月27日)

A. はじめに(4度目の請願に至る経緯)

つくば市生活保護業務における一連の問題について、つくば市議会に対し令和6年9月¹、同年12月²、そして令和7年9月³に計3度、その実態を報告しその適正化(真相究明・再発防止と改善)を求める請願をしました。残念ながら、それぞれ採択には至りませんでした。

第三者委員会による真相究明に重きをおいた3度目の請願が不採択となった理由は、大きく次の3点⁴でした;

- ① 茨城県による監査(生活保護法施行事務監査)が適正に機能している。
- ② 公益通報の外部窓口が設置される予定がある。
- ③ 令和7年度県監査で「新たに」指摘があったが、それは「誤り」(で県と調整中)である。

しかし、令和7年12月の市長定例会見で、

- ④ 県との調整は終了している(「監査の文言は修正しない」→監査結果が確定)。
- ⑤ 市として(監査の内容を)認めたということではない。

と発言した、と報道⁵がありました。

これはすなわち④は③を否定する事実、⑤は①の主張を自ら否定したことになります。(②外部窓口は未だ存在せず、当初令和8年1月予定と答弁していたものが、その後同年4月予定とされています。その内容も公表なく、その実効性・信頼性等は未知数であることを強調したいです。)

「強調」と言えば、同じ報道によれば、 市長は、後述する「新たな500件」について、「(市報告書へ)県から記載の指導がなかったことは強調したい」と発言していたそうです。

昨年、3度の不適正事案プレスリリース後に、市長が「徹底的な調査」を命じて⁶作成し、公表した市報告書だったはずですから、県から指導がないのは当然です。思わず茨城県福祉人材・指導課に確認してしまいましたが、やはり「市が作成した報告書だから県の指導はない」との回答でした。県からのあるはずのない指導がないことを 市長があえて強調する⁷意図とは。

¹ 請願6第5号「つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書」(令和6年8月22日)

² 請願6第9号「つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書」(令和6年12月4日)

³ 請願7第4号「つくば市「生活保護業務等の不適切な事務処理」の原因究明を求める請願書」(令和7年8月27日)(添付文書)

⁴ 令和7年定例会9月定例会議(令和7年10月3日)本会議における 議員(つくばクラブ・NPO法人ユアフィールド(ごきげんファーム)代表理事)・ 議員(つくばチャレンジ・弁護士)による反対討論など。なお、市執行部の対応に全幅の信頼をおいた 議員に対し、 議員はその討論の最後に、一言申し添えると、と前置きし、「『少なくとも現時点で』と申し上げている理由は、もし将来的につくば市の生活保護業務について、県の一般監査と市の外部通報窓口があってもなお、なんらかの不適切な事務処理が監査で発見、または外部通報されずに放置されるというような事態が発生した場合には、第三者によるチェック機能が有効に働いていないと言えるため、このような場合には第三者による調査が必要になると考えるからです。」と述べている。さらには続けて「従いまして、執行部の皆様にはそのような事態が発生することのないよう、再発防止策を徹底すると共に、県の監査への真摯な対応と外部通報窓口で職員が安心して躊躇うことなく通報できるような周知等の取組みを進めていただくことを強く要望いたします。」と結んでいる。

「外部通報されずに放置される」事態ではそもそも問題が公になることがないため、現実的には「監査で発見」された場合のみが有効である。それは問題が公にならなければ行えない住民監査請求についても同様である。

⁵ 令和7年12月10日毎日新聞

⁶ 令和6年9月13日定例会見。「現在、組織としては公益通報と、それとは別の調査が走っています。(中略)私が指示をして部長が指揮をとり、先程お話があった管理職が中心となつてかなりの聞き取りをしたり、改善の提案などを行っているところです。これは、公益通報とは別の調査です」

⁷ 例えるなら「つくば市は土浦市ではないことを強調したい」とほぼ同義である。(他にも良い例えができないか、考えを巡らせてみたが、そもそも言う必要すらないことを強調したいと思ったことが私にはなく難しかった。)

令和7年度県監査で指摘された「新たな500件」⁸は、確かに「新たな」問題ではありません。昨年の住民監査請求で既に指摘されていました。しかし問題は間違った方法で支給した500件全部なのに、市はその独自理論で問題は5件だけと弁明^{9,10}していました。問題の理解が全く間違っていた。だから問題への対応も間違っていました^{11,12}。

問題を指摘されていたのに問題として対応しなかった。問題も、市の損害も放置された。

これまでの他の問題と全く同じ構図が、残念ながら、今の市役所にも残っている、ということです。会計検査院から指摘されても、県から指摘されても、職員から指摘されても、是正も改善もできず、さらには公益通報で是正命令されても、是正ができなかった。問題は今も残ったままです。

「新たに」かどうかという文言の議論に本質的意味はありません。大事なことは、市が「全て改善している」¹³と断言した市報告書が公表されたわずか3週間後の県監査で、市がこれまで問題として対応していなかった問題が指摘され、公に新たに発覚した、という事実です。

これは正に、請願審査の反対討論にもあった、「将来的につくば市の生活保護業務について、県の一般監査と市の外部通報窓口があってもなお、なんらかの不適切な事務処理が監査で発見（中略）というような事態が発生した場合には、第三者によるチェック機能が有効に働いていないと言えるため、このような場合には第三者による調査が必要になる」事態です。

⁸ 令和7年8月28日付け令和7年度監査結果通知書（別添1）総括的事項検討結果（つくば市）「4実施機関の瑕疵による扶助費の算定誤りの防止について」に以下の記述がある；

「令和6年度生活保護法施行事務監査において、実施機関の瑕疵による扶助費の算定誤りが認められ、特別監査後に提出を求めた「総括的事項に係る改善報告書」において、誤支給の件数及びその後の返還状況について報告があった。その後、令和7年度に改めて確認したところ、不適切な一時扶助費（文書料）の支給や障害者加算の誤認定が新たに発見された。特に、局長通知第11の4の（5）等の関係通知に基づかない文書料の支給については、令和元年度以降の事例が500件を超過していたことが新たに認められ、令和6年度に行われた調査が不十分であると言わざるを得ないものであった。については、改めて適正な調査を行うこととともに、保護費返還が必要なものについては、保護費返還決定に係る事務を遅滞なく行ったうえ、保護費返還金に係る国庫負担金を適切に精算すること。」

⁹ 令和6年9月17日付け6社第5883号弁明書（ 市長発出）1に以下の記述がある；

「請求者が主張している「一時扶助積立額一覧表」については（中略）7月のプレスリリース以外の診断書料も含まれていた。（中略）なお、改めて確認したが、過支給と判断できるものは、今年7月にプレスリリースした内容と相違ないことを確認した。」

¹⁰ しかし、令和7年6月23日公表の市報告書15頁では、

【誤支給】8件 令和6年（2024年）7月19日プレスリリースでは、5件（中略）の誤りがあったとしたが、その後の再点検の結果、件数、過支給総額（うち時効成立金額）を訂正している。なお、再点検で障害年金の裁定請求に関する診断書料以外にも以下の誤支給があった。4件」

令和6年9月には何をどう「改めて確認した」のか。令和7年6月時にはどう「再点検」したのか。その検証がないままで「全て改善している」と言えるだろうか。それぞれ500件に程近い。確かに「新たな問題」でもあるのだ。

¹¹ 令和7年12月3日、 職員の一般質問で「実施要領に基づかない支給は返還すべきではないか」との質問に、 福祉部長は「国と県の判断になる」と答弁した。これは返還になる可能性を認識していることを示すものであるが、もちろん市報告書はそのような趣旨での記載になってない。

¹² 令和7年11月11日市長定例会見で市長は「重要な部分については、県ともやりとりをしながら、誤支給の件数等についてはきちんと記載しております。」と発言しているが、脚注10で見たとおり、市報告書には「過支給」の記載しかなく、残念ながら会見での市長発言は事実ではない。市長はその後「誤支給」と繰り返しているため言い間違いの可能性は低い。脚注9住民監査請求で「誤支給」について問われながら「過支給」と弁明している。

会見で市長は他にも「県とのやりとりの中でも（中略）件数が重要というような話はこれまでも一切ありませんでした。（中略）県と市の双方においてその件数というのは議論になっておりません」とも発言しているが、脚注8「令和6年度に行われた調査が不十分であると言わざるを得ない」だけでは市長の「議論」には不十分なのか。

¹³ もちろん、市が使うワードは、「是正」でも「解決」でもなく、またもや「改善」であるから、「少しでも良くなっていたら」使えるだろう。確かにそれは「虚偽」ではないかもしれないが、しかし同時に「正確」でもない。耳障りのいい言葉は、それ以上でも以下でもない。市民が心から本当に安心・信頼を覚えるのは、事実に基づく正確な言葉だけだろう。

「監査で発見」されたのみならず、福祉部長が「市として認めたということではない」と会見で発言してしまうという異常事態です。一方で不正を報告書に記載しない理由に「県の指導がない」ことを挙げながら、他方で不正に関する県の指摘は「認め」ない¹⁴。県監査に真摯に対応していない。

以上、市報告書公表以前の問題が未だ残っていることは前の請願のとおりですが¹⁵、市報告書公表後にも新たに不適正が発覚したこと、そして県監査結果を市が認めないという、チェック機能が全く働かない状態であることを理由に、次の請願事項をつくば市議会に求めます。

¹⁴ そもそも県による監査が適正に機能していれば、5年以上続いた虚偽回答も見抜けたし、10年以上続いた杜撰な債権管理も早期是正された可能性はあり、県監査の在り方やその責任についても再考されるべきである。本件は市議会への請願であるため、これ以上は掘り下げない（※）が、損害を受けた市民・県民の立場からすれば、県も市と「共犯関係」にあると言える。（※監査虚偽については別。）

¹⁵ 余談のようになるが、遂行動詞と呼ばれる言語学上の用語がある。発話した時点でその行為を行ったことになる動詞のことで、一例を挙げれば、「約束する」「命令する」「非難する」「謝罪する」等（※）。

市は「全て改善している」と繰り返しているが、「改善する」は遂行動詞ではない。言っただけでは「改善」はできない。改善あるいは是正は、特に市役所が行う場合は、きちんと数値等の根拠を示して行うべきである。正に「論より証拠」である。そして市報告書が「全て改善している」ことの「証拠」にならないことは既述の事実（証拠）の通りである。市が現時点でも市報告書で「全て改善している」と主張するならば、やはり不適正事案の全容解明のために第三者による検証は不可欠である。

また、■■■■市長はこれまでの自身の市政において、ロードマップを示し、KPIを設定し、毎年度進捗を管理し、その成果を公表する、という「市民第一の市政」を進めていることに敬意を表していることを申し添えておく。つくば市は元来科学のまちであり、「証拠」を市民に示すことが得意であり、「全て改善している」と「言葉（論）」だけで市民を突き放すようなことの方が明らかにイレギュラーである。（※誤解を恐れずにわかりやすく説明するなら「言ったもん勝ち」になる言葉である。）

B. 請願事項

1. 未解決の問題点の完全解決に向けた、真相究明のための第三者委員会設置を要求します。
2. 市議会として第三者委員会が実現しない場合は、同じく完全解決のための第三者委員会設置の是非を市民に問うインターネット投票の実施を要求します。

C. 未解決の問題点

最初に断っておくが、以下はあくまで一例に過ぎない。前回請願(請願7第4号)がより詳しい。市報告書の問題点はまずはそちらを参考にさせていただきたい。ここではその中でも特に重大なものや、市報告書公表以降に事実が明らかになった点を、わかりやすく3点ずつだけ取り上げている。

また、事実、一連の問題が公になってから約2年で「全て」ではないにせよ「改善」されている部分があるのも確かだとは思ふ。決して「全く改善されていない」と主張しているわけではない。

しかし、「改善」をしているか否か、あるいはその程度を議論するには、まず「何が起こったのか」を正確に把握することが不可欠である。問題を正確に理解せず、その再発防止策だけを議論することはできない。

「いつ・何が・なぜ起こったのか」、「何が問題だったのか」、「その程度は」。こうした具体的な点を解明するための第三者委員会設置を求める請願である。もし本当に一部でも「改善」しているなら、それはそれで結構なことだ。しかし、「改善」は第三者委員会設置を否定する理由にはなり得ない。それは論点のすり替えにほかならない¹⁶。そして、市報告書は具体的な5WIHには答えられていない。記載する内容の取捨選択もそうだが、時系列すら倒錯してしまっている。

全て議論の土台は、まず何より事実である。この点は市長にも、市議会にも、同意していただけると信じている。どうか正面から議論をしていただけるようお願いして、以下事実を説明する；

¹⁶ 前回請願 80 頁以降に市報告書に記載のない不適正事案を列挙した。令和7年9月25日請願審査特別委員会ではその全てが事実と認められた。市報告書に記載がない理由を問われ「既に改善しているから」と答弁している。

しかし、市の答弁によれば、市報告書に記載されている事案も「全て改善している」そうであり、報告書に記載するしないの基準は「改善」の有無ではないことが事実としてわかる。ではなぜ記載しない不適正事案があるのか。

これまでの3度の請願も、そしてこの請願も「市が間違っていて私が正しい」と主張するものでは決してない。どこまでも第三者による検証を求める請願である。平たく言い換えれば「審判をつけてほしい」と頼んでいるだけである。

不適切な例えを許していただきたい；お店で万引きをして発見されたとき、「警察を呼ぼう」という店員(請願者)と、「盗んだものは返したし、もう二度としないから、警察を呼ぶ必要はない」という客(市)と、「まあ監視カメラがありますから」という客の保護者(市議会)、という関係のようでもある。そして現在は「新たな」万引きが見つかり、監視カメラの映像(県の監査)まであったにもかかわらず、「いや、私は認めないんで」と客は言う、という状況で、それでもまだ保護者は庇うのか、と問われている。

私は個人的にも、審判を怖がるよりは堂々とその判定を受けて、そのうえで「全て改善している」と宣言した方が格好いいし、市役所という立場を考えた場合、市民にとってはその方が誠実だと考えている。

I. 生活保護の問題点

1. 県監査への虚偽公文書作成及び行使について

刑事罰¹⁷に該当する可能性が高く現在刑事告発もしている事案であるが、進捗がない。市報告書公表後の7月定例会見で刑事告発についての考えを問われた市長は「今後、検討していきます」と回答した¹⁸まま半年放置されている¹⁹。

9月の請願審査特別委員会において、議員から「虚偽回答の再発防止を徹底」の「徹底」の意味を問われた際、社会福祉課長は次のように答弁した；
「虚偽報告は書類上の誤り、いや、虚偽によるもの。」

以後は回答書類を係員、査察指導員、課長補佐、課長、次長、部長で多段階確認する。しかし、CWによる現金支給は、市報告書にもあるように²⁰、課長や係長（査察指導員）から「口外しないよう」「記録にも書かないように」「注意され」ていたほどの、組織内公然の秘密だったわけである。

令和5年度も「管理職の指示の下で虚偽の回答を行っていた」と記載がある²¹。

つまり答弁で言い淀んでしまったように当然「書類上の誤り」などではないので、書類を何段階で確認しようと全く意味がないのである^{22,23}。

市報告書公表後の今年9月の請願委員会でそのような答弁をしていることから、市は未だに問題（の本質）を正しく認識できていないか、問題を矮小化あるいは隠蔽していると考えられる。よって第三者委員会が不可欠である。

¹⁷（虚偽公文書作成等）第五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等若しくは電磁的記録文書等を作成し、又は文書等若しくは電磁的記録文書等を変造したときは、印章等又は電磁的記録印章等の有無により區別して、前二条の例による。

¹⁸ 令和7年7月10日市長定例会見。市の損害を職員に損害賠償請求するか、とも問われ、同じ回答をしている。職員求償もまだ行われていない。なお市長自身の処分については、（生活保護の問題が明らかになる前に、サービス残業強要問題だけで）既に処分した内容で十分、との姿勢を同年6月17日会見に引き続き維持している。

¹⁹ 茨城県の対応も不自然である。虚偽公文書作成及び行使の被害者でありながら、刑事告訴を行っていない。県は遅くとも令和6年1月16日時点では虚偽回答を認識していたわけであるから、約2年放置していることになる。

県がつくば市の問題を2年も放置しているのは何故か。その生活保護法施行事務監査が実は実質的に形骸化していて、虚偽を見抜けなかったことについて、県にも過失があると自覚していることを示唆しているのではないか。令和6年12月25日付け県特別監査結果で「監査において虚偽の報告を行う行為は、非常に悪質であり、生活保護行政に対する社会的信頼を損なうものとして、誠に遺憾である。」と指摘しながら、県の実際の対応には私も県民として疑問を感じざるを得ない。

なお令和7年4月15日毎日新聞の報道によれば、県職員が公文書を偽造していた問題で県は「刑事告発も検討」とある。同日付けの茨城県産業戦略部技術革新課によるプレスリリースでは、直近の偽造は令和7年1月とあり、問題発覚からわずか3か月以内の対応であることがわかる。県は「できる」のだ。

²⁰ 市報告書37-38頁。

²¹ 市報告書35頁。それなのに、令和6年1月9日に県から確認されたら、「調査」が必要で、その結果「判明」した、という記載もある。監査は令和5年11月16・17日である。つまり、自分たちが「指示した虚偽回答について、そのわずか1か月半後自分たちで「調査」をして「判明」したと主張していることになる。それが正確な時系列だが、市報告書ではなぜか「令和6年1月県確認→調査→判明→令和5年11月の虚偽回答指示（監査）」と倒錯している。

「虚偽指示」した者と「調査」した者が別、との主張も可能かもしれないが、仮にそこまで行為者が特定されているならば告発していない理由がやはり不自然である。

²² 問題をすり替えて答弁しているのか（それこそ虚偽答弁になってしまう）、それとも今もまだ問題を正しく認識できていないのか。どちらにしても組織としては致命的である。

²³ 令和5年度監査後の振り返り資料によると、現金取扱についての質疑応答が監査当日口頭でもあったことがわかる。監査に出席した、課長、課長補佐、保護係長2名のうちの誰かが虚偽の内容で作成した監査資料を用いて口頭で虚偽の回答を行ったのだ。回答者は誰で、どの管理職の指示の下だったのか。それだけの確認に一年以上かかるはずがない。なぜ市は未だに刑事告発していないのか。市長は7月の「検討」結果も明らかにしないまま、なぜ議会で根拠も示さず「全て改善している」と答弁するのか。

2. 障害者加算の誤認定とその隠蔽について

会計検査院からその誤りを指摘されながら²⁴、その報告すら怠り²⁵、長年放置した問題。

その後、令和4年11月ケース診断会議においても同様にCWから誤りを指摘されたが、管理職がそのケース診断会議録を1年以上も放置した^{26,27}。

重度障害者加算に至っては、CWから誤認定の指摘があったため、加算の削除のみを行い、返還を求めないことをケース診断会議にすら諮らずに決定し²⁸問題の隠蔽をした²⁹。

不適正事案の検証においてももちろん「何が誤りだったのか」は重要である。しかし、一連の問題においてより重要な点は「なぜ誤りを正せなかったのか」である。その点について市報告書は沈黙を貫いたままである。

指摘を受けたのも数多あり是正する機会も数多あった。でもなぜ正せなかったのか。その検証なくしては、つくば市は必ずや同じような過ちを繰り返してしまう。その時に犠牲になるのは、市民皆さんの生命・生活であり、皆さんの血税からなる市の財政なのだ³⁰。

²⁴ 令和元年度（令和2年1月）のこと。

²⁵ 「会計検査院の指摘がそのままになっていたこと（中略）特別職がその報告を受けたとき、一瞬、誰もが信じられないという顔をしていました。」（[redacted]市長：令和6年9月13日定例会見）

²⁶ 会議直後の令和4年12月に行われた県による生活保護法施行事務監査の中で、県にCWの指摘が正しいことを確認したものの、それを当該CWに伝えてなかったことも明らかになっている。

放置された結果、誤認定の件数が増えたという事実は重く受け止める必要があるだろう。「改善してるから（今はいいから）全てよし」で済まされてはいけない。

²⁷ ケース診断会議は福祉事務所長も原則出席で、決裁も福祉事務所長である。つまり、自身が出席したはずの会議録が回覧されていないことにすら気が付けていない、ということである。「業務知識がない、問題意識がない」のみならず、業務の進捗管理すらできていないことになる。（もちろんだからこそサービス残業が強要された事実があるわけだが。）

もし「全て改善している」が真実なら、現在は管理職が進捗管理を適切に行うための仕組みがあるのだろうか。会議後何日以内に決裁を受ける等のルール作りは。市報告書にはそういった具体的な記載がなく、わからない。

「気をつける」「気をつけるよう指導する」は再発防止策にはなり得ない。

²⁸ 市報告書27頁にはその返還を求めない結論に至った独自理論が記載されているが、法第63条適用の他の返還検討ケースにおいて同じ理論で同じ結論に至ったものが過去に1件でもあるか、と問いたい。

なお、この理論を考えた「D課長補佐」は、異動後初となる令和5年6月29日係員会議で、自己紹介となる約24分間のスピーチにおいて「やっぱりお金っていうのが一番大事ななと思っていて」と前置きした上で、「極力、債権として残さないように。特に63とか」、「正直生活保護受けてる人に多くお金を払ってそれを回収するってあんまり期待は元々してないんですね。またそれを翌月翌月と収入充当してっちゃうと、その月までお金を管理できる人たちじゃないかと思っているので。当然あれば使っちゃう、だから保護を受けてるって思ってるので。」と発言している。

重度障害者加算誤認定への対応は、果たして「返還を求めない」ことが結論だったのか、「返還を求めない」ための理論だったのか。第三者による検証が必要である。

²⁹ この「重度障害者加算誤認定による返還未請求決定問題」、そして後述する「自立更生費控除問題」は

³⁰ 令和元年度から現在までにつくば市で変わったもの。一例を挙げる；

市議会議員給与30%引き上げ（令和6年3月22日可決。30年振り）。水道料金平均15%引き上げ（令和6年10月4日可決。7年振り）。下水道使用料平均18.1%引き上げ（令和7年10月3日。20年振り）。市長退職金（22円から12,787,038円）58,122,900%↑（令和6年11月13日公表）。

一連の福祉部不適正事案による損害は、市報告書に記載のある分だけでも、給与関連11,352,311円（遅延損害金579,003円含む）、生活保護関連43,898,356円、合計55,250,667円である。「新たな500件」の金額は、報道によれば、218万円（538件）である。さらにはこれ以前のもので既に時効で消滅してしまった分もあるため、その市財政への影響は計り知れない。現在全庁的に予算削減の厳しい流れがある。職員数減、事業減。その中での6,000万円はとて大きいと言えるだろう。

3. 自立更生費控除(の不平等)について

令和7年12月3日、**議員**の一般質問で新たに明らかになった問題。

令和6年度法第63条を適用した37ケース³¹のうち、障害者加算(重度含む)誤認定により生じた過支給は21ケース(総額16,595,865円)あった。

それに対して8,294,841円の自立更生費控除を認めている³²。割合にして49.98%であり、その他控除(時効消滅分³³)を差し引いた場合では実に82.74%にもなる。

その他の16件では0.19%(その他控除を差し引いた場合では0.21%)と比べても非常に不自然と言わざるを得ない³⁴。

障害者加算誤認定の隠蔽を疑わざるを得ない。少なくとも法の定める平等原則には違反している³⁶と言える。

³¹ 令和7年度生活保護法施行事務監査資料「16. 返還金、徴収金の状況(2)イ. 63条適用ケース表」。中には200万円を超える過支給額を自立更生費控除によって0円決定しているケースも2件ある。

なお、令和5年度の同資料同表において自立更生費控除を認めたケースは1件も記載ない。

³² 具体例を挙げると、以下のとおり；

電動自転車120,000円。貸倉庫利用料106,244円。家電210,000円。清涼飲料水代1,210,750円。家電202,080円。通院交通費1,366,303円。家電308,328円。子供の衣類等102,817円。携帯電話本体108,300円。食料デリバリー・家具家電509,604円など。

その他にも、生活用品・家具・家電318,377円、障害による需要466,004円。生活用品等90,954円。光熱費35,782円。生活用品116,360円。カウンセリング・通院交通費341,274円など、監査資料だけ読んでも内容が不明瞭なものも多い。

多い人では最大1,483,370円(一人暮らし世帯)控除の例がある。

令和5年度の

この差は何だろうか。やはり「感覚の問題」と言われるのだろうか。

個別ケースの判断の可否も重要だが、それだけに矮小化されてはいけない。あくまで不平等の問題なのだ。

³³ 脚注31の表にある21ケースだけ見ても6,570,326円が時効消滅している。

³⁴ 令和7年8月28日付け令和7年度監査結果通知書(別添1)総括的事項検討結果(つくば市)「3 法第63条及び法第78条の適切な適用について」に以下の記述がある；

「自立更生費の取扱いについては、局長通知第8の2の(4)及び課長通知第8の40等に基づき、個々の事案ごとの客観的な事実をもってケース診断会議に諮るなど組織的に厳正に審査するとともに、その検討状況をケース診断会議録等に詳細に記録すること。」

³⁵ **自立更生費控除が著しく認められないという事実があり、私はワークライフバランス推進課にハラスメント相談をしていた。**令和6年12月に、調査が完了したとして相談結果報告を受けた。調査の詳細は相談者にも非開示とのことであったが、加害者(=管理職※)と「第三者(=係長・CW等)」へ調査をした、とのことであった。(※ケース診断会議の決裁権者は福祉事務所長(=福祉部長)であるから、社会福祉課だけでなく福祉部管理職も加害者である。)

令和7年度監査資料(脚注31)を見ると、障害者加算誤認定の自立更生費控除を決定したケース診断会議は同じ令和6年12月以降に行われていることがわかる。

つまり「自立更生費控除に不平等がある(と指摘されている)こと」を認識しながら、不平等な自立更生費控除を決定したことになる。また同じ構図である。これは令和6年度のことである。何も改善していない証拠である。

なおハラスメント相談については今年度総務課に再調査を依頼したが、「調査は既に適正に十分に行われている」と拒否されている。もちろんそのことを訴えるのは公平委員会であって、市議会ではないことは承知している。私が言いたいことは、既に適正に十分に行われたならば、福祉部は既に十分に問題を認識していたという点である。

³⁶ 令和7年度生活保護法施行事務監査資料「16. 返還金、徴収金の状況(1)過去3年間の法第63条、77条、78条適用状況」を見ると、過去3年間の63条適用状況から年度ごとの返還決定率がわかる；

R4年度 返還対象額29,446,813円 返還決定額29,303,423円 →返還決定率99.5%

R5年度 返還対象額27,016,306円 返還決定額26,307,561円 →返還決定率97.4%(前年度比-2.1%)

R6年度 返還対象額37,409,830円 返還決定額29,689,563円 →返還決定率79.4%(前年度比-18.0%)

いかがだろうか。返還対象額は一連の不適正事案もあり約1,000万円も増えたが、返還決定額は約300万円しか増えていない。その結果が前年度比2割減の返還決定である。

私にはこれが平等とは決して思えない。そして福祉部長決裁のケース診断会議で決定していることを鑑みれば、福祉部による組織的隠蔽を疑うことの合理的証拠である。

II. 市政ガバナンスの問題点

1. 不適正事案報告の在り方について

前述の虚偽公文書作成等問題が明らかになった令和6年1月当時、県監査のみならず、総務部総務課による内部監査と、監査委員による定期監査でも同じ内容で回答していた事実が判明し、総務部と監査委員事務局へ公益通報を行った。

その後、1か月が経過してもプレスリリースがなかったため、まずは[]福祉部長に相談したが「CWが現金支給しても市会計規則上は問題ない」³⁷と論点をすり替えられ、監査に虚偽の内容で回答したという問題の本質には向き合ってもらえなかった。

仕方なく不適正事案報告のルートである、[]市長公室長、[]危機管理監、[]秘書課長にイントラ個人メールで虚偽問題を伝えたが同じく対応がなかった^{38,39}。

[]市長が生活保護の問題を最初に知ったのは、それから3か月後、さらには時間外勤務手当等の未払い問題で、[]市政初となる自身への処分を決めた11日後の、令和6年5月20日である⁴⁰。

市長公室長まで情報が上がれば、不適正事案報告のみならず、あとのルートは副市長と市長だけである。しかし、刑事罰の可能性のある事案が3か月以上もかかった。これはつくば市の危機管理を考える上で非常にゆゆしき事態である。市報告書にも記載がない。改善しているかも不明である。第三者による検証が必要である。

³⁷ 総務課及び監査委員事務局の回答が正にそれであった。「それは結果オーライなだけであって『虚偽の内容で回答したこと』は公務員として問題ではないか」と重ねて尋ねたが、総務課担当者は「内部監査は是正・改善のためのもの。誰が悪いとか『犯人探し』をするようなものではない。今は是正されているならそれでいい」と答えて、取り合ってもらえなかった。

問題の発端となった福祉部に始まり、公益通報・ハラスメント相談・内部監査の総務部、不適正事案報告の3役まで、つくば市役所内で頼った全ての部署で同様の対応だった。「全て改善している」も同じである。

「世界のあしたが見えるまち」は素敵なスローガンだが、「明日しか見てないまち」になっては困ってしまう。改善・是正するのは当然のこと、それはそれで大事。しかし振り返り検証することも同じく大事である。「前向き」と「反省」は両立できるし、確かな反省の上に前を向いた方がきっとより高く飛べるだろう。

³⁸ 以下の2通のメールを送っている；

令和6年2月7日「社会福祉課の不適正（疑い）事案（生活保護CWによる現金取扱及び各種監査での虚偽報告）について」

令和6年2月13日「【第2報】社会福祉課の不適正（疑い）事案（各種監査での虚偽報告・加算の誤り等）について」

危機管理監と秘書課長からは2回とも確認返信はあったが、メール返信はなく、対応もなかった。

³⁹ 「新たな500件」については、令和7年9月13日に「生活保護不適正事案に係る第三者による調査のお願いについて」と題したメールを[]市長宛（副市長他含む）に送付し、同月16日に確認返信はあったが、同じくメール返信はなかった。

⁴⁰ 令和6年9月10日、[]議員の一般質問に対する市長の次の答弁；「今年5月20日に福祉部から事案の第一報があり、その後、調査結果の詳細が7月のプレスリリース前日にありました。」

ただし、それも障害者加算誤認定等について問われた場面であり、虚偽公文書作成等問題については令和6年9月13日の定例会見でも市長は明言を避けている。

2. 公益通報制度について

受理に3か月以上かかったことが話題にもなったが、問題はそれだけではない⁴¹。

通報直後に担当者から「これは私怨によるものか」と個人的に聞かれたり⁴²、要綱様式(通報書)で通報をしたところ、担当者から「それだけではわからない」と任意様式で追加情報を求められたりもした。受理前も、受理された後も、担当者へ連絡しても返信はない。

そうした総務部の問題のみならず、約1年待つようやく是正勧告が出た後の福祉部の対応も同様に問題である。令和7年2月6日に市長名で福祉部長宛に発出された「職員等公益通報事実認定報告を受けて講じる是正措置について」の3で「福祉部社会福祉課において、生活保護法施行事務監査における監査報告資料の全項目について運用の実態と異なる報告となっていないか点検を行うこと」と命じられているが、それを市報告書作成段階において尚、怠った。債権管理、扶養義務調査等の項目でも虚偽があるが、市報告書には記載されていない。

さらには令和6年度監査での回答において次のように記載している点も問題である；

「元社会福祉課員からのほぼ毎日にも及ぶメールや電話による問合せの対応、また、これらに関連する議会対応もあり、修正案の見直しが遅延した。」

このような記載は、公益通報者が過度で業務妨害的との印象を与えやすく、その社会的評価を著しく下げる効果があり、公益通報者の名誉をひどく傷つけるものである。前回請願でも述べたが、「ほぼ毎日にも及ぶメールや電話」は事実無根である。社会福祉課長へその旨を抗議し、文書の文言修正を依頼したが、拒否されている⁴³。

そして以上のことは前回請願でも指摘したが、その後総務部と市長は再度の是正勧告を行う等の対応を行っていない。それはつまり公益通報に実効性及び意味がないことを示している。

⁴¹ 令和6年9月13日定例会見で職員から請願・陳情が出たことについて問われて市長は「極めて深刻に受け止めています。請願にまで至らせてしまったことは、本当に申し訳ないと感じています。(中略)もしも調査が行われていないとの思いを通報者に抱かせてしまったのであれば」と答えている。

非常に残念ながら、私はその「思い」？いや「事実」は今も抱いている。果たして市長は、今も「極めて深刻に受け止めて」くれているだろうか。

⁴² つくば市職員等公益通報に関する要綱(平成19年3月16日告示第90号)第3条第3項には「職員等は、公益通報について、市の行政運営の適正化に資するために行うものとして、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によりこれを利用してはならない。」とあるため、職務上聞かれたならば理解できたが。

⁴³ 社会福祉課長曰く「そのような(=公益通報者が過度で業務妨害的との印象を与え、その社会的評価を下げる)意図ではない」とのことであった。ではどのような意図だったか、と再度質問したが2か月返信がない。

また一方では、福祉部長が他職員に対して「明らかに適さない言い方があったこと」を認め、謝罪しているとも聞いている。職員ごとに対応を変えることは、国の基準によってもパワーハラスメントに該当するのではないか。

さらには現在市役所内で全く面識もない職員から「(請願者は)市役所を早く辞めればいいのに」や、さらに過激な陰口が出ていることも把握している(発言者も特定済みである)。今後人権救済申立て等検討していくとしても、市役所内のこのような状態を総務部も、市長も把握しておきながら、その是正に向けた措置を探らないことは公益通報者保護法に違反する状況であると言えるだろう。私が公益通報者として保護されているのは議会において私の発言箇所だけ秘密会にされることで、私にとっては市民に問題を適切に発信する機会を奪われるという意味で不利益でしかない。市役所内では個人特定が周知の事実なのだ。保護という名で隠蔽に加担させられることにこの場を借りて明確に抗議したい。

市役所のコンプライアンス(法令遵守)違反は著しい。この請願は「答え合わせ」を求めるものでもある。

3. 労務管理について

時間外勤務手当の未払い問題は、社会福祉課分は支払われたものの、他の5課分は未だに支払われていない。5課がどこの部署かも、その未払いの規模も一切公表がない。

また、未払いの支給は「問題への対応(解決)」であり、「問題の原因究明・再発防止」は未だ未対応のままである。もちろん人事課は「対応している」と言うだろう。しかし、それに対しては令和7年3月に公平委員会から勧告が出ている。つくば市政初の勧告であり、「適正な労務管理の実現のための措置を採る必要がある」というあまりに基本的過ぎる内容で勧告を出されたという、その事実を重く受け止める必要がある。そして、人事課は勧告後も「適正に労務管理をするように」と周知するだけで、何ら具体的で実効的な対策は採っていない⁴⁴。

未払いの速やかな支給も勧告には入っている。今回社会福祉課は、サービス残業強要により未払いとなったことで、その支払いが職員の「自由意志」⁴⁵に委ねられた。その結果、請求権を放棄した職員もいる。放棄された分がどれだけあったのか、なぜ放棄されたのか。それすら市報告書には記載がない。問題は金額だけの話ではない。どれだけの時間数が放棄されたかわからなければ、適正な業務量を把握できず、適正な人員配置ができないからだ。根拠のない人員増は、現在の全庁的な削減の流れを考えれば、他部署にすれば羨ましい限りで、市民感覚からすれば不明瞭で隠蔽と疑われても仕方がないだろう。

さらに特殊勤務手当と時間外勤務手当について、つくば市職員の給与に関する条例が労働基準法に違反している可能性⁴⁶も出てきており、その早期改正と是正も望まれる。

福祉部に話を戻せば、なぜサービス残業強要が何年も続いたのか、問題発覚後の対応(時効承認等)は適切だったのか等、市報告書は多くの疑問を残したままである^{47,48}。

⁴⁴ 公平を期すならば、周知の回数が増えたことは事実である。しかしただそれだけである。周知だけならこれまでもしてきて、その周知がありながら社会福祉課(福祉部)管理職はサービス残業を強要し続けてきたのだ。周知はそれだけでは効果がなかった、それが事実である。公益通報も然りで、「言う」だけではダメだと認識を改める必要がある。

またその周知の中身を見れば「自主的な時間外勤務」との例もまだあることに驚かされる。職員・管理職(の「意識」)任せではなく、市として確かな「制度」設計をしていただきたい。

⁴⁵ 未払いになった経緯(違法とも呼べる行き過ぎた指導)を考慮せず、ただの未払い賃金問題としてと処理されることに違和感を抱かざるを得ない。その理論で市が支払の責任から逃れることは(仮に法的に黒と言えなくても)道義的(あるいは政治的)な姿勢として、問題ないのだろうか。

また一職員の立場からすれば①管理職からのサービス残業強要の違法な指示に従うか、②未払分を請求するか、の2つの「踏み絵」を越えなければならず、その是正を求めて公益通報した者が全庁的組織的イジメに遭っている現状を目の当たりにしながら、それは代償が高過ぎる「踏み絵」ではないだろうか。踏める勇気がある職員ばかりではないと、踏んだ私は思う。踏んだ感触はもはや地雷であった。兵庫県例を出すまでもなく、残念ながら今の日本で公益通報は命がけである。いつかできるかもしれない、つくば市の新たな公益通報制度では、どうか「世界のあしたがみえる」ような、やさしい制度設計をお願いしたい。

⁴⁶ 地方公務員法第58条3項、同4条1項によれば、地方公務員の一般職に対しては労働基準法37条が適用され、時間外勤務手当の算定に用いる基礎となる賃金は、給料、地域手当及び特殊勤務手当となる。しかし市条例22条の「賃金」には特殊勤務手当が含まれていない。

⁴⁷ 福祉部の「全て改善している」は「言ったもん勝ち」、総務部の公益通報・労務管理は「言いつ放し」である。とても誠実とは言い難い。市役所の不誠実のツケは市民に回ってしまうのだ。

⁴⁸ この内容は、本来公平委員会へ措置要求をするべきものであることは承知している。しかし、公平委員会にも限界はあり、さらには勧告が出てそれが守られない状況がある、という点は市議会にも知っていただきたい。

その上で、このような問題を二度と繰り返さないために、「気を付けます」以上の何かを市に約束させられるよう市議会には働きかけてもらいたい。良い職員を守るといことは、市民への良いサービスを守ることに他ならないからだ。私の請願はどこまでもつくば市民のためである。

D. 最後に

以下、平成 28 年 11 月 18 日産経新聞より引用(太字下線は請願者による);

13 日に行われたつくば市長選で初当選した~~〇〇〇~~市長~~〇〇〇~~が 17 日、同市役所に初登庁し、その後の記者会見で、総合運動公園問題について**完全解決**を重ねて誓った。(中略)

記者会見では「総合運動公園問題の完全解決が第一の公約で、それに取り組むことが市民との約束」とした上で、「**第三者委員会を立ち上げたい**。関係各位の協力をお願いし、起きたことを全て明らかにする。(中略)」と説明した。(中略)返還できない場合の活用法については「先のことを今、話すのは得策ではないので控える」と述べるにとどめた。(以上引用)

あれから 10 年⁴⁹。あのときも一度は議会で可決されたものの、住民投票を行い、市長は議会ではなく住民投票を民意だと言った。請願も過去議会で不採択となっていて市長は議会が民意だと言うが、住民投票を行うまではまだ本当の民意はわからないのではないかと~~〇〇〇~~市長の初心に心からの敬意を表して⁵⁰、私は請願事項 2 でインターネット住民投票を求める。インターネット投票の先駆者となり、そのハードルを下げてくれたのも~~〇〇〇~~市長である⁵¹。

しかしながら、矛盾するようにはなるが、私はつくば市議会として市民のためという矜持を持って、第三者委員会設置を採決していただけるよう、請願事項 1 を強くお願いしたい。

いずれにせよ、第三者委員会の設置は、「審判をつける」だけのものであるから、その調査・検証の結果、改めて「全て改善している」と言える日がつくば市に来ることを、私は誰よりも願っている。2 度あることは 3 度あった(不採択⁵²)、次は 4 度目の正直(採択)を⁵³。

⁴⁹ 監査委員のひとり、~~〇〇〇~~氏は~~〇〇〇~~市長時代に保健福祉部長であった。そのため令和 6 年 8 月 21 日 PR された過去 10 年分の国庫負担金を過少請求していた問題について住民監査請求を行った際に、不正の当事者の可能性があると思い、監査委員としての適格性を抗議した。しかしながら、~~〇〇〇~~委員及び監査委員事務局の回答は「~~〇〇〇~~委員が保健福祉部長だったときには同様の不正はなかった」として適格である、というものであった。つまり、この問題はそれ以後に始まり 10 年間も継続されたものであると言える。

⁵⁰ ~~〇〇〇~~市長の最初の公約のひとつに「退職金 0 円」があった。実際に 1 期目は条例改正で 22 円にし、記者会見でも「4 年ごとに 2 千万円を受け取るのは市民感覚からかけ離れていると思ってきた」とも話していた。

生活保護問題で複数の記者が「市民感覚」という言葉を使い「隠蔽ではないか」と疑問を何度か投げかけているが市長はそれを毎回否定している。いつの間にか「市民感覚からかけ離れて」しまったのかと心配である。議員の皆さんもどうか市民感覚を忘れずに審査いただきたい。

⁵¹ 令和 6 年 11 月 12 日市長定例会見で、市長はインターネット投票で目指していたこととして以下を挙げている；「市民が政治家の実績評価をする機会を、選挙以外でつくること。投票が無駄ではなく、結果に必ず影響を与える仕組みをつくること。(中略)市民が日頃から市政情報にアクセスしやすい環境をつくること。インターネット投票の経験値を積み重ね、国にその材料を提供すること、など」。さらにインターネット投票の今後について「政策評価が良いのか、それとも別の形が良いのかなど現在、色々と検討をしている」。「『毎年実施したら良いのでは』、『子育て政策など個別の政策ごとに意見募集したら良いのでは』など」。「『退職金ではなく、こういうテーマでやったら良いのでは』などの声が生まれてきます。」「一つ一つの積み重ねが大きな変化になりますので色々と試したいです。逆にご提案いただければ幸いです。」と答えている。この請願も提案のひとつである。ぜひ試していただきたい。

また同じ記者会見の質疑応答の中で、窓口時間短縮にも触れられているが、窓口業務の多い課が時間外勤務手当未払いの 5 課なのだろうか。以前は 8 時半の始業時間と同時に窓口を開けるための業務や、17 時 15 分の終業時間と同時に窓口を閉めた後の業務は恒常的に時間外対応だったが、時間外勤務手当を請求してこなかった、と聞いている(だからこそ市から窓口時間短縮の数値的効果の公表がいつまでもない、と考えている)。しかし、だとすればとても 5 課では足りないことになり、令和 6 年度全庁調査の実効性が疑問視されてしまう。「全て改善されている」の「全て」とは具体的には一体何のことなのだろう。

⁵² 令和 7 年度つくば市議会不採択(否決)となったのは、私の前回請願と市長のファーストクラス議案のみ。

後者について市長は「今回私が反省しなくてはいけないのは、私自身全く乗る気がないから構わないと思っていただけです。私が乗らなければいいといった個別のことではなく、制度として担保をしていくということはとても大事だと思います。」と記者会見で語っている。生活保護は、その利用するしないにかかわらず、全国民が関わる制度である。どうか他人事ではなく自分事として、市民感覚に寄り添っていただけることを願ってやまない。

⁵³ 今回請願は 12 頁、前回は 99 頁、合わせると、一十一に届く(はずである)。



請願 第 4 号

令和7年(2025年)8月27日

つくば市議会議長 殿

つくば市「生活保護業務等の不適切な事務処理」の原因究明を求める請願書

請願者

住 所 茨城県牛久市

氏 名

連絡先

紹介議員

酒井 泉

【目次】

A. はじめに【請願事項】

B. 市報告書の問題点

I. 調査の経緯及び目的

II. 調査の概要

III. 不適切な事務の調査内容

(総論として)

- 1 職員給与における時間外勤務手当の未払いについて
- 2 職員給与における特殊勤務手当の未払いについて
- 3 障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務について
- 4 障害者加算の誤認定について
- 5 重度障害者加算の誤認定について
- 6 不適切な債権管理による国庫負担金への未算定について
- 7 生活保護費支給の不適切な取扱い及び虚偽の報告について

IV. 市報告書で記載されていない問題

V. 前回の請願審査特別委員会について

C. 最後に(今後同様の問題を繰り返さないために)

A. はじめに【請願事項】

つくば市生活保護業務における一連の問題について、私はつくば市議会に対し令和6年9月及び同年12月に計2度、その実態を報告しその適正化(真相究明・再発防止と改善)を求める請願をしました。残念ながら、一度目は改選のために、二度目は令和7年6月23日につくば市福祉部が発表した「生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告書」(以下「市報告書」)の内容で問題は解明され再発防止策も十分であるとして、それぞれ採択に至りませんでした。

しかし、令和7年6月25日提出した「生活保護業務等の不適正な事務処理に関する第三者委員会による調査・検証を求める陳情」でも述べたように、市報告書は、業務のわかる私たちが読めば非常に不十分で不誠実と言わざるを得ない内容で、第三者による徹底的な調査が必要であることをより強く感じさせるものでした。

つきましては、つくば市生活保護業務における一連の問題の真の原因究明のため、市報告書の問題点を個別具体的に説明し、改めて第三者による調査を求める請願を提出いたします。

生活保護は、憲法第25条に基礎を置く、日本国民の生存権を保障するための制度であり、法定受託事務であり、つくば市も市民の最低限度の生活を守る責務があります。

生活保護を必要とする困窮した市民が安心して生活していけるよう、職員が安心安全に働けるよう、そして納税者である国民から確かな信頼を得て適正な生活保護業務をしていけるようにしていただけることを今も心より願っています。

【追記】

令和7年7月10日市長定例記者会見の会見録が(同年8月5日に)公表されました。それによると、市長も「福祉部の報告書としては、報告すべきことはされていると考えています。」とのことでした。それに対して記者から「福祉部が主体的に本質を追求しようとする意志が全く欠けている」、「問題を解明してこのような失敗がないように社会に還元するという姿勢がない」、「全然反省していないように思」えた、等の発言がありました。

私もその記者に同感で、市は未だに「主体的に何が本質かを把握してない」と思っています。ただ、ひとつ大きな救いは、市長は前述の発言の頭に「現時点での(福祉部の～)」と付けています。そうです、まだいくらでもやり直せます。私はこの請願でつくば市の一職員として、市長の思いになんとか応えられるよう、「現時点での市報告書」の問題点を思いつく限りの「正直な言葉」で挙げました。どうかこの請願が問題の本質の理解の一助となり、最終的な報告書作成に向けて微力ながらお役に立てますことを願っています。

ただ繰り返しになりますが、その最終報告書は市によるものではなく、公平な第三者によるものでお願いします。その理由を(そして「問題の本質」を)B以下で詳しく述べます。

【記載上の留意点】

- プレスリリースは、例えば060509PRのように、「(和暦〇〇年)(〇〇月)(〇〇日)PR」と表記する。仮に同日に市として複数PRがあったとしても、社会福祉課(福祉部)関係のPRを指す。
- 記者会見は、例えば060510 会見のように、「(和暦〇〇年)(〇〇月)(〇〇日)会見」と表記する。基本的には市長定例記者会見を指す。私自身の060905 会見は言及していない。福祉部及び社会福祉課による会見も2回(060821 会見・070623 会見)あるが、会見録が公表されていないため、それらに関する言及は報道等による部分が多い。市民のために、どうか速やかな公開をお願いしたい。
- 議会は、例えば 070624 請願委員会のように、「(和暦〇〇年)(〇〇月)(〇〇日)(委員会・一般質問等)」と表記する。請願特別審査委員会は「請願委員会」と表記する。

【請願審査時の留意点】

タイトルだけ見ると前2回の請願とほとんど変わっていないように思えるかもしれないが、この請願は新たな事実を含むものであり、別物として扱っていただきたい(※)。

それでももし「いや、新たな事実などない」と言い出してしまうと、「ライオンのパラドックス」に陥ってしまうため、注意してほしい。

①新たな事実がない。

→請願記載の事実は(市内部で)既出であり、市報告書には入れなかった。

→市当局は隠蔽をした。市議会もそれに加担した。→第三者による調査が必要

②新たな事実がある。

→市報告書は不完全だった。→第三者による調査が必要

もちろん、これは思考実験の例であって、きっと現実には「逃げ道③」は見つけられる。私はつくば市役所において、法や合理性といったものが「権力」の前で打ち負かされる場面も数多見せられてきた。

第三者による調査それ自体、子どもの注射ほど、怖いものではないはずである。市報告書が正しいとしたら、それを客観的に証明するだけであるから。それでも第三者による調査をしないとしたら、それはすなわち(やましいところがあるから隠しておきたいという)「権力」の誤った行使によるものであると私は断定したい。

この請願は全編を通して、「法」の「権力」に対する戦いであると言える。私は市民のためにつくば市に「法治主義」を取り戻したい。「世界のあした」にもきっと法は必要だ。

とはいえ、私がこうして頼っているのも同じ「権力」であるのだが、どうか正しく行使して、「はい」か「YES」で応えていただけを願っている。では最後までお付き合い願いたい。

(※「百条委員会」も今回請願事項に含めていない。委員のトラウマに配慮した。いつかは市民のために克服していただけることを期待している。法は市民のためにあるはずだ。)

誤解ないように念には念を入れて先に断っておくが、私は市報告書が全て間違っていて、私の請願が全て正しいとは主張していない。私は決して優秀な者ではない。当然間違えるし、足りないし、わからないものはわからない。ただ、市報告書が全て正しいわけでも十分なわけでもないことはわかる。だから、議論をするためにこの請願を記した。今つくば市に必要なのは盲目的信仰ではなく、建設的議論だと私は信じる。私が求めるのは、第三者による調査であり、それ以上でもそれ以下でもない。悪しからず。

B. 市報告書の問題点

I. 調査の経緯及び目的

- ・「つくば市が既に公表した不適正事案以外にも、不適切な事務処理が判明した」

「つくば市が既に公表した不適正事案」とは市報告書のどれで、「以外にも」「判明した」「不適切な事務処理」とは具体的に何を指すのだろうか。

前者を「プレスリリースした事案」と仮定すると、070417PR「通知文における発信者名の誤りについて」が市報告書に入っていないのはなぜだろうか。報道によれば「令和7年4月職員から指摘があり」発覚したことになっているが、実際には、令和5年度から指摘され、是正も進んでいた(※)この問題について、市報告書で入っていないのはなぜだろうか。

(※令和7年4月にも指摘した職員がいるのかもしれないが、その裏にはそこまで隠してきた管理職がいることもまた事実である。問題発覚の本当の時期はいつなのか。調査期間や公表時期は適切か。不適切だった場合それはなぜなのか。市報告書を読む上では全編通してこの視点が不可欠である。)

後者は、例えば調査内容7がプレスリリースされていないことを指すのだろうか。しかし、060913 会見時点には遅くとも周知の事実となっていたことで、しかも「管理職による指示で虚偽」公文書を作成し、茨城県に対し行使し、虚偽報告を行った事案であり、その同じ管理職が市報告書の調査・作成を担当していたことを考慮すると、これに「判明」はさすがに当てはまらないのではなかろうか。では、調査内容1～6はPR済みであり、調査内容7も違うなら、「判明」した「不適切な事務処理」とは市報告書の何を指すのか。

まさか「『判明』はしたけど、報告はしない」との意味ではないと考えたいが、社会福祉課は時折言葉遊びが過ぎるときがあり注意が必要である。一例を挙げると例えば次の文章；

「元社会福祉課職員からのほぼ毎日にも及ぶメールや電話による問合せの対応、また、これらに関連する議会対応等や、障害者加算等の確認をしていたことにより、監査当日までに、課長補佐や生活保護係長から所長・課長等へ報告が不十分であったため、調査内容を十分に把握できていなかった。」

これは令和6年7月9・10日茨城県による生活保護施行事務監査(一般)において、事前通知されていた質問事項に、福祉部長と社会福祉課長が答えられなかった理由を県から聞かれ、回答しているものである(令和6年10月7日付け「再提出」)。

この文章を読んで、「ほぼ毎日」がどこの部分にかかっているか、福祉部の意図・真意がわかった人がどれだけいるだろう。正解は「対応」である。「元課職員からのメールや電話」と思った方は残念ながら不正解である。(社会福祉課長に確認済(令和7年5月22日)。)

この文章(回答)の内容については、請願後半で改めて検討するとして、いずれにしても、この一例は、市報告書は注意深く(時には自らの常識・先入観すら疑って)読む必要があることを教えてくれている。

- ・「このような事態」

一連の不適正事案が明るみになる発端となった060509PRでさえ報道機関への外部公益通報の結果であり、060719PRも直前に茨城県による生活保護法施行事務監査(一般)が行われ、令和6年9月議会への請願も外部公益通報の延長であること等を考慮すれば、(批判ではなく論理的帰結として)つくば市には問題を主体的に公にする意志がなかったと言わざるを得ない。(正に冒頭の会見で記者が指摘したとおりである。)

この報告書全編を通して、決定的に、そして意図的に欠如していることは、「なぜ『このような事態』になったか」である。問題発覚の経緯がすっかり抜け落ちている。各問題発生

の経緯ではない。どうして問題発覚の経緯が「このような事態」になったか、である。そして、そこにこそ、(もしかしたら報告書の調査対象(内容)とされた7件の不適正事案以上に、)現在のつくば市が抱える組織的問題が顕著に表れており、その議論を避けていては問題の最終的解決にはたどり着けない。本請願ではそこも重点的に解説したいと思う。

・「これまでの資料やデータの事実確認調査」

070624 請願委員会における福祉部の発言では「現在保護を受けている世帯・ケース」と徹底して表現されているが、本来であれば少なくとも「過去5年の期間に保護を受けていた世帯・ケース」となるべきであって、調査対象の範囲が不十分である。また同委員会での発言が真実であるとすれば、茨城県も同意しているようであり、市を監督すべき県がその機能を果たしていないことになり、問題の矮小化・隠蔽に加担していることになるが、県は本当に同意しているのだろうか。上級機関である県を利用してはいないだろうか。

・「職員への書面調査や聞き取り調査等」

この調査はそもそも誰がどのような目的でアンケートを行い、どのように公表されるかについて職員に対して知らされていなかった点で、市に都合のいい結論を作成するための恣意的調査ではなかったか。「選ばれた(一部の)職員」のみが聞き取りをされたことも不平等である(なお私は聞き取りされていないし現金取扱に関しては書面調査すらされていない)。全ての職員に調査の意図・目的を説明し、公表されることまで事前に同意を得た上で、全員に同項目の調査をすべきであった。

書面調査はその意義も知らされないまま短期間(令和6年10月4日(金)定時後に依頼され翌週木曜10日まで。実質4日間しかなかった)で回答させられ、一方で県監査への回答に調査結果は活かされず、公表されたのは年度も跨いだ10か月後である。

なお私が令和7年5月23日福祉部長と面談した際に書面調査の内容に触れ、県監査に活かされていないことを尋ねたところ「県監査後にわかったから…」と発言していたが、市長が部長に命じた調査の結果が半年以上も部長に共有されないということはあるのか。また詳しくは後述するが、調査担当は社会福祉課長と同課長補佐だそうだが(060913 会見より)、県監査への回答が課長と課長補佐を通らずにされるということがあり得るのだろうか。なお、市は県監査(一般・特別合わせて)に対して、少なくとも計5回は回答している、1回限りではない。故意なくしてそこに齟齬が生じえるのだろうか。

それらも踏まえて、市報告書は調査担当者の目的に対して有利に、そして反対に調査担当者に不利な部分は削除されている、と考えている(具体的な根拠は後述する。これは推論ではなく論理的結論である)。これだけでも第三者による再調査が必要と考えるが、いかがだろうか。

II. 調査の概要

1

繰り返しになるが、本来は時効の5年間に生活保護を受けていた全てのケースを対象にすべきである。

さらに言えば、不適正事案としては時効に縛られず記録の残る全ケースについて点検を行うべきである。時効を口実に期間を不必要に限定するのは隠蔽である。

2～3

対象職員の数については名簿が添付されているわけではないので、該当期間の在籍職員全員なのか一部なのかは判断できない。この一連の不適正事案も起因とする退職者もいるため、そこまで調査していたらよいと思う。いずれにしても、2と3の対象者を揃えるべきであったし、せめて何を基準に書面だけの人と聞き取りまで行った人の区別をしたか明確にしなければならないと考える。それがなければ市が何と言おうとそれは恣意的調査である。(そもそも聞き取りを受けたとされる 37 人の職員はどこまでそれがこの聞き取り調査だと伝えられていたのだろうか。少なくとも私は聞き取り調査をされた自覚がないが、まさかいつの間にか勝手に数に入れられているのだろうか。)

4

ここも非常に恣意的である。

まず期間にしても、令和6年度に発覚した問題であり、報告公表が令和7年度になったのであれば、そこまで載せるべきである。さらに後述の調査内容1によれば、時間外勤務手当申請の有無が人事評価に影響していた可能性もあり、ここに載る係長以上の経歴は大きな意味を持つと言えるだろうし、将来的処分のみならず過去の人事評価の見直しも必要ではないかと考える。

次に人選についても、確かに「報告書内」と前置き限定しているとはいえ、係長以上でも記載がない人もいるのにも意図が見て取れる(例えば平成 26 年度～令和元年度までの部長がいない)。また「福祉部」作成の報告書であり、1～3まで「部」あるいは「課」と記載しているのに、ここでは唐突に「所長」という表現が使われ、意図的に「部長」「次長」という表現を避けた印象がする。実に姑息で、市民に対して不誠実である。

具体的に修正するならば、次のとおりである。

(アルファベット:【在籍年数】【CW 経験の有無】経歴詳細の順で記す。CW 経験の有無について不明な場合は不明とする。また CW としての在籍期間は在籍年数に含めず係長以上で社会福祉課及び福祉部(旧保健福祉部も含む)在籍の年数のみとする。市報告書のアルファベットだけで私が個人を特定できない者については(不明)とする。W・X・Y・Zを追加。)

A: [redacted] 課長補佐(H27～29)→課長(H30～R3)

B: [redacted] →課長補佐(H30～R3)→課長(R4)

C: [redacted] 課長補佐(R4)→課長(R5) [redacted]

D: [redacted] 課長補佐(R5) [redacted]

E: [redacted]

F: [redacted]
[redacted]
G: [redacted]
H: [redacted]
[redacted]
I: [redacted] 係長(～H29)→他課係長(H30)→係長(R1～R4)
[redacted]
J: [redacted] 係長(R1) [redacted]
K: [redacted] 係長(R2) [redacted]
M: [redacted] 係長(R3～R5) [redacted]
N: (不明)
R: (不明)
W: [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
X: [redacted]
Y: [redacted]
Z: [redacted]
[redacted]
[redacted]

以上からわかることは例えば以下のとおりである。

令和6年度に一連の不適正事案が公表され、市長から調査を命じられたのはH [redacted] であり、調査を担当したのは X 課長と D 課長補佐である。令和7年度福祉部・社会福祉課に在籍しているのは、一覧からでは [redacted] である。

市報告書からはわかり得ないこと；

例えば、報告書内でまるで不適正事案の多くで「主犯」であるかのようにされている B がその [redacted] 時代に、[redacted] 「所長」である H から評価され [redacted] ていたこと。

例えば、令和元年度会計検査の指摘を報告しなかったとされるF所長 ([redacted]) が [redacted] に昇格していたこと。

例えば、 [redacted]

Xには生活保護業務の経験がないこと。詳しくは後述するが、これまでは福祉職ばかり・経験者ばかりで社会福祉課は職場(人事)が固定的だったことも私は人事課に相談していて、令和6年度は実際CWに福祉職ではない職員も配置されたため、課長職もそれに合わせて、(新たな試みとして)未経験者にしたのか。だとすれば、少なくとも人事課には、これら一連の問題が組織の問題であるとの認識があったことになるが、果たして。

他にも例えば、070611 一般質問で市長が「虚偽公文書作成にあたる可能性は高いと考え(中略)職員の処分等を検討していきます」と答弁していた、令和5年度県監査資料を作成したであろう職員Yについての記載もない(今後の捜査への影響も考慮し私もYの経歴の追加はあえてしていないが、調査内容7でも一度も登場していないことには違和感がない。調査した上作為的に秘匿されているのか、そもそも調査すらしていないのか、全くもって不明である)。(また、詳しくは後述するが、調査内容7については終始「虚偽の報

告」と表現され、虚偽公文書を作成及び行使した事実には触れられていない。つくば市職員処分指針において「虚偽公文書作成」と「虚偽報告」ではその程度が大きく違うことを考慮しているのではないかと疑ってしまう。）

[Redacted text block]

III. 不適切な事務の調査内容

(総論として)

(1) 不適切な事務の概要及び要因と(4) 考察・結論の違いが不明確である。

(1) 「概要」部分はどちらかと言えば「経緯」に近く、「要因」部分は(2)(3)の調査結果に基づかないもので、報告書作成者の認識によるところが多く、報告としては読む人に誤った先入観を抱かせてしまう可能性があるのが不適切である。(それともあるいは「誤った先入観を抱かせる」のが意図なのか。)

(4) もそれこそが「結論」であるはずなのに、(2)(3)の調査結果に基づかない部分も多く、報告書作成者の認識で書かれている部分が多い。後述するが、特に調査内容5「重度障害者加算」においては調査結果と考察・結論の乖離が顕著で、Dが(少なくとも該当部分)報告書作成者であることが確実であり(CかDにしか書けない内容であり、Cは前述のとおり令和6年4月に異動しているため、Dが書いたことがわかる)、当事者による調査結果に基づかない考察・結論に何の意味があるのか。何か意味があるのか。

(2) 調査の方法等

調査方法・調査対象・調査項目、その全てが恣意的で不十分である。

一例として、調査対象の係長以上については職員経歴で示したアルファベットくらい最低でも示すべきである。それなくして「職員の処分等については、今後、この報告書を基に総務部が中心となって検討していく」(調査の経緯及び目的の本文 17～18 行目)ことは現実的に不可能ではないか(そもそもアルファベットで可能なのは置いておくとしても)。私は職員の処分はどこまでも結果論であると考えたため、積極的に賛成でも反対でもないが、このような誰かの意図が色濃く反映された(「悪意に満ちた」と換言してもよい)報告書で処分が決められることには断固反対である。

繰り返しになるが、これら一連の問題はつくば市の組織的問題であり、一部の職員に罪を被せても解決はしない。むしろそうすることこそが、より大きな問題の本質である。積極的に不正を行った者、不正と知りつつ(職責がありながらも)放置した者、(積極的・消極的を問わず)不正に協力した者、職責を放棄し問題に気が付けなかった者、問題に気が付いて声を上げて結局変えられなかった者、当然私自身も含め、私たち全てにそれぞれの責任がある。全くの「白」はいない。だから第三者による調査を求めている。

仮に、報告書作成者の「意図」を抜きにしても、その「能力的」な面ではどうだろうか。不適正事案の多くの原因が認識や知識の「不足」だと言うなら、令和5年度まで事務を行っていた当時「不足」していたものが令和6年度の報告書作成段階には報告書作成に足るだけ「充足」していた、とどうして言い切れるのだろうか。

一例を挙げるならば、070624 請願委員会で「『私たち業務のわかる職員』が調査・作成した報告書で疎明できる(から第三者による調査は不要)」と話したHであるが、次のようなエピソードがある;①令和6年1月 17 日私と面談した際には「生活保護は特殊だからわからない」と話していた()。②(詳しくは市報告書 17 頁参照)障害年金の受給権の有無が加算の要因となることを認識したのが()令和6年2月だった。③令和6年度県一般監査(令和6年7月9・10 日)をXと受検したHは、県から同年3月に監査で確認すると予定されていた項目について「回答できる体制になく、」「十分な回答がなかった」と県に評価されている(県の指摘に対し「説明を予定していた職員(=D)が急遽休暇になったこと」を要因に挙げているが、

それはDしか「業務がわかる」管理職がない、という意味ではないのか)。さて、以上を踏まえてもまだ、Hは「私たち業務のわかる職員」と言えるのだろうか。

誤解なきよう申し上げておくが、私には請願全編を通じて特定の個人を貶める意図は一切ない。上記はあくまで「一例」で、Hだけではない。この請願を最後まで読んで、今のつくば市役所内に適正な報告書を作れる職員がひとりでもいると言えるかどうか、どうか冷静に考えていただきたい。当然私にだって無理である。私は問題意識が多少高いかもしれないが優秀なわけでは決してない。市報告書の問題点を数多挙げているが、わからないところはわからないと記述した。

大事なことなので繰り返すが、私には請願全編を通じて特定の個人を貶める意図は一切ない。そうではなく、再三の繰り返しになるが、最近まで県特別監査を受けていたのだ、その反省に立ち、如何なる疑念の入る余地もないような公平かつ公正な調査をお願いしたいだけである。

(3)結果事実

市報告書中で唯一事実が書いてある部分である。しかしなぜか市当局によって070624 請願委員会で読み上げられることがなかった部分でもある。(同委員会で「報告」されたのは、(1)(4)(5)であり、いわゆる「作文」部分だけだった。)

そして、事実ではあるものの、その抜粋等が限定的であり、市が公に発表する報告書としてはあまりに不十分と感じる。また限定的とは同時に恣意的でもあり、報告書としての公平性を欠くものである。よくこれで決裁が受けられたものだと感心したが、恣意的な報告書を作成することが目的だとしたら納得である。第三者による調査の必要性を改めて強く感じる。

(5)改善状況

「改善」に似た言葉に「是正」があり、どちらも「間違った状況を良いものにする」ことを意味するが、両者の違いはその間違いが主観的なものであるか客観的なものであるかである。しかし、一連の問題は法令違反であり、客観的に間違っている。なぜ「改善」を選ぶのか。

同じ構図は、「不適切」という、市報告書タイトルにも入っていて、報告書内でも多用される言葉にも表れていて、その用法は正しいだろうか。「不適正」ではないのだろうか。

「不適正」を「不適切」と過少に表現し、「是正」を「改善」と過大に表現していることは報告書作成者の意図が入ったものであると言え、市の公的な報告書でありながら事実を伝えないという意味において、市民に対する重大な背任行為ではないだろうか。

ちなみに、つくば市役所の不思議のひとつに「不適正事案報告」をしたはずがプレスリリースではほぼ一律に「不適切」との表現になってしまうことは有名だが、これもそのひとつだとすればやはり組織的問題なのではないだろうか。

我々は政治家ではなくどこまでも行政であり公務員である。聞こえの良い言葉、綺麗な言葉ではなく、市民に事実を伝えるのが責務ではないだろうか。私は真の再発防止・「是正」策は、これを機に、公務員としての原点に立ち返ることだと考える。

1 職員給与における時間外勤務手当の未払いについて

(1)不適切な事務の概要及び要因

・令和5年6月29日係員会議において職員から「過去から現在進行形のサービス残業の事実」について指摘があり、C・Dはそれには返答しなかった。ちなみに、同会議の議題は「残業が多く当該年度予算がなくなりそうなので業務改善をどうしていくか」であったが、繰り返し「予算がなくなる」ことを言われただけで、管理職から適正申請の指示は最後までなかった。むしろ [] してきたばかりのDに「時間外はやったらやった分だけ申請して」と指示されたときの方が、職員の間では「ホントにいいの?」と戸惑いつつも好意的に受け止められていて、6月の係員会議は落胆と共に「やはり」という受け止め方であった。

ちなみに「やったらやった分だけ申請」したことが、6月時点で「時間外勤務手当の年間当初予算の半分近くなくなる」という結果を招き、係員会議の議題へと繋がった。

では次なる疑問は、なぜ当初予算がそんなに少なかったのかであるが、その答えは前年度まで不適正な労務管理をして時間外勤務手当の額を抑えていたから、であり、真に問うべき問題は、「なぜ予算を少なく抑えていたのか」となり、そして「その主体は誰(どの部署)か」となる。

その答えを考えるヒントも実は同じ係員会議にある。会議の冒頭C課長は「議会で残業代に関する一般質問が出て監視されているから残業を減らさなければならない」との理論で議題の説明を行っている。これはC「個人の不適切な判断」なのか、指示があつてのものなのか。さらにその指示があつたとして、それは明示的なものだったか、黙示的なものだったか。

例えば、(1)の後段で「間接的ではあるが申請をできるだけしないように促す等の不適切な発言や指導が管理職から行われた」とあり、それは(3)後半◆にあるような時間外勤務手当の申請と人事評価を結び付けたような言動を指すのだと推察されるが、もしかしたら同じような構図が管理職にもあつた可能性はないだろうか。

具体的には、係員会議でCは「必要ならば人事課に予算の増額は頼める」と話しているが、「人員配置や業務の見直し・改善の余地はないか、と人事課に聞かれるので、その説明をしなければならない(=だから増額の依頼はできる限りしたくない)」とも話している。つまり、時間外勤務手当を予算の枠で管理する組織的慣習があり(それは社会福祉課の分であっても人事課予算として計上されることもあり、人事課にその事務負担増をかけることも含めて)、「時間外勤務手当の増額は申請できるが管理職としての人事評価が下がる」といった黙示的指示・慣習があつたのではないだろうか。

あるいは、前年度までと比較して人事評価される可能性もあるのではないだろうか。前年度より時間外勤務が急に増えたら、前任者より評価が下がると考えたのかもしれない。そしてそこで合理的な「説明」をすればするほど、今度は前任者の批判のようになってしまい、前任者からの報復での人事評価を恐れたのかもしれない。これは推論に過ぎないが、例えばCは [] という極端な前例を見ていて、なおかつBが人事(一次)評価者だったわけである。時間外勤務手当の是正をすることよりもBに倣おうと考えたとしても、人間としては理解できる。

ただ、いずれにしても(詳しくは後述するが)歴代管理職らなぜサービス残業を強要してきたか、という重要な動機の部分が調査されていないため、現時点では闇の中のままである。「闇の中」に留めておきたい意図がないなら、ぜひ追加調査が待たれる。

市報告書では「管理職がなぜ不適正な労務管理を行ったか」について一切調査がなされていない。組織的問題ではなく個人的問題とするならなおのこと、その視点は必要ではないか。「管理職が部下に時間外勤務手当を申請させないメリット」が何か。私が推察したのは上記人事評価の可能性だったが、その当否含めぜひ追加での調査を求めたい。

・「令和5年(2023年)9月に社会福祉課職員から時間外勤務手当の未払いがあると指摘があり」

これは、私が人事課とWLB推進課に相談したことを指していると考えられるが、その際の相談内容は「社会福祉課では(過去3年に限定せず)長いことサービス残業が強いられる文化がある」であった。

・「職員に調査を行ったところ未払いの実態があったことが判明した」

この「職員」とは誰を指すのか。また「調査を行った」のは誰(どの部署)か。「未払いの実態」とは具体的に何を指すのか。後述するが、060509PR(翌10日会見含む)時点の発表内容と今回報告書内容との齟齬もひどい。その説明がないのはなぜか。

・「調査結果の第一報を令和6年(2024年)5月9日にプレスリリースした」

しかし、市報告書4～5頁にも記載があるように、令和5年4月～同年10月実施分は同年11月に社会福祉課から指示があり再申請し、令和6年2月21日に支払われている。当時プレスリリースはなかったのはなぜだろうか。隠蔽ではないのか。

・その後、私は令和5年11月27日にこの問題含め公平委員会へ苦情申し立てを行っている。

・同年12月末には川久保皆実議員へ相談し、令和6年1月11日同議員から福祉部長へ過去分について確認をしていただき、同月25日福祉部長より同議員へ「未払い分がある場合は、過去3年分に遡って支払いを行う」旨の回答があり、同月29日にHより対象職員へ再申請するよう指示があった。そしてそれにより時効が停止されたとされ、「令和3年1月分以降」が支払対象とされている。しかし一方で市長が「報告を受けたのは、今年2月頃」(060510会見)とあり、整合性が取れない(なお翌6月会見で再確認され「2月」で確かと答えている。060614一般質問でも「大枠の話聞いた」のは「2月」と答弁している)。職員から指摘があった「令和5年9月」でもなく、令和5年度分の再申請を指示した「令和5年11月」でもなく、「令和6年2月」にようやく市長に報告したのだとすれば、それはそのことが既に問題である。誰がいつ何を調査し報告し、しなかったのか。福祉部・総務部どの「管理職の不適切な判断」かの議論でも構わないが、私は組織的問題として考えていただきたい。

なお、市長が報告を受けたのが「令和6年2月」で確かだとしたら、このことは時効(時間外勤務手当も特殊勤務手当も時効承認は「令和6年1月」)の部分で問題となる。詳細は後述するが、つくば市では市長以外にも市の債務を承認できる人がいることになってしまう。

・前述の令和6年2月21日の支払いについて(プレスリリースしなかったことに加え)2つ大きな問題がある。まず1つは、令和6年5月定例記者会見での市長発言を見るに市長は令和6年5月時点においても2月の支払いについて報告を受けていなかったのではないかという点。例えば次のような発言;「ご指摘のように時間がかかっている中で、特殊勤務手当の未払いの金額が確定しましたので、まずそちらからだけでも、きちんと発表していこうとなりました」「今回そのような内容になったのは、まず確定を

したのが特殊勤務手当だったので、それをきちんと明示しようと、先に発表しました。」
これらは例えば次のような発言と矛盾する；「皆さんご存知のように、私は一切隠さず、
出せるものは全て出すという方針でやっています。」

もちろん、時間外勤務手当は「令和6年5月時点で確定していなかった(過去3年分全部は)」とも言えるが、令和6年2月 21 日に「令和6年2月時点で確定していた」分が支給されたわけで(我々は根拠のない給与を受け取ったわけではない)、そうするとやはり令和6年2月時点で発表しなかった合理的説明が見つからない。

ちなみに、060614 一般質問で同じ点を問われた際に、市長は「今の時点でどのことについて議員が言及されているか確定ができませんので、確認が必要だと思っております」と当初答えているが、質問は「プレスリリースではなかったのですけれども、実は令和5年度分の時間外勤務手当の遡及分というのが、4月から10月分までが令和6年2月に支払われているのですが、このことを市長は知っていますか」(山中真弓議員)であり、「議員」の「言及」は非常に具体的でこれで「確定ができ」ないとは思えず、「確認」後最終的に答弁したのが総務部長であることも考慮すれば、市長は当時この事実を知らなかったと解釈するのが合理的と考える。反論は受け付ける。

また、福祉部長ではなく総務部長が代わりに答弁したという事実から、この事案を報告すべきは総務部(人事課)であったことも推察される。ではなぜ、総務部(人事課)は2月に「大枠の話」しか報告せず、支払いの事実を報告しなかったのか。そして、職員給与支払いが市長の関知しないところで行えるということに驚きを隠せない。

・もう1つは支払いに際して給与明細が当初交付されなかったこと。私が令和6年2月26日に人事課担当者へ指摘をしたところ、「当該年度の雑所得扱いにする」と説明を受けたので、その場で抗議して、その後本来の支払年度の支給扱いとなった。そして給与明細が交付されたのは令和6年4月24日になってから。給与明細を交付しないことは所得税法違反であり、法令違反はつくば市不適正事案報告の対象であるはずだが、人事課及び総務部は当時その報告をしていない(人事課管理職に確認済み)。後日人事課管理職に確認したところ「認識不足だった」とだけ述べ、不適正事案報告しなかった理由は回答がなかった。FAX 誤送信やパス経路誤りはプレスリリースされ担当職員の責任にされてしまうのに、どうして不適正事案報告をしなくて済まされる部署があるのか。それもその部署の管理職個人の問題なのか。これこそ組織的問題ではないのか。

しかしながら、前述のとおり、支払いした事実を市長に報告していない事実を考慮すれば、給与明細を交付しなかったのは、事案隠蔽のための故意だったことになり、「認識不足」等では決してないこともわかる。(では、福祉部のように総務部でもこれは人事課管理職個人の不適切な指示の問題とするのだろうか。もしも「給与を支払う」「給与明細を交付する」をセットで考えるという認識が本当に不足しているとしたら、それは確かに人事課課長個人の問題かもしれない、が。)

・060509PR について。前述のとおり報道機関への外部公益通報の結果、取材が入り、市自ら公表した形にするためにプレスリリースしたと考えている。あのタイミングでのプレスリリースは、私自身が直前までの福祉部・総務部とやり取りをしていてその中で姿勢(人事課管理職の発言「遅延損害金は支払う予定がない」等)との整合性がない。

・また、サービス残業については令和6年3月に公益通報もされているが、その受理

はプレスリリース後、他4件の公益通報と同日(令和6年5月30日)である。令和5年6月係員会議、同年9月私から総務部への相談、同年11月令和5年度分だけ再申請指示、令和6年1月上旬市議からの確認、同月29日過去3年分の再申請指示、同年3月公益通報、同年5月8日報道機関からの取材、翌9日プレスリリース、同月30日公益通報受理。たったこの1件だけでも、公益通報の受理に時間がかかったのは市長が言うように「調査に時間がかかった」だけではないことは明白ではないだろうか。そして内部の声だけでは動かないつくば市の体質が見えてくるのではないだろうか。

ちなみに、令和5年9月職員からの相談→調査→令和6年2月市長報告が正しいなら、その時点で事実認められているわけで、その後の令和6年3月に出された公益通報の受理前調査が2か月以上もかかる説明はできないことになる。

そもそも5件同日受理していることが、「調査に時間がかかった」だけではない、何よりの証拠だと私には思えるが、いかがだろうか。

・060510 会見の問題点は前述の他にも、「全部で何人程度が不適切な指導をしたのでしょうか」との記者の質問に対し、五十嵐市長は「確認できているのは2人です」と回答していること。これは今回報告書で「A・B・C3人」全員が「不適切な労務管理」を行っていたとされていることと矛盾する。そして会見での「2人」とは具体的には、その前までの具体例から令和3年度課長のAと令和5年度課長のCを指していることがわかり、課長から次長となっていたBは会見段階では自身の「不適切な労務管理」を否定していたことがわかる(仮にもしBへ調査をしないままにプレスリリースしていたとしたら、Bは自己申告はせず会見で否定もせず黙って市長に虚偽の発言をさせていたことになる)。反対に、既に出先機関へ異動になっていたAは会見当時あり令和6年6月に私がAにコンタクトを取ったときに060509PRについて知らなかったことから、会見段階ではA本人へ調査がされないまま事実認定されていたこともわかる。これら事実からも、いかに060509PRが事前準備なく行われたものかがよくわかるだろう。

・さらに驚きなのは、全てに共通して言えることだが、これらPRや会見等での矛盾や虚偽について内部では既に指摘済みであり、さらには指摘済みであるにも関わらず、訂正等も行わず、挙句このような報告書を作成していること、である。なお「内部」とは福祉部・総務部、事案によっては市長公室・秘書課・危機管理課までを指すが、一体誰が事実と異なる報告をさせているのだろうか。市長はどこまで事実を知っているのだろうか。

070710 会見での「現時点で報告すべきことはされている」が事実なら、「報告すべき」ではないと判断し指示したのは誰なのか。「判明した」新しい事実を隠蔽しようとしたのは誰の指示なのか。そしてなぜそんな理不尽な指示に従うのか。指示をするメリット、指示に従うメリットは何なのか。協力関係があるならば、それを世間一般常識では「組織的問題」と呼ぶのではないか。つくば市において世間常識の「組織的問題」を管理職個人の問題と置き換えているのは誰なのか。どうしてつくば市の常識は世間とズレてしまうのか。そこに問題はないのか。

この一連の問題は、問題が発生した経緯と同じかそれ以上に問題が発覚するまでの経緯に深い問題が潜んでいる。そしてそれこそつくば市役所の抱える組織的問題である。

(2)調査の方法等

(3)結果事実

- 管理職(特に元課長職の A・B・C)に聞き取り調査を行っていないことに驚きを隠せない。

- 管理職への調査項目も漠然としている。せめて「どのような認識でそのような指示をしていたか」「不適正な労務管理だった意識はある(あった)か」等踏み込むべきである。

「どういう環境でこのように時間外を抑制するような発言が出てしまったかについても、これを機に調査をきちんとしていきたいと思っております」(060614 一般質問)、「とにかくまず、なぜこのようなことになってしまったのかを正確に把握することが必要です」(同)と市長も発言している。ぜひ「まず、なぜ」を調査していただきたい。

余談になるが、このように市長の発言に背いたことばかりをするから、組織的問題ではなく、「管理職個人の問題」とされるのだろうか。しかし、市報告書には市長も納得のようであり、私にはもうわからない。もちろん、市報告書は福祉部報告書であり、総務部も時間外勤務手当未払い問題に関する全庁的調査を既に1年以上もしているの、そちらで発表がある可能性はある。そちらではきちんと市長の考えに沿って「なぜ」についても調査・報告があることを期待したい。

- 以下すべての「その他」回答に言えることだが、回答の選別が恣意的である。原文のまま載せるべきである。報告書 31 ページの L 職員の例がある以上、「個人の特定を避ける」ことが目的とも思えず、報告書作成者あるいはその指示者の都合による恣意的選別と言わざるを得ない。

- 選択肢にある「雰囲気」とは何を意味している言葉なのか、その意図が不明である。また年度ごとに調査することで「雰囲気」の起源が特定できないようにされているのも良からぬ意図を感じてしまう。問題が発生したときに「いつから不適正だったのか」の視点を持たない組織は危機管理ができるのか。組織として問題なのではないか。

- 職員は令和2年度から5年度まで調査されているが、個別の回答状況がわからず、例えば同一職員で年度によって申請できなかった理由や感じていた「雰囲気」に違いがあったのか、ずっと同じだったのかについても市報告書からはわかりえない。

- また、そのような「雰囲気」を感じていた結果としてどのくらい申請しなかったのか、もわからない。半分申請できたけど半分できなかったのか、1割しか申請できなかったのかでは大きく違う。詳しくは後述するが、この調査結果と実際の追加申請結果とのクロスオーバーチェックがなされて初めて再発防止を含む将来に活かせる調査となるのではないだろうか。

- 「◆」以下について

ようやく具体的な調査回答が出てきたという印象だが、この抜粋の仕方だと「残業をしている職員が実際に能力がないのではないか」とも読まれてしまう可能性が残り、ここは非常に報告書作成者の悪意を感じる。

時間外勤務手当(勤務時間数)問題はそれ単体の問題ではなく、調査内容3以降の生活保護業務上の不適正事案と密接に関連していることを忘れてはならない。結局のところ「定時で帰っている職員」とは「やるべき業務を不適正に完結させていた職員」であり、誤解を恐れず乱暴な言い方をすれば「定時で帰るために職務放棄していた職員」である。

「鶏が先か、卵が先か」の議論ではないが、生活保護業務の適正・不適正の判断が

できない管理職が時間外勤務手当の予算の枠だけで職員(業務)を管理しようと考えたために不適正な労務管理になったのか、時間外勤務手当の予算の枠を優先するために管理職は生活保護業務の不適正を始めたのか、今後の第三者による調査が待たれる。原因を究明せずには、「気を付ける」ことはできても、是正はできない。そして当然ながら、「気を付ける」ことは社会人の仕事でもなければ、ましてや是正や改善等では決してない。

- 定時で帰ることを優先したために本来業務の不適正を行った職員が、適正に業務を行おうとする他の職員に時間外勤務手当の申請ができなくさせるような「雰囲気」作りを助長したわけである。市報告書ではその視点が抜けている。あるいは故意に抜いている。あるいは、調査社・報告書作成者が課内の業務・本当の「雰囲気」を理解できてなく、抜けてしまったか。そのいずれにしても、報告書としては不十分である。

詳細は後述するが、「人事評価で低く評価せざるを得ない」との発言でハラスメントを行っていた以上、該当期間の人事評価が適正だったのかの振り返り(そして場合によっては補填も)が必要ではないだろうか。

労務管理は不適正だったが、人事評価だけは適正にできていた、なんてことがあるだろうか。もしかしたらそんな奇跡が起きることもあるかもしれないが、最低限調査はすべきではないか。また「人事評価制度はそのように(見直せるように)出来ていない」という人事課の声が聞こえる気がするが、そう言うならば今回の一連の不適正事案を踏まえて速やかに改善すべきである。

(ちなみに、過去、職員から管理職の評価をする仕組みがあったが、管理職の評価を故意に下げようとした職員がいたとかいないとかで、今はそのような仕組みはない。しかし、匿名を記名式にする、記名式の場合と匿名の場合の点数の加減を変える等の工夫で改善もできたのではないだろうか。各種ハラスメントの意識が高まった昨今である、改めてそのような制度の導入も再検討してみてもいいのではないだろうか。

(少し話が逸れたが、私が言いたいことは、人事評価制度は見直せる、ということであり、前例主義の皆さんのためにもちゃんと前例はある、ということである。)

- さて、管理職の具体的な言動に話を戻す。市報告書の記載は具体的ではあるものの、なぜか切り取り方が恣意的であり、事実(職員の緒言・書面調査回答)が改変されている。

例えば、Aの発言。これは令和3年11月15日の発言と思慮されるが、「等」で削られた部分は、「人事異動についてもコメントを書くことがあるから今後考えざるを得ない」「G(所長)がカラ残業(※)を疑っているぞ」というもの。

(※これも「在庁時間イコール勤務時間ではない」という考えだと思われるが、非常に「古い」価値観であり、若い世代には理解できないと思われる。)

そして、当該職員が「係長に相談すると「俺も言われたことがある」と言われ、続いてM係長に相談したら「自分の身は自分で守れ」と突き放され、当該職員は失望した。

当該職員は組合にも相談した。翌16日A・Mとの面談の場が持たれ、そこでも他の職員の実際の勤務時間数と時間外勤務申請時間数に乖離があることを説明した当該職員に対し、Aは「申請しないのはよくないから申請するよう係長へ頼む」とその場でMへ指示し、是正されるかと思われたのもつかの間、同年12月8日に当該職員の期末面談が行われ、一転、Aから「時間外が多く、業務処理能力が低いから、評価を下げる」と言い渡されている。その場でも「Gが残業を認めていない」等、指示がGによる

ものである旨の主張をしていた。当該職員は時間外勤務の申請をしていない職員がいることを再度説明したが、Aは「つけていない以上しょうがない」、「周りとのバランスをとるように」と重ねて説明をただけで面談は終わっている。

(この期末面談の話は、不適正な言動が人事評価に実際影響を及ぼしたという証拠であり、その他にもつくば市の抱える問題を示している。それは例えば「バランス」。

(私も入庁1年目の人事評価で平均以下となり(※)、そのことを二次評価者だったAに聞いたところ、「誰かを上げるために、代わりに下がる人が必要なんだ」と諭された。A曰く「つくば市では各部署で平均にする必要があるが、一方で当然人事評価を上げたい人もいる。そして課全体では平均にするが、課内では多少の『波』は必要」とのことだった。なおこのことは人事課担当者に「人事課で人事評価の内容を精査しないのか」と聞いた際に「個々人職員の評価までは見ないが、各部署ごとでは見て、平均より上だったり下だったりすると再評価を求めることもある」との回答だった。つまり、実態はその人事課の介入を避けるために、「平均」にしている、ということである。この点も含め、私は現状の人事評価制度は形骸化していると考えている。)

(※当時私はこども未来室(現こども未来センター課)にいて、「みまもり」というデータベースを初めて作った。それは市内全小中学生の経済状況・学力・不登校等の情報を一つに集約し、要注意児童にアウトリーチしていくためのデータベースであり、大阪府箕面市の先進事例を参考に作成したものであった。そして、それを私一人で作った年であった。(余談になるが、今は市内対象児童生徒の保護者からちゃんと情報集約の同意はとっているのだろうか。))

・続くBの発言は、令和4年5月のものと思慮されるが、B課長時代の令和4年度、より問題が大きいと思われる言動は、組織開発会議に関連する、BとW■■■■のものではないか。

令和4年度社会福祉課では、人事課組織開発推進室による組織開発会議の対象とされ、同会議が年度を通して開催されていた。その中である職員が「残業が多い」ことを指摘し、「改善しないと大変なことになる」と訴えたが、組織開発推進室の職員から「(当会議の)本題ではない」と言われ、問題が表面化することはなかった。

その後、その職員は、時間外勤務の多さやサービス残業の実態について人事課へ相談しようとしていることをB課長へ相談していたが、BやW■■■■から必死に説得され、人事課へ直談判を行うのを止められてた。

他にも、サービス残業中(土曜日)にW■■■■と執務室内会った職員の証言もあり、Wにも当然サービス残業を強要している意識・認識はあったはずである。(なぜ報告書ではWについて言及がないのか。調査できない「聖域」か何かか。)

当然、他の年度でも(令和3年度以前も令和5年度以降も)、週末のサービス残業中に、HやD、Iを含む管理職と会っている職員は数多く、サービス残業の実態を把握し、十分に認識していたと思っている。

・その他市報告書で言及されていない具体例としては、例えば、昼休みも自席を離れることができずに電話対応・来客対応をさせられていたこと。令和7年5月の追加支給では複数職員に対して支払いの対象とされ、実際に支払われている。昼休みを取得させないことは労働基準法違反だと思われるが、どうして市報告書ではその事実が公表されていないのだろうか。これも隠蔽だろうか。総務部報告書を待つべきなのか。

・他にも例えば、060510 会見では言及されていた、Cによる「昨年度の残務に関し

ては、時間外勤務ではない処理をしてほしい」発言も市報告書では言及されていない。なおこの発言は私に対して言われた2つの発言がなぜか混ぜられたものになっている。

ひとつは、令和5年GWの前日に、M係長から前年度に係る報告をGW明けまでにまとめるよう指示を受け、私はGW中に3日出勤したのだが、そのせいもあって、6月WLB推進課に提出する5月分時間外勤務月 45 時間超過職員報告書において私が報告対象になってしまった。そこでCから「WLB推進課に報告しなければならないが、どうして残業が多くなったのか」と問われ、その一因として上記Mの指示を伝えたところ、「5月に前年度の業務やってたなんて報告できないよ」と言われたというもの。私は「事実はその通り、報告はお任せします」と伝えてそのやり取りは終わっている。(本来、時間外勤務は所属長の命令によるものであるから、「どうして多いの」という質問自体、業務(労務)管理できていない証拠であると思う。)

もうひとつは、令和5年8月お盆前に人事評価期初面談(※)がCとあり、そこで困っていることはないかと聞かれ、ケース記録の進捗が遅いが、しかし平日は通常業務が忙しく時間が取れないことを伝え、あまり好ましくないと思うが土日に出勤して残務整理したいと伝えたところ、「ケース記録ね…生活保護システム(基幹系PC)だよな? イントラ出退勤記録が残らないからいいか…」と言われ、私にはそれが「出退勤記録を残さず業務をしろ」というサービス残業の指示と思えた、というもの。

(※令和6年2月人事課の人事評価担当者との面談の際に、Cは期初面談を「令和5年6月7日」に実施したと報告していたことが判明。私は実際は「令和5年8月」であったことを伝え、その後人事課からCへ事実確認があり、(記録は残っていなかったそうだが)「8月」の日付に修正された。「6月7日」は人事課が設定した期限であった。社会福祉課管理職が虚偽報告をする一例である。その令和6年2月のときにも人事課には県監査での虚偽報告についても訴えたのに、どうして取り合ってもらえなかったのだろうか。その時から総務部も隠蔽に加担していたからだろうか。)

これら2つが混ざった発言が 060510 会見では公表されていたが、総務部担当者がよく理解できていなかったか、あるいは何か意図があったのか、わからない。

ちなみに、Cは時間外の時間によく自席で居眠りしていた。管理職であり、基本的には時間外勤務手当の対象外であるとはいえ、職員の間では、なぜ帰宅してから寝ないのか疑問に思われていた。

職員の間での疑問として他にも例えば、Mがほぼ毎日のように始業時間(8:30)に自席にいなかったことも挙げられる。おそらく本庁舎1階警備員室前のタイムカードで間に合っているという理屈なのだと思うが、部課管理職や人事課に相談してもMへ指導も注意もなかった。それでもMが一番積極的に時間外勤務手当の申請を実践しており、それだけは誰より適正だったと、公平を期すために記しておく。

CもMもそれぞれの意味で「在庁次官イコール勤務時間ではない」の体現者だったと思うが、私たちが言われていたのは果たしてどちらの意味だったのだろうか。

(4) 考察・結論

・「管理職の労務管理が不十分」

これは(3)調査事実のどこからわかるのだろうか。管理職5人が「申請は(基本的に)本人の判断に委ねていた」ことを指すのだろうか。もしそれで「労務管理が不十分」と認定されてしまうとすれば、つくば市役所内で現在「十分」と言える部署がいくつあるだ

ろうか。報告書作成者の考察の根拠が不明瞭である。

(いろいろな意味で)「雰囲気」だけで報告書を作成するのは公務員の仕事ではない。同じ公務員として非常に恥ずかしいので、やめてほしい。(もう手遅れかもしれないが)どうか次世代の職員にも恥ずかしくない、管理職としての姿を見せてほしい。)

後段の◆の発言を見るに、かなり積極的に労務管理をしていたと読めるが、むしろ「管理職の労務管理が過分」だった可能性はないだろうか。管理職が労務管理を予算の枠だけを基に考えた結果、行き過ぎた違法な指導を行っていた。私にはこれが実態だと思われるが、いかがだろうか。

・「不適切な言動」

市報告書内で多用される「不適切」という言葉。ここでも使われている。ここでは「◆」にある具体例を指すと読めるが、これらの言動は「不適切」なのか、「不適正」なのか。さらにその結果、職員に時間外勤務手当を適正に申請させなかったことは、労働基準法に違反する重大な行為ではないのか、それが「不適切」なだけなのか。

つくば市「文書事務の手引き」、特にその第2編を読んでから市報告書を読むと涙が出てくる。我々は今一度公務員としての基本に立ち返るべきではなからうか。

・「雰囲気」

「雰囲気」について考察されないまま、「雰囲気」のまま結論づけられるのだろうか。それは報告書ではなく、ただの作文・感想文ではないか。(上記「手引き」にも「公用文は、文学作品とは異なり」とある。)

私は、この問題について、管理職の責任は当然重くして、職員側にも責任の一端はあったと認識している。社会福祉課保護係には育児等家庭事情があり時間外勤務がそもそもできない職員も一定数いた。もちろんそれはそれで個々人の働き方であり、その是非を述べるものではないが(私は常日頃からWLBではなくLWBであるべきと話すくらいであえて立場を述べるなら賛成側である)、そのために本来ならば適正に業務改善を行うべきであったところを不適正に業務を行うという安易な道を選択し、さらにはそれを数の理論で他職員にも強要してきた文化(それこそがまさに「雰囲気」であろう)を生んだのは職員側の責任でもある。さらに付け加えるならば、自身が定時で帰るために、後輩のフォロー等を家庭事情等が少なく比較的長時間外勤務がしやすい職員に押し付けていたことにも言及しなければならないだろう。表面的な担当ケース数だけではわからない業務分担の偏りがそこにはあった。

また係長級がそれを助長する動きもあった。一例を挙げれば、令和5年度は係長(MとY)に相談しても答えてはもらえず、D課長補佐に相談に行きDに決めてもらう流れになっていたが、特にYは家庭事情のある職員を露骨に優先し、それ以外は定時後にしていた。私の例だが、Yに「Dに相談に行こうね」と言われたまま、Dを待つただけに2時間の残業を強いられたこともあった。(もちろん、他の業務を行いながら、である。ただYと座ってDを待っていただけではない。ちなみにその日Dは自席に戻ってこなかったため、結局相談は後日の定時後になった。)

管理職がそれに気が付けなかったのか、時間外勤務手当の予算の枠のために気が付いても見て見ぬふりをしていたのか、それは調査がされていないためわからないが、そのような管理職と職員側の悪い意味での相乗効果が働いてしまったのが実態だと私は認識している。そしてそれこそが「雰囲気」の正体であるとも。

第三者調査で時間外勤務手当申請と業務分担・不適正事案への関わり・人事評価

等の相関関係が明らかになることを望む。

・「管理職が過剰な業務負担を把握せず」

(3)のどこから「管理職が過剰な業務負担を把握しなかった」ことがわかるのか。調査されていないことである。(3)から無理矢理「考察」するならば、AとBも「業務負担を把握」していたから◆発言だった可能性ではないか。結局ここでも調査結果と結論が結びついていない。報告書作成者の考察の根拠が不明瞭である。

繰り返しになるが、業務負担は職員間で平等ではなかった。管理職は業務負担のみならず業務分担の実情も把握できていなかった。業務分担の偏り・業務の適正不適正も把握しないまま、時間外勤務手当の申請状況(少なさ)と従順さを最優先に評価し、この不適正事案を生んだ。

人事課にこの人事評価制度の問題点について相談した際(令和6年2月)、「人事評価は『評価者(所属長)と良い関係を築いてください』としか言えない」と言われた(なお、私は「評価者がパワーハラスメント加害者であり、被評価者がその被害者である場合」についても尋ねたが、同じ答えであった)。私にはそれが公平な制度とは到底思えないし、むしろ不適正の温床となってしまうと懸念するが、いかがだろうか。改善の必要性は本当はないのだろうか。つくば市の心理的安全性は果たして本当に高いと言えるのだろうか。(職員間では「本当は低いから高めよう、って言うんだよね」と言われている。)

また、果たして管理職は現在、業務負担を把握できたのだろうか。今回の調査でも調査項目に入っていない。「改善」状況にも入っていない。時間外勤務手当の追加支給に際して人事課に「職員ごとの勤務時間数で見直さなければ再発防止にならない」と伝えた際も、そんな見直しをするつもりはない、と言われてしまった。それで本当に是正・改善できるのだろうか。

・「業務改善が図られなかった」

「業務改善が図られなかった」のはなぜだろうか。ここにこそ問題の本質(あるいは本質的問題)があるのに、市報告書ではわからない。

「管理職が過剰な業務負担を把握しなかった」のが原因だろうか。だとしたら、(5)で業務改善が図られたのは、管理職が業務負担を把握できるようになったからだろうか。いや、市報告書はそのような記述になっていない。ではやはり「業務改善が図られなかった」理由は何だろうか。

ただ、「業務を把握」していないと業務改善できないのは真実だと思う。

ちなみに、「業務改善が図られなかった」例としては、例えば、次のような話がある；令和6年2月16日(過去3年分時間外勤務手当未払が明らかになり再申請を指示されてすぐの時期)Hと面談した際にも私は業務改善をしたいと訴えたが、私がケース記録で未完の部分があることを念頭に、Hから「残務がある人が業務改善なんて言っても誰も聞かない」と言われた。私は、悲しくなって「誰がそんなことを言ったんですか？」と聞くと、Hは「聞かなくてもわかる」と返した。そして業務改善提案すらさせてもらえなかった。

(それでも私は次のように説明をして、そして再度話し合う場だけはもらえることになった；「社会福祉課の業務改善には2種類あると私は考えていて、現状のやり方より良い(と考える)方法にする「改善」と、法令に適していないものを正す「適正化」(この請願では「是正」と表現しているのと同じもの)で、前者の提案は今のHの話で諦める

が、後者は組織としてしなければならないことであり、もちろん私が言う必要はないが、是正できていないならば私もその是正に貢献したい。」その「再度話し合い」については後述する。）

しかしこれにしても私は安易にHを非難する意図ではない。令和6年1月17日に初めて面談をするまで私とHはそこまで接点なかった。ケース記録が未完であるという私に関する情報にしても、所長()であるHが私の業務進捗を管理する立場にあったわけでもないため、B・C・D・Yのいずれから報告を受けたものであるとわかる。私のケース記録未完は事実であり、()私(CW)として至らなかった部分であることもまた確かである。しかし一方で、例えば令和6年度県一般監査においてケース記録が未完と指摘を受けたCWは私以外にもいることや、例えばHが言及した「未完ケース記録」の中には医療台帳も含まれていて、それは多くのCWにとっては年度末3月に1年分をまとめて作成するような「慣習」になっていたものであり、()私だけできていないように言われたことは非常に残念であり、Hは本当に生活保護業務を、社会福祉課保護系の業務を把握していないのだと感じた。そんなHに偏った情報を提供し、業務改善を阻んだ者がいた。そして当然その情報提供者は業務を把握していたからこそ、偏った情報が提供できたわけである。

ここで伝えたいことは、市報告書では「業務を把握せず(結果的・消極的に)業務改善が図られなかった」ような書き方になっているが、そうではなく「業務を把握していたからこそ業務改善を積極的に阻んでいた」部分も少なからずあった、ということである。もちろんそれは管理職に限らず職員側にもあった。社会福祉課が今後本当の意味で業務改善を行っていくつもりがあるのならば、そういった見たくない闇の部分にも踏み込んで調査し実態解明をしなければならない。

また、現在全庁的に業務改善・業務効率化が叫ばれているが、その過渡期には一時的にせよ業務負担が増えそのための時間もかかるのだ、という当たり前の「痛み」を受け入れる必要があると考える。あえて若輩者のお願いとして、管理職には前年度と変わることを恐れず、そしてその「変化」を説明できるだけの担当業務の知識と、職員と共にその「痛み」を分け合う覚悟を持って、その職責を全うしていただきたい。

(5)改善状況

- ・「令和5年(2023年)4月分から同年10月分の時間外勤務手当の未申請分については、令和6年(2024年)2月に支給した」

事実ではあるが、支給に至る経緯や支給した事実をPRしなかった点が抜けている。問題発覚の経緯が調査もされず、考察もされていないことは、報告書として不十分であり、(元々PRしなかったことが一番の隠蔽ではあるのだが、)作成者の隠蔽の意図が表れていると言える。

実際の経緯は前述のとおりであるが、当初なぜ令和5年度分だけだったのか、なぜPRしなかったのか、なぜ給与明細が交付されず、なぜそのこともPRされなかったのか、等の疑問は解明されていないままである。

- ・「労働基準法に基づく請求の消滅時効期間が3年であるため、令和3年(2021年)1月実施分まで遡り」

前述のとおり、令和6年1月を時効承認とした経緯が不明である。市長ではなく、H

に市として時効承認をするだけの権限があるのだろうか。それとも、総務部長や松本玲子副市長にならあるのだろうか。いずれにしても、市長は「令和6年1月に時効承認された未払い(債務)の報告を『大枠の話』として同年2月に受けた」ことになる。

時効の考え方として、債務の一部承認で足りるはずなので、その意味でも、本来は令和5年11月が3年分の時効承認時期で、令和2年11月実施分まで遡るのが法的に正しいと思われるが、市の見解はなぜ違うのだろうか。その説明がない。未払いの時間外勤務手当は年度ごとに独立して考えるものだろうか。しかしながら、①詳しくは後述するが、令和6年2月に発覚したと市報告書が主張する特殊勤務手当の未払いの時効承認時期が発覚前の令和6年1月になっていること(時間外勤務手当と同じ)、②時間外勤務手当の問題発覚の端緒を令和5年6月係員会議と同年9月職員相談のどちらにしようが、どちらも令和5年分のみならず過去分も言及されていたこと、の2点を考えれば、その時効承認時期を分けたことについて市は合理的な説明が必要であると考え。

令和5年11月までの調査で過去分はわからなかったと市が主張する可能性はあるが、だとしても①との整合性は取れないし、そもそも令和5年11月まで調査がかかったと主張すること自体が不適切だと私は主張したい。繰り返しになるが、市報告書の基となっている書面調査はわずか4日間の回答期間だったのだ。このことは、市長に適切に報告していて、市長が調査を命じれば市は5日間で調査できることを示している。市長へ報告しなかったこと、そして「4か月(9月から翌年1月までと計算した場合)」以上かけて調査していること、そこには「遅延させる意図」があったことに他ならない。社会福祉課が問題を知ったのは令和5年6月、人事課は同年9月、市長は令和6年2月(しかも「大枠の話」(060614 一般質問))である。では、それは誰の意図だったのだろうか。

・「基幹系 PC アクセスログ等の精査や出退勤記録を確認し、(中略)未申請分の申請を促した」

つくば市にはイントラという出退勤を管理するシステムがあるにも関わらず、これらまで確認しなければならなかった経緯について説明がない。◆で除外されているが、「イントラは『退勤』にしてから残業(※)しろ」という不適正な発言もあったことが抜けている。だから基幹系 PC アクセスログの精査まで必要になったのだ。

(※実際には「残業」ではなく「自己研鑽」と言われている。業務であるはずのものを「自己研鑽」と読み替えてサービス残業が強要されてきたわけである。「今やってるそれは自己研鑽だよな。(イントラは)『退勤』にしてからやってくれ。」このような言動で金曜 17:15 に「退勤」したはずの職員が土曜朝まで「自己研鑽」という名で業務をしていたわけである。

(また令和5年6月係員会議でも「自己研鑽は業務じゃない」と繰り返されたわけであるが、年度を跨いで同じ言葉で不適正な労務管理が行われることが、どうして組織的問題ではないのだろうか。いろんな経歴を持つ管理職が一様に同じ不適正な指導をする方が組織として問題ではないのか。管理職向けのそういう研修があるのかと疑いたくなるほどである。

(冗談じゃない、こんな犯罪(のような)行為が「不適切」で済まされてはたまったものではない。市当局にはどうか反論してほしい。ただし性善説に基づくものではなく、社会福祉課に3人連続で同じ不適正な指導をする管理職が配属された合理的経緯

を、そしてそれが3人の個人的問題だとする根拠を、どうか説明してほしい。私だって自分の職場がそんな組織だとは本当は考えたくないのだ、徹塵も。)

また「等」には基幹系 PC の静脈認証記録も含まれるものと思われるが、それは令和6年6月 12 日「未申請分の申請を促」された際には含まれていなかった。基幹系 PC アクセスログとあるように、それはあくまで端末のログであり使用者は特定できず、静脈認証記録がなければ職員個人が特定できないため、それを翌 13 日に福祉部へ伝えたが未回答のまま、さらに翌 14 日一般質問で「対象者に出退勤記録及びシステムへのアクセスログを送付して、勤務状況を確認してもらっています」と回答されてしまったが、同日夕方申請作業中止の指示があり、作業再開は2週間後静脈認証記録が提供されるまで待たねばならなかった。

ちなみに、これら「基幹系PCアクセスログ」「静脈認証記録」も令和6年2月 26 日にH・Dと面談した際に私が頼んで実現したものであり、市当局側が自主的に出してきたものでは決してない。前述の「イントラでは『退勤』実際はその後『自己研鑽』(という名の業務)」というような実態を知っていたからである。(さらに、その後1か月は無視されたままだったため、同年3月 28 日に改めてH・Dと面談した際に、再度お願いをすることになった。)しかし、2度も伝えても福祉部から当初出されてきたのは基幹系PCアクセスログだけで、静脈認証記録が含まれなかった。そのことについて情報政策課(当時)に確認したところ「社会福祉課から『基幹系PCアクセスログだけで足りるから』と言われた。端末だけでは個人を特定できないことも伝えたけど、『静脈認証記録は要らない』と言われた。」とのことであった。福祉部管理職が業務実態(基幹系PCは職員間で相互利用があること)を知らず、未払いの支払いについても非常に消極的だったことを示すエピソードである。

以上、申請準備段階でも一筋縄ではいかなかったという説明であった。申請段階に話を戻す。未申請分を申請するためには、過去3年分の①イントラ出退勤記録、②基幹系 PC アクセスログ、③静脈認証記録、④過去に申請済の時間外勤務記録、⑤令和6年2月に申請済の時間外勤務記録(※)、の全てを確認しなければならなかったが(それらはそれぞれ個別の様式で個別の期間ごとに作成されているため非常に煩雑であった)、当初申請期限はわずか2週間しか与えられなかった。このことは、令和6年6月(問題発覚後で是正段階の)時点においても、社会福祉課及び福祉部管理職は職員に指示する業務負担を把握できていなかったことを意味する。

すなわち、未払いの事実を認め支払いに向けた作業が始まったからといっても、そして同じく令和6年度は時間外勤務の申請がいくらしやすくなったといっても、根本的な問題は何ら解決していないことを意味している。(なお、この解釈はある意味「とても優しい」ものであって、普通は「当然申請業務の負担を認識していて、申請させないようにする意図があった」と素直に解釈するべきであろうが、実態として管理職は業務負担の認識ができていなかったのだから、救いようがないのである。)

(※上記⑤令和6年2月に申請済の時間外勤務記録について。

(市報告書では記載がないが、令和6年1月 29 日に過去3年分の未払い分の再申請が促されていて、その期限は同年2月 16 日であった(だから「令和6年1月 29 日」が時効承認日である)。つまり、過去3年分については、上記①(イントラ出退勤記録)だけで指示された1回目の再申請(この時の記録が上記⑤)と、上記①～⑤まで全ての記録で指示された2回目の再申請があることになる。

(後段、遅延損害金の話が出てくるが、1回目再申請分は令和6年2月に申請して、1年3か月後の令和7年5月に支払われたことになり、これはさすがに遅延が過ぎるのではないだろうか。当時Dに事情を確認したところ、「人事課に(1回目再申請記録の)提出を拒否されている」という話で、その後すぐ「社会福祉課が(1回目再申請記録を)抱えている」という話に訂正されたが、本当はどちらが正しかったのだろうか。確かに1回目再申請分は(060510 会見での市長発言に照らせば)不「確定」と言えなくもないが、少なくとも①に基づいているという意味で客観的根拠はあるものであり、当時速やかに支払わなかったことを正当化はできないのではないのだろうか。このことは、令和5年4月～10月分の再申請は①イントラ出退勤記録だけで行われたこと、その(令和6年2月21日の)支払いが給与明細なく行われその問題点を指摘した直後のやり取りであることを考慮すれば、人事課が段階的支払いを面倒だと考えその手間を惜しんだのでは、と邪推したくなる(手間=支払いの度に年度ごとに再計算し給与明細・源泉徴収票を再発行すること等)が、果たして事実はどうだったのか。それ以外に合理的な説明があるならばぜひお願いしたい。)

・「同年9月末までに社会福祉課管理職が各職員から未申請分を預かり」

前述のとおり2週間での申請作業は現実的に不可能だったため、私が社会福祉課へ交渉し9月末までの作業期間を確保した。その経緯は令和6年9月議会一般質問の総務部回答でも(「職員から延長してほしいと提案があり」と若干歪曲されてはいたものの)説明されていた。遅延損害金の話と合わせると、さも私が遅延させたように聞こえて不快なので、ぜひ考証をしていただきたい。当時も「2週間でできる方法があるなら教えてください」と頼んでいるが、回答はなかった。

また、「同年10月人事課へ提出し人事課で詳細を確認し、令和7年(2025年)5月に支給した」との記述はその作業の煩雑さを考えれば、私は合理的な時間と考える。ただし、作業にその煩雑さが必要だったのか、改善の余地はなかったのかについて、私は疑問である。本当の再発防止のためならば、やはり一度申請作業工程の再検証は必要と考える。

・「令和5年(2023年)10月以降は、(中略)管理職は(中略)適正な勤怠管理に努めている」

事実だとすれば非常に結構ではないか。ただし、令和5年10月分まで未払いがあったわけであるから、仮に事実だとしても同年「11月以降」と考えるのがいかがだろうか。それとも「管理職が(中略)努めている」(気持ち)だけで、(事実として)適正な労務管理ができているわけではない(から「10月」だろうと「11月」だろうと関係ない、とりあえず「気を付けてます」って言っとけ)という意味だろうか。

また市報告書で問題があったときは「労務管理」との表現で、改善は「勤怠管理」との表現になっているのは何か意図があるのだろうか。単に改善途中との意識の表れだろうか。ぜひ労務管理まで(事実として)適正にできるようになっていただけることを、元被害者の一人として、願ってやまない。

・「組織体制」

この記載は非常に問題で、請願委員会でも重点的に議論していただきたい。一読するととても良いことが書いてあるし、内容も確かに事実ではあるが、しかしここにはとても大事な点が抜けている。それを以下に解説する。

つくば市では、次年度組織に対する要望をその前年6月までに総務部へ提出する。

つまり、「令和6年(2024年)度から生活保護の管理部門の係を増設」するためには、令和5年6月までにその要求をする必要がある。しかし、この問題が発覚したのは、市報告書では令和5年9月が端緒だったはずである。令和5年分の未払いの実態が把握されたのは同年11月、過去分は令和6年1月である。すると論理的に考えられるのは、①市報告書が事実ではない(令和5年6月係員会議が端緒であることを認識しつつ060509PRと異なる事実を市報告書では記載できなかった)、②市長が令和6年2月に報告を受けて事態を重く見て係増設を急遽指示した(※)、そして③係増設はそもそも時間外勤務手当未払問題とは無関係だった(が、その問題が要望を後押しした)、の3つの可能性である。

(※(「大枠の話」だけでそこまで適切な判断ができたことはさすがとしか言いようがないが、市民としては「より詳細な報告」を受けて客観的根拠で判断してほしいと思うものではないだろうか。結果オーライがいつまで続くかはわかりえないのだから。)

①は再三主張していること(だがここでの理由にはならないと考えている)であり、②は一職員には知りえないこと(しかしだとしたらやはり令和6年2月時点でPRをしてほしかったとは思いますが)でもあり、私は③の可能性が高いと考える。その理由は、増設した保護3係が担当する業務が「経理業務や生活困窮業務、債権管理業務」であること。これは令和5年6月係員会議当時からDが話していた問題意識そのものであるから、である。

令和6年10月10日C・D・ZがO職員と面談をした際、Dが考えている業務改善として「組織体制」「事務・業務分担」「会計年度任用職員」「SV・CWの配置数」を挙げているが(Oも改めて「サービス残業」を指摘し「債権管理専門の係の増設」の提案をしている)、それは正に市報告書で書かれている改善状況のとおりではないか。

市報告書「6不適切な債権管理による国庫負担金への未算定について」(29~34頁)も併せて読んでいただきたい。この問題は「令和6年(2024年)8月9日、職員から申し出があり」発覚したとされているが、上記O職員との面談で「一番のリスクはお金」「債権のところに危機感を持っている」と話すOに対してDも「督促もする、それでダメなら催告もする、現地だって訪問する」「それを毎年毎年繰り返していった」「最後の最後で亡くなって不能欠損にする」と相槌を打ち、Oが「そしたら国もその分は補填するって風に書いてある」と返すとDも「そうだね」「外から見えて仮につつかれるとすれば、こういった債権のところをどう管理してたのか、ちゃんと回収のための努力をしたのか、みたいなところは、やっぱり他に比べて当然そうつつかれた時にリスクはデカイよね」と話している。この部分は令和6年8月21日PR(060821PR)と同日の記者会見では「当時の管理職に認識が不足していて、問題視されなかった」とされたが、これを読んででも果たしてそう言えるだろうか(※)。

またDは令和5年6月係員会議でも同年4月に異動してきて気になっていることのひとつとして「債権管理」を挙げ、例えば次のような発言をしている;「やっぱりお金っていうのが一番大事かなと思っていて。過誤納金とか63の債権とか。」「極力債権として残らないように考えてって、それは思ってもらいたい。」「(令和4年度)分納者への納付書を発送していませんでした。」「平成30年度から令和2年度までの分納誓約者に分納の納付書を発送していませんでした。」「正直俺、生活保護受けてる人に多くお金払ってそれを回収するってあんまり期待は元々してないんですね。」「お金を管理できる人たちじゃないと思っているので。」「当然あれば使っちゃう。だから保護を

受けてるって俺思ってるので。」これらの発言は私には認識は十分にあり問題視している管理職の発言と思えるがいかがだろうか。(他に問題視すべき内容の発言があることは別問題である。)

話を戻すと、つまりこの「組織体制」はDが令和5年4月に社会福祉課へ異動してきた当初から抱えていた問題意識の表れであって、時間外勤務手当未払い問題の改善策ではなかったということである。しかしながら、これも誤解なきよう申し添えておくが、あくまで「改善」の経緯の記載方法が違っただけで、私はこの「組織体制改善」そのものが達成できたことには感謝している。今「増員に頼らず業務改善を」という全庁的(あるいは社会的)流れがある中で、とはいえ必要な増員を達成し、職員ひとり当たりの負担を軽減したことの意味はとても大きい。

しかし、また話を戻してしまうが、このサービス残業強要問題が発覚しないままにこの「改善」が達成できたかという点に疑問であり、その後押しは大きかったのではないかと思わざるを得ない。結果は全てを正当化できるわけではない。この「組織体制改善」については、本当の意味での再発防止のためには、その経緯等につきより慎重な議論が必要と考える。

(※この記者会見での発言についてOがHに事実と異なると抗議をし、HがDに再度確認したところ「問題意識があった」ことを認めたそうだが、なぜPRの内容は更生されず、なぜ市報告書ではその点について記載がないのだろうか。やはり組織的隠蔽の意図があると思えないが、これもHとD、2人の「個人の不適切な判断」の問題だけなんだろうか。■■■■としてのHの判断も組織的問題にはならず、個人の問題なのだろうか。市報告書全編を通して言えることだが、AでもBでもCでもDでもHでも誰でもいいのだが、その「個人の不適切な判断・指導」が通るのは彼らが組織において管理職であるからに他ならず、通常はそれを組織的問題と呼ぶのである。つくば市では一体「組織」をどう捉えているのだろうか。組織の一員として不思議に思う。)

【時間外勤務手当 支給人数・時間数・支給額】

・時間数

月当たりの時間数は、令和2年度 39.7 時間、令和3年度 104.7 時間、令和4年度 87.6 時間、令和5年度 180.7 時間。市報告書記載の時間数を月数で割ったもの。令和5年度については、(5)改善状況で「令和5年(2023年)10月以降は」改善されたとあるので、「～令和6年3月実施分」の記載は誤りであると判断して7か月で割っているが、それともこの記載は正しく、(5)の記載が誤りだろうか(やはり「努め」ただけでは改善されないのか)。

では令和5年度が「不適切な労務管理」が一番ひどかったのね、とはならず、実はこれだけでは何もわからない数字なのだ。それぞれの年度当時に当初申請されていた時間数がなければ、年度ごとの全体の時間外勤務の総時間数がわからない。総時間数がわからなければ、結局「業務負担を把握」することもできず、具体的に改善することもできない。同じく当初申請時間数と今回追加となった時間数の比率がわからなければ、どれだけが不適正だったかがわかりえない。このこともずっと福祉部・人事課へ訴えてきたが市報告書でも公表してもらえなかった(人事課の回答ではそもそも集計すらしていないとのことだった。実に驚きである)。

また、時間外勤務を「お金」で考えているのは管理職ばかりではないため、「今更お

金はいらない」「わざわざ申請する(作業)時間をもったいない」「申請して残業代のためだけに反体制派と思われたくない」等、職員側にもその意識があり、申請していない者もいる。しかし、市職員服務規程第6条には「出退勤記録を残すこと」も記載があるので、「改善」されたはずの令和6年度以降も、それを守っていない、未だに不適正な職員がいるということになる。

さらに今回、特に過去3年分に遡っての再申請(令和6年6月の指示)は、市報告書にもあるとおり基幹系PCアクセスログや静脈認証記録も示されている。基幹系PCとは、住民基本台帳システムと生活保護システムが入っている高度な個人情報を取り扱う端末であるが、そのログが残っているということはその時間は業務でなければならないが、その時間を時間外勤務手当申請しない(出退勤記録を残さない)ことは、高度な個人情報を扱う端末を私的利用しているということで、別の不適正事案になるはずである。

このことも福祉部・総務部へ指摘し、このような経緯から基幹系PCアクセスログ及び静脈認証記録はイコール勤務時間数であるから、その申請作業も簡略化してほしいとも訴えたが、聞き入れてはもらえなかった(※)。新たな時間外勤務手当をかけてまでやる作業とは思えなかったためであるが、その改善はしてもらえなかった。070317 請願委員会を見るに、市は「(申請する・しないは職員の)自由意志」という姿勢のようだが、前述のとおり出退勤記録を残すことは服務規程にあり「自由意志」の入る余地があるとは思えない。市長が「今後このようなことがないように改善に向けて取り組んでいきます。それを示すために、今回私の処分を発表しました。私が自分で減給をするのは初めてのことで、それほどのことと受けとめています。」(060510 会見)とまで話していたことなのに、福祉部・総務部には「それほどのこと」と受け止めてもらえなかったことは非常に残念である。

(※客観的な労務管理を訴えると総務部が繰り返し主張する「在庁時間(=イントラ出退勤記録)イコール勤務時間ではない」という理論がある。確かにイントラシステムの入っている LGWAN 系端末は持ち帰りも可能で、実際に未だに持ち帰り残業をしている職員もいると聞く(時間外勤務手当の申請ができていのかどうかは怖くて確認できていないが、端末を自宅等に持ち帰って業務をしている職員がいる話は聞く)。その是非の議論はここではあえて取り上げないが(そもそもそれが「是」になることが今のご時世あっていいとは思えないが)、ここで話題にしている基幹系 PC は庁舎内でケーブルに接続しないと使えないもので、さらには一定時間操作がなければ、再度静脈認証でログインするしかないものであるため、客観的に勤務時間を証明できるものである。だから、私は申請方法の簡略化を求めたし、「自由意志」論に反対している。合理的な反論があるならば聞く。安易に誰かを切り捨てるのではなく、どうか建設的な議論を。それが「誰一人取り残さない」つくば市の姿勢ではなかったか。)

実際の時間外勤務時間数がわからないということは、(5)の「改善」は客観的根拠に基づかないものであるということ。全庁的に職員数に頼らない業務改善を進める中で、客観的根拠なく係増設ができたということは、総務部(とおそらく特別職も)がそれだけ深刻な問題と受け止めたということだが(※)、それだけ深刻な問題を公表しなかったことは隠蔽に他ならないということ。そして現在検討しているという管理職の処分も客観的な根拠に基づかないものであるということでもある。

(※結局「それほどのこと」(060510 会見)と受け止めているのか、いないのか。そ

れすら市報告書からは伝わらない。これまでの態度・発言に一貫性がないとも言える。どうか市として市民に事実を、事実だけを、報告してほしい。)

さらには、繰り返しになるが、社会福祉課としての(年度ごとの)総時間数だけでなく、各職員ごとの時間数も、その他業務(不適正事案や残務も重点的に含む)との関連性において検証対象としなければ、不適正な「雰囲気」の実態を解明することはできず、きっと近い将来同じ過ちを繰り返してしまうことだろう。

あるいは、今回はあくまで福祉部の報告書であり、時間数等の詳細な報告や場合によっては追加の調査・改善策等が総務部からあるのかもしれない。私はできることならそれを期待したい。いずれにせよ、この市報告書のままではつくば市はきっと将来同じ問題を繰り返してしまう蓋然性が非常に高いと私は危惧している。

【時間外勤務手当 遅延損害金 支給人数・支給額】

・遅延損害金

市として「管理職個人の不適切な判断」が原因とするのであれば、遅延損害金については市長が職員求償を行うべきではないのだろうか。それをしないのは、あえて言葉を選ばず言えば、つくば市は市民・国民の税金を職員個人の問題の尻拭いに使う、ということだろうか。

070710 会見でも「今後、検討していきます」とのことだったので、ぜひそれに期待したい。なお余談になるが、我々職員はいつも「仕事は具体的期限を決めて行うこと」と指示されているので、会見での発言はある意味懐かしく、ある意味新鮮に映った。

★請願での追加補足情報★

・公平委員会の勧告(令和7年3月28日)について

市報告書で言及のなかった点として、令和7年3月28日付け公平委員会の勧告についても触れておく。ちなみに勧告はつくば市政長い歴史において初のことだという。

その内容は、①当局は引き続き職員に対する適正な労務管理の実現のための措置を採る必要がある、②要求者の時間外勤務手当の未払いがまだ解消されていない場合には、当局は、速やかにそれを支給するための措置を採る必要がある、の2点で、①の理由を一部抜粋すると以下のとおりである；

「当局による不適正な労務管理に関する実態把握はいまだ途中であり、当局自身、今後、不適正と認められる部分については全庁的に是正を促す取組を実施していくと述べている。そうすると、不適正な労務管理を改善するための措置の成否は、今後の当局による取組にかかっている。公平委員会としては、当局の自発的な取組に期待するところであるが、他方、つくば市では勤休管理システムを基礎として適正な労務管理を行っているとの当局の認識の下で、現に社会福祉課において時間外勤務手当の未払い等が生じ、職員から指摘されるまでそれが見過ごされていたという事態を軽く見るべきではなく、当局に対し、今後も引き続き適正な措置を採ることを求める必要があると考える。」

②は勧告後の令和7年5月によりやく是正された。①適正な労務管理の実現も速やかに実現されることを願ってやまない。

2 職員給与における特殊勤務手当の未払いについて

(1)不適切な事務の概要及び要因

- 「令和6年(2024年)2月に社会福祉課職員から特殊勤務手当の未払いがあると指摘があり」

この職員は私だと思われるが、私は前述の令和5年6月29日係員会議でも特殊勤務手当の未払いについては言及しているため、なぜ令和6年2月とされるのか不明である。また(5)でも後述するが、令和6年2月の指摘が契機なのに、令和6年1月が時効承認時期になりえるのか、どういう理屈なんだろうか。

また私自身、上記係員会議でサービス残業は強要されたままで、特殊勤務手当の未払いを訴えても取り合ってもらえず、詳細は避けたいが

経緯もあるわけである。保護係ではCWの一人が同じく令和5年9月末で退職もしていて、この一連の不適正事案のそのような重大な結果が市報告書で抜けているのはなぜなのだろうか。個人情報だからかとも思うが、そうではないのは前述のL職員の例のとおりである。組織的な隠蔽か、あるいは考察不足か。いずれにしても、報告書として不十分であることは間違いない。どうか第三者による調査をお願いしたい。

- 「この手当は～」【2段落目以降】

やはり「結論」のような書き方になっている。別に内容は否定しないが、この根拠はどこにあるのか、なぜ(4)と分けているのか不明である。

(2)調査の方法等

(3)結果事実

- ◆当時の管理職の書面調査及び聞き取り調査結果

時間外勤務手当についてはされなかった管理職への聞き取り調査が特殊勤務手当ではされた。なぜか。なぜ一緒にしなかったのか。

また、市報告書からわかりえないこととして、この書き方だとA・B・Cそれぞれが(誤ってはいだけれど)確かな基準を以て指示していたように読めてしまうが、そんなことは全くなかった。同じ課長であっても職員ごとに指示が違っていたから、この問題は闇が深いのである。その肝心な部分が市報告書では隠されている。

- 【社会福祉課保護係職員】書面調査結果から

市報告書で作為的に選ばれた調査結果からだけでも、その職員側の証言と前述の管理職の証言に食い違いがあることが明らかである。だとすれば、その齟齬を確認することを報告書作成者(調査者)は怠ったのか。あるいはそれも故意なのか。

例えば令和4年度。「私だけ同僚に比べて半分しか申請がなかったはずだが、決裁するB課長は一度も指摘してくれなかった」は私の回答だが、B課長の回答を見ると「訪問した場合のみ申請するように(指示した)」とあり、訪問した場合のみしか申請しなかったから半分しか申請しなかった私がある意味「正解」だったことになるが(「本来の要件の半分しか申請できていなかった」と回答したもう1人もおそらく「正解」だったことになる)、Bはなぜ「訪問していない場合」も申請したため「正解」の倍も申請していた他CWの申請を却下せず決裁していたのだろうか。また同じくBは「土日は申請しないよう指示していた」と回答しているが、実際土日分申請して決裁を受けられなかった職員がいた一方、土日分を申請して決裁を受けられた職員もいたのである。それは

なぜだろうか。そしてなぜその調査がないのだろうか。相変わらずの事務懈怠だろうか、それともやはり組織的隠蔽だろうか。いずれにしても、ここらが市内部の調査の限界なのだろう、第三者による調査が必要である。

なお、令和5年6月係員会議で指摘した事実をここでは記載があるのに、(1)(4)で言及されないのはなぜか。「回答にあったから記載してやったけど、事実として認めただけではないからな」という意味だろうか。無視され続けたから、令和6年2月に再度言わなければならなかったのだ。特殊勤務手当に限ったことではないが、繰り返し無視されたから、繰り返し言ったまでなのに、なぜか後段だけ切り取られ、私は「逆ハラスメント」職員とのレッテルを貼られた。これは請願であり、私個人の問題を訴えるつもりは一切ない。私が伝えたいのは、そのように問題を隠そう、問題を指摘した職員を貶めよう(前述「未完ケース記録」の件然り)という組織的文化がつくば市にはあるということである。これは兵庫県の公益通報問題と同じ構図であり、同問題があれだけ騒がれた後にも続けているという意味で、非常に根が深く悪質であると言える。

私の請願意図は前の請願でも書いたが、市民に対して思うところと同等に、このような組織文化の悪い部分を改め、将来のある次世代の職員たちにいいものを残していきたいと思うからである。わかりやすい例として、私の学生時代はまだ部活動の練習中に水分補給をさせてもらえないことがあった、倒れるまで頑張るのが美德のような価値観がまだ残っていた。しかし今はそんなことはなくなっている。「自分は水を飲まずに頑張ったのに、今の若い者は」と言う人も世間ではもはや絶滅危惧種だろう。でも残念ながらつくば市役所内はその絶滅危惧種たちの楽園となっていて、「自分が若い頃はサービス残業が当たり前だった」と懐かしんで語る管理職が多く驚く。私はここでこの文化を終わらせたい。

私は■■■■で、「サービス残業が当たり前」な時代もわかるし、「おい、今から呑みに行くぞ、付き合え」「俺の酒が飲めないのか？」の時代も経験している。今のものさしでもって振り返ってその是非を論じることに特段必要性は感じないので、確かにそういう時代はあったと今はフラットに受け止めている程度であるが、それを次世代に懐かしく語る旧世代のことは理解できないし、ましてや次世代に引き継ごうとは思わない。我々旧世代は、その悪しき文化の経験者として、それを止めなければならぬと強く思う。個々の不適正事案と同じで、間違いに気が付いた時点で止めるべきである。繰り返しになるが、私は組織のこの悪しき文化はここで終わらせたい。それができないのならば、それすら組織的問題である。「文化」は、1日にして・個人にして、ならず、である。

(ちなみに、若手世代のエピソードとして次のような話を紹介したい。

(入庁したばかりの職員から「つくば市役所入って初めて『〇〇君』『〇〇ちゃん』と呼ばれました。学校では先生も友達も全員『さん』だったので。」という新しい気づきを得たりする(最初は新鮮過ぎてハラスメントを受けたという意識にならないそう。後々気持ち悪く感じるらしい)。

(余談の余談で恐縮だが、そんなつくば市役所でもダイバーシティ推進室はこれを問題視していて是正に向けた意識を持っている。対して人事課は未だに「人間関係があるから…」との姿勢であった。一方的に上が下を「君・ちゃん」呼ぶことを「人間関係」と呼ぶことはパワー(あるいはセクシャル)ハラスメントになる恐れが高い気がするが、今後全部署協力して是正されることを願ってやまない。)

(他にも例えば、同じく若い世代に「『在庁時間イコール勤務時間じゃない』って意味

わかる？」と聞くと「え、仕事終わったのに残ってるって意味不明。え、その人は残って何してるんですか？」と純粹に返ってくる。少しの驚きもあるけれど、嫌な気はしない。「趣味大事。推し大事。休みはしっかり取ります」と言いながら「仕事は仕事だからちゃんとやります」と良い意味で割り切っていて、見ていて気持ち良い。「業務改善」や「心理的安全性」なんて言葉は使わなくても、「これってこうしたら良くないですか」って日々自然に提案が出てくる。それを見てると、そういうお題目をわざわざ唱えるのって、もう発想が凝り固まってしまったからなんだろうと、自分も他人事ではなく反省させられる。私はそんな新しい世代にはのびのびと市役所の将来を担ってほしいと切に願っている。繰り返しになるが、その大事な次世代職員たちのためにも組織の悪い文化はここで終わりにしたい。）

（「繰り返しになるが」と繰り返すのも年寄りっぽいなど我ながら思う。「繰り返し言わないと伝わらない」方も…とは言っていない。そこは「人の振り見て」でお願いしたい。）

また、私が誤解されがちな部分として、時間外勤務手当（や特殊勤務手当）の未払いを訴えたことがお金目当てではないかという点であるが、それは誤解である。お金目当てであれば、そもそも最初に申請しなかったなんてこともないだろうし、さらにはこんな問題提起などせず、適正化を訴えたりせず、再申請を促されても再申請はせず、自分の人事評価を上げることに注力するだろう。その方が追加支給分の時間外勤務手当をもらうより（将来的潜在的）経済的利益はずっと大きいはずだからである。

人事評価の話も、それを訴えると、自分の評価に余程不満があるんだと言われるが、それも誤解である。それは公平委員会に訴えるべきことであることを知っているのに、そのために市議会という場は利用しない。そうではなく、この一連の問題において人事評価の問題を切り離して考えることはできないため、私は訴えている。人事評価制度そのものの議論をしなければ、不適正事案を繰り返してしまふ、再発防止にならない、との理由で訴えている。現状の評価制度では、組織内で適正化を訴える利益は皆無で、評価者である上司に同調することの方によりメリットがあるためである。後述するが、それが背任の動機にもなっていると思慮されるためでもある。さらに誤解を恐れずに言えば、市民の税金（の損失）で自らの人事評価を買っていた（高めていた）管理職がいたためである。

繰り返しになるが、私は経済的利益や市役所職員としての将来は捨てて、この問題提起をしている。それは市民に奉仕するという公務員である以上当然の責務として、そして将来有望な若手職員たちの将来のためである。私ひとりが嫌われるだけで未来に少しでもより良いものが残せるなら、なんと安いものではないか。

・「勤務したら手当を申請していた各職員が声を掛け合って」

令和3年度からそのようにしていた職員がいたようであるが、私を含め「声を掛け」てもらえなかった職員もいるのはなぜだろうか。上からのパワーハラスメントだけでなく、横の関係でもイジメがあったという事実だろうか。福祉部内で繰り返し言われた「生活保護 CW は一人親方だから」という言葉は、労務管理も含め全て一人で行えという意味だったのだろうか。

私の未完ケース記録についても、確かにケース記録を書くのは CW の役目であるが、その進捗管理は係長(SV)以上の役目であるはずだが、Hに責められたのは私だけであった。この一連の問題が組織的問題であるにも関わらず、管理職個人の問題と切り捨てられていることと同じ構図ではないか。つくば市役所内では「他職員を助

ける人より助けない人の方が出世する(評価される)」という都市伝説も有名であるが、自らがそのようにして上にいった管理職が報告書を作成するから、そのように個人主義的責任論になるのだろうか。

幸い今の私は組織として仕事をさせてもらっているが、今の社会福祉課・福祉部は当時から変わっているだろうか。「一人親方」の呪いで苦しんでいる CW は今はもういないだろうか。そう願ってやまないが、市報告書ではそれが全く感じられなかったのは残念であった。

(4) 考察・結論

- ・「職員が適切に手当を受給できなかった」「職員も適切に申請できなかった」

時間外勤務手当の問題と比較して、特殊勤務手当の問題はなぜか職員が主語になっていて、管理職の不適正な労務管理が明確に記載されていないが、それは何か意図があつてのことだろうか。

また前述のとおり、「課長により解釈が異なった」だけではなく、同じ課長であってもその時々で解釈・判断が異なっていた事実が抜けている。それこそが正に問題発覚のきっかけであるにも関わらずである。

そして問題が提起されてからの、令和5年度 C・D の対応の問題点とその責任について調査・考察が抜けている。それはやはり D が報告書作成者であり、H と D には隠蔽の意図があるからだろうか。第三者による調査が必要である。

(参考)

【つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第1項】

- ・「～に従事した場合に、当該職員に対して支給する」

繰り返しになるが、私にはここに人事課が言う「自由意志」が入る余地があるとは思えない。

特殊勤務手当は時間外勤務手当とは違い、日ごとに支払われるもので、CW・SV でありながら(選挙・イベント等所属長の許可を得ている特別な場合は除き)一日中生活保護業務に従事しないということはありません。

なおかつ市報告書によれば少なくとも管理職の不適切な指示による責任で未払いとなっていて、それは人事評価とも密接に関係していて、しかし該当管理職は未だに処分未決状態なわけである。職員側からすれば人事評価等含む報復の可能性もゼロではなく、1日わずか 275 円の手当のために犯すリスクではないので、申請を控える判断があつたとしても、私は人としては理解できる。

よって、職員側に立てば、ここに自由意志などないのである(つくば市的に「心理的安全性」で表現すれば「心理的安全性が著しく低い」状態と言える)。市側が未払いに至った経緯を全て無視して自由意志論を出してきたことは、その反省のなさに失望しつつ、ひどい横暴だと感じてしまう。

もちろん、未払い給与の請求という枠で考えれば、請求するしないについて労働者の自由意志論が出てくるが、換言すれば、市は一度未払いにしてしまえば自由意志論を盾に支給する義務から逃れられることになってしまう。未払い状態が長年放置され、未払いを訴えても是正に時間がかかったことも、これが目的だったのかと邪推してしまう。生活保護関連の不適正事案は、時効消滅分も調査・公表されたのに、未払給与

は時効消滅分の調査すらされていないのだ。現状までにされた調査はあくまで未払い分を支払うためのものであり、問題の解明のためでは決していないのだ。

私は市の「誰一人取り残さない」の方針とも反してしまうので、ここは条例に立ち返って、職員の自由意志ではなく、市として一律に「支給する」を選択してほしいと願う。

(5)改善状況

- 「労働基準法に基づく請求の時効が3年であるため、令和3年(2021年)1月分まで遡り」

令和6年2月に指摘があったはずなのに、令和6年1月に時効承認ができた不思議。もちろんポジティブに捉えるなら、同じ未払い給与という括りで時間外勤務手当(の時効)を承認した時点に合わせた、ということになるが、そうであれば、同じ時間外勤務手当(令和5年度分)の時効を令和5年11月に承認しているのに、過去3年分時間外勤務手当(の時効)は令和6年1月の承認、ということとの整合性が取れない。

ちなみに、蛇足になるが、この時効問題、私は [REDACTED] であり、正しい時効がどちらであっても私自身の経済的利益がないため、どこまでも事実を明らかにしてほしいと訴えていることである。なお公平委員会へ訴えていないのも同様の理由による。

- 「令和6年(2024年)5月から当時の職員も含め、未申請分の申請を促し」

令和6年5月10日(及び同年6月19日)記者会見によれば、特殊勤務手当の未払い額は「確定」していたはずだったが、どうして。また、市報告書後段記載の支払額と060509PR当時の金額の乖離もひどく、つまり当時確定していなかったことになるが、その訂正もなければ、その点についての説明も市報告書にはない。少なくとも結果的には市長に虚偽の発表をさせたわけであるから、その説明が必要だろうし、市当局の調査・報告で無理なら、やはり第三者による調査が必要と言わざるを得ない。

なお、この点は市PR及び市長定例記者会見の信憑性を落とすという意味で、非常に重大な問題である。市長が一度ならず何度も公に「確定した」と発表した内容が事実ではなかったにも関わらず、なんら訂正も説明もないままでは、市民は何を信用したらいいのだろうか。

最後に、令和6年9月13日記者会見より同じく市長の発言を引用する;「今は、同僚だからとかではなく、福祉部長含め組織を挙げて適正化に向けて動いていますので、そこで馴れ合いになるとは全く思いません。当然、そのようないい加減な報告書が出てきたら、私としても違うでしょうと指摘をするだけのことです。これまでも色々な不適正事案を幹部の職員は経験していますが、その度に徹底的にきちんと調べ、出せるものを全部出すというスタンスできています。現在、調査をしている職員が、手心を加えたり、何かを隠そうとしたりすることはないと思っています。」「今後の調査状況により、もしも意図的に調査に協力をしないということがあれば、少し別の形を考えていかざるを得ないと思います。」

市長にはぜひ今こそ「違うでしょう」と指摘していただいて、「少し別の形(=第三者による調査)を考えて」いただきたいと思う。

3 障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務について

(1)不適切な事務の概要及び要因

- ・県からの状況確認→調査→不適切な運用が判明

電話があったことは事実だと思うが、それ以外は事実ではない。みんなわかっていた、周知の事実だったはずである。何が「調査→判明」だろうか。060719PR でそう公表してしまったがために修正できなかったのか。なぜ PR 当時にそのような虚偽の報告をし、虚偽の発表をしたのか。なぜ市報告でも修正されていないのか。

後段(3)で管理職のうち4人は「(正しい運用方法を)知らなかった」と回答しているが、それでも「ケース診断会議に諮って決定していた」とも回答していて、法令に基づかないケース診断会議をしていたとでも言いたいのだろうか。確かに実際、法令に基づかないケース診断会議をしていたわけだが、法令を知らず、法令を確認せずに決裁をしていたことにもなるが、決裁とは何だろうか。管理職の職責とは一体何なんだろうか。

話を戻すが、この「不適正な運用」(ここでも「不適切」と表現されているが明確な法令違反であり「不適正」に他ならないが、なぜそのような虚偽の表現をするのだろうか)は社会福祉課保護係内では周知の事実であった。前述のケース診断会議においても何度も職員から不適正と指摘があったにも関わらず、その度に多数決でその不適正な運用を継続決定してきたからである。

県からの令和6年1月9日電話を受けたであろう D(あるいは C)(※)も、ケース診断会議で不適正との指摘を受けた際に「このような運用になっているのは良くない」と認めた上で、しかし「年度中の変更が難しい」「ずっとやってきたことを今更変えることは難しい」と不適正を継続してきたからである。なのに、県から状況確認をされ、「調査」をし、「判明」した、とはどういう意味だろうか。これが虚偽でなくて何だろうか。これが隠蔽でなくて何だろうか。

(※「D(あるいは C)」という表現をしたのは、不適正を行ってきた張本人であるはずの者がその場で回答できなかったことに合理的な理由があるとすれば、その者はより上の決裁を得なければならなかったからであり、その意味で課長補佐だった D を先に記入した(係長以下の可能性はあまりないし、仮に係長以下だったとしても論理的には基本的に D と同じと考えていい)。C は課長権限でその場で回答できた可能性が残るからである。仮に D が電話に出た場合は、C あるいは H(所長・)が回答の指示決定をしたことになり、C が電話に出ていた場合は H が回答の指示決定をしていたことになる。そして H が回答の指示決定をしていた場合は不適正を認識していた B()・C・D が事実を隠蔽し H に対し虚偽報告を行い H が誤って(結果的に)虚偽回答の指示をした可能性と、H も含めた4名の管理職で故意に虚偽回答をした可能性の2つが考えられる。C が回答の指示決定をしていたとするならば、C と D が共謀して虚偽の回答を行ったことになる。しかしいずれにしても、県電話の次は「確認(決裁)」ではなく「調査」であるため、つまりそこにあったのは「合理的な理由」ではなく「隠蔽の意図」に他ならないという論理的帰結になる。もし H が 070624 請願委員会での発言のとおり「業務がわかる」のだとしたら、H も(少なくとも現時点では)隠蔽に加担し、虚偽の報告書を作成していることとなり、これは間違いなく組織的問題と言えるだろうし、このような当事者による調査・報告は無意味であり、第三者による調査が必要であることが伝わると思う。)

- ・「障害年金の裁定請求に関する診断書料以外の支給事務」

なんと回りくどい表現だろうか。これで何を支給する事務が一読で理解できた人がい

るなら挙手してほしい。

ここではあくまで「障害年金の裁定請求に関する診断書」以外の「診断書料」「の支給事務」の話であると私は理解したが、なぜ別章立てではなく、この調査内容3にあえて入れた合理的な理由は理解できなかった。この事務の問題点は後述する。

(2)調査の方法等

(3)結果事実

・管理職「指示した 0人」 職員「管理職から指示があった 4人」

どちらが正しく、どちらが虚偽の回答をしているのか。後段に「疑問を持っていたが、管理職からの指示に従い運用していた」と証言する職員がいることから、私には職員側が正しく、管理職が虚偽回答をしていると思えるが、なぜ踏み込んで調査してないのだろうか。それは誰の「手心」で、何を隠そうとしているのか。

市長には何度も登場していただいて恐縮であるが「現在、調査をしている職員が、手心を加えたり、何かを隠そうとしたりすることはないと思っています。」「今後の調査状況により、もしも意図的に調査に協力をしないということがあれば、少し別の形を考えていかざるを得ないと思います。」(令和6年9月 13 日会見)と信頼を受けたが、それに背いてしまった職員がいるようである。どうか第三者による調査(=「少し別の形」)をお願いしたい。

なお、市長の「少し別の形」発言が市職員にも周知されたのは、会見から1か月半以上過ぎた令和6年 10 月末のことだった(※)。市報告書作成のための書面調査は既に終わっていた時期で、当時職員間では「市長のあんな発言知らないまま回答しちゃったよ。『少し別の形』って何だよ、処分かな、怖いね」と話題になった。結局それが何であるかは1年近く経つ今もわからないままであるが、私としてはたとえそれが「処分」でも構わないのだが、出来得ることならそれはどうか「第三者による調査」であると期待したい。「少し違う形」でも「全く新しい形」でも、好きな形を好きに選べるパワーがあるのは市長ただ一人である。どうかその力を市民のために適正に公正に行使してもらえることを心から願う。この請願はとどのつまり、その「YES」を得るためなのだから。

(※現在は少しずつ改善してきて、会見の約1か月後にはその会見録が公開されるようにはなってきた。しかし、報道機関が記事にできるかどうかよりも市民にいち早く情報を届けることを優先したい、と 060808 会見で話していた市長である。さすがに「当日」とは言わないが、今よりもっと早く市民に会見の様子を届けてほしいと私は思っている。)

・職員「(正しい運用を)知っていた 19人」

これが一番怖い。適正な方法を知っていたのにしなかったわけである。あるいはできなかったわけである。にも関わらず、その部分の「なぜ」が調査されていない、解明しようとしないう市の姿勢が何より怖い。換言すれば、それこそ市として一番に隠蔽したい部分とも言え、とても怖い。そして一連の問題の本質とも言える。

さらにその後段、3人が「疑問を感じていたが意見は言わなかった」と回答しているが、それは言わないメリットがあったのか、言えなかったのか、どちらだろうか。

「正しいことを知っていながら間違いを続ける。間違いを指摘しない・できない。間違いを指摘しても是正しない。間違いを指摘した職員にはパワーハラスメントをする。間違いを隠す。間違いを続ける。」このループが一連の問題の本当である。これが管理職個人の問題なのか。あるいは「雰囲気」なのか。これが組織的問題でなく何だろうか。そして

それが全く見えない市報告書に意味があるのか。第三者による調査が必要ではないのか。

(4) 考察・結論

- ・「令和元年(2019年)度から(中略)不適切な取扱いを行っていた」

(ここも安心して「不適正」と言い切ってもらって全く問題ない、という皮肉はさておき。)「令和2年(2020年)度～令和5年(2023年)度」の職員に調査を行ったはずが、唐突に「令和元年」が出てきて驚く。何の調査結果からの考察・結論だろうか。「ケース診断会議記録表の確認」なのか。ではなぜ(2)(3)で調査対象期間が明記されていないのか。「令和元年(2019年)度」以前から不適正だった可能性はないのか。市報告書からは何もわからない。

ちなみに、この件について 060910 一般質問答弁でHは「不適正」と表現しているが、その後どのタイミングで「不適切」になったのだろうか。確認不足か、隠蔽か。

(答弁全文は次のとおり;「この取扱いは、保護の実施要領や問答集に記載のない運用であったため、今年1月から是正しており、不適正な運用であったと認識しています。)」

- ・「被保護者から(中略)相談が職員にあった場合は」

職員(CW)全員が「ケース診断会議で審議決定し、一時扶助費として支給していた」わけではないので、市報告書のいかにも「赤信号はみんな渡ってました」という記載になっているのは不適切である。

- ・「相殺するか、(中略)支給するかの違いであり」

この記載もあたかも「些細な違い」であるかのように読めてしまうが、CWとしては被保護者に「自己負担」させること(そのように説明・説得を行うこと)は非常に労力のかかる仕事であり、不適正に「一時扶助」してしまえるならそれはとても「楽」な方法であった。

また、それらの違いは単なる「先払い・後払い」といった支払方法だけの違いではない。「法律に則って行う」か「法的根拠なく行うか」の、本来越えてはならない一線を指すのだ。一時扶助とは生活保護法上の言葉であるが、生活保護に定めのない方法で支出する場合に本来その言葉は使えないはずであり、詳しくは後述するが、本来それを生活保護法第63条に基づき返還請求できないはずでもあるのだが、しているのはなぜなのか。

- ・「福祉事務所の裁量で運用を変更できると考えていた」

そんな調査事実(3)に全くないが、誰がそんなことを考えていたのだろうか。報告書作成者の考えではないのか。また繰り返しになるが、令和5年度までの問題を令和6年度に「調査をせずに」報告書を作成できるのはDしかないことになるが、D自身の考えなのか。Hの指示なのか。「業務のわかる」(※)Hが指示した(少なくともこの内容で決裁した)ならHに隠蔽の意図があったことになり、Hが隠蔽の意図を否定するなら残念ながら報告書作成責任者であるHはまだ業務はわかっていないことになり、どちらにせよ市報告書では不十分ということになる。

(※私がよく引用している「業務のわかる私たち」発言であるが、これがもし「業務のわかる者(あるいは職員または管理職)」との発言であれば、Hにはまだ逃げ道があった。しかし「私たち」とは当然H自身が含まれる発言であり、それは即ちHが市報告書作成の全責任を負うという宣言に他ならない。もし今後、第三者による調査が行われないうまま、市報告書にはなくこの請願にはある事実が認められるようなことがあれば(県監査や会計検査、住民監査請求等、その機会は数多あるだろう)、Hは隠蔽・背任の責任を負

うということである。その時に H は「知らなかった」とは言えない。それを言うと今度は市議会で虚偽の発言をしたことになるからだ。その意味でこの発言は非常に重い。いや、そもそも部長職の発言は重いはずである。だから私は散々引用している。）

話を戻す。市報告書の記載だと例えば「被保護者からこのような相談がありました、どのように対応したらいいですか」とケース診断会議に諮り、「それでは、一時扶助費として支給しましょう」とみんなで決定していたかのようにも読めてしまうが、ケース診断会議とは基本的にオープンクエスチョンで話し合う場ではなく結論ありきで賛否を諮るものであり、実際のところ、不適正を行っていた一部の CW は「一時扶助費として支給してよろしいか」と会議に諮っている。適正な方法を知っていて、適正に業務を行おうとする CW は、同様の相談を受けた時に、安易にケース診断会議で不適正を行うことはせず、きちんと労力をかけて被保護者に「自己負担」を説明している。よって、管理職だけの問題ではなく、CW 側も楽に仕事するために積極的に不適正を行っていた部分がある。言い換えれば、自分自身が楽するために「金(=市民・国民からの税金)で解決していた」とも言え、非常に悪質ではないか。さらに視点を広げれば、その本来適正にかけるべき労力をかけないから定時で帰ることができ、労力をちゃんとかけるから時間外勤務も発生するわけである。この診断書料は一例に過ぎず、社会福祉課保護係内では万事がそんな調子であった。不適正だって管理職と職員の両輪があってこそ行えるのである。だから、組織的問題であると訴えている。言わばその「不適切な協力関係」を「雰囲気」で済ませていいとは私には到底思えない。それではきっとまた繰り返す。

(5)改善状況

・「令和6年1月16日から」

早期是正は単純にありがたい。しかし、令和6年1月9日に県からの電話があり、同月16日に是正を行ったのは、調査内容7「CWによる現金取扱」問題と全く同じであり、早期是正ができたのは「不適正との認識があって継続してきたことを指摘されたから」という実態を忘れてはならない。

また、市報告書によれば、060719PR の3件中これだけ県からの指摘時期が違い(他2件は令和6年2月22日)、指摘後1週間で是正したのに、どうして PR は同年7月まで待たねばならなかったのだろうか。調査に時間を要したから、というお決まり文句が聞こえてきそうだが、後段にあるように060719PR の件数すら誤っていたわけである。私には当初は隠蔽する意図があったとしか思えない。詳しくは調査内容7で後述する。

・「障害年金の裁定請求に関する診断書料以外の支給事務」

前にも少し触れた、「障害年金の裁定請求に関する診断書」以外の「診断書料」「の支給事務」の話である。(この件についても調査がないまま(考察・結論もないまま)にいくなり「改善」(という名の「是正」)がされてしまったが、市報告書の決裁を行った管理職はこのように書きぶりで問題ないと本当に思ったのだろうか。市報告書をちゃんと読んで決裁したのだろうか、とすら思ってしまう。)

市報告書ではさらっと書いてあるが、この問題もかなり闇が深い。問題自体はシンプルで、市報告書にもあるとおり、生活保護実施要領等で適正な支給方法が明記されているにも関わらず、その方法に従わず、不適正と知りながら、不適正なつくば市独自の方法で診断書料の支給を継続してきたわけである。これも「①検診命令を発出→②被保護者・医療機関へ送付→③被保護者が医療機関を受診→④医療機関から請求→

⑤医療機関への支払いという手順を踏むか、被保護者に先に自己負担させその領収書を基に被保護者に支給するかの違いであり(これこそ「福祉事務所の裁量で運用を変更できると考えていた」節がある)となってしまう、金額に誤りがないから返還も要しない、となっていると思われるのだが、後者の楽な方法を選んだ場合(ここでは被保護者に自己負担させた方が楽、というのも改めて考えると不思議な理屈である)、その支出の法的根拠が生活保護法にないため、生活保護費として支出し国庫負担金の算定に計上できないはず(※後段で考察)だが、もしこれまで計上されていたとしたら、国庫負担金の過剰請求になっているということになるが、市報告書では一切言及がない。まだ隠蔽されているのだろうか。

- 「茨城県福祉人材・指導課に取扱いを確認し回答に基づき」

最初に読んだ際に「なんだ、県も確認しているなら大丈夫か」と一瞬安心してしまったが、後段にもあるように「本来の運用を徹底する」という当たり前の話をしているだけであって、つくば市の取扱いの是非を県に確認したわけではないため、国庫負担金の過剰請求の疑いは何も解決していなかった。

- 「令和6年(2024年)10月21日、職員に対し、(中略)周知するとともに、令和7年(2025年)1月から本来の運用を徹底する」

令和6年1月9日に県から指摘があったにも関わらず、9か月以上(周知までの期間であり「本来の運用」になるまでなら1年)も是正しなかったのは事務懈怠ではないのか。060719PRに入っていなかった理由も説明がない。この1年の間になされた診断書料の支給があるとして、その財源は(生活保護費ではないとして)どこからだろうか。問題指摘後1年も不適正を継続する決定・指示を行ったのは誰なのだろうか。なぜその調査がないのだろうか。

- 「過支給となった一時扶助による診断書料については」

生活保護法に基づかない「一時扶助」を生活保護法第63条に基づき返還を求めて問題ないのだろうか。これは追及ではなく単なる疑問である、問題ないのだろうか。

【誤支給】

- 「再点検」

是正が完了するまで何度でも点検することはいいことだと思うが、「再点検」はなぜ、そしていつ行われたのだろうか。県からの新たな指摘があったのか、住民監査請求なのか、請願なのか。060719PRで5件だったものが、8件になった。3件増えただけとも言えるが、1.6倍に増えたとも言える。また、5件と3件の種類(例えば継続ケースと廃止ケース)によっては「再点検」は綺麗な言葉ではなく、隠蔽の裏返しになってしまう。市報告書ではわからないことだらけであり、不十分である。

- 「障害年金の裁定請求に関する診断書料以外にも以下の誤支給があった」

(本当に意味不明な表現である。この表現では調査内容4・5の誤支給も含むことが可能であり、よくこれで前回請願審査特別委員会の委員の皆さんが理解できたと思う。さすがつくば市民に選ばれた人たちである。)

私は前述のとおり、検診命令なき診断書料は一律にその全額が誤支給だと考えているが、ここの金額は検診命令の基準を超過した金額とかだけではないのだろうか。情報が少な過ぎてわからない。

また、市報告書ではこれが誤支給だったとの記載があるのみで、肝心のその後がわか

らず、返還請求しているのかすらわからない。前段の「過支給となった一時扶助による診断書料」に含まれている可能性もあるが(※)(だとすれば「再点検」は令和6年7月から同年9月までの間に行われたことになるが果たして。)、生活保護法に基づかない支出(誤支給)に対して生活保護法に基づく返還ができるのか、という話に戻ってしまう。誤支給は結局どうなったのだろうか。市報告書からはわからない。

(※なぜここでは「過支給」で後段では「誤支給」なのかも不明。ちなみに、診断書料については「誤支給」が正解で、「一時扶助による」も誤りであると私は考えているが、果たして市報告書ではどちらが正しいのだろうか。私は 070317 請願委員会で塩田尚委員に一字の誤字を「歴史的汚点」とお叱りをいただき、そのことを今も反省している。塩田委員は 070624 請願委員会を欠席していたが、この「歴史的汚点」まみれの市報告書をどう読んだのだろうか。)

(※調査内容3の返還に係る考察)

生活保護実施要領に記載のない方法で支給された過支給は、生活保護法第 63 条の対象ではなく、民法第 703 条で対応すべきではないだろうか。

そもそも検診命令を発出していないため、検診命令の上限を「援用」して、その上限を超えた額だけに生活保護法第 63 条を適用すること自体どうなのだろうか。(「事後」の検診命令も当然許容されていない。)

つまり、調査内容3の不正支出は、本来民法第 703 条でその全額を返還請求すべきものを、「保護費として支給したことにして」生活保護法第 63 条で自立更生費を控除し返還(決定)請求を行ったところに、(その4分の3は国庫支出金であるから)国の財政に対する背任の罪があると言えるのではないか。

(市報告書の中だけでも、業務上の過失とは言えない、故意重過失が十分認定できると思う。)

今後、第三者による調査や、県・会計検査院あるいは警察等による調査・捜査が入り、この点につき「本当」の是正・改善が図れることを期待してやまない。

4 障害者加算の誤認定について

(1)不適切な事務の概要及び要因

- ・「障害者加算の誤認定を是正する機会があったが是正されなかった」

とても正直な記載になっていると思う。「改善」ではなく、事実の即した「是正」となっているところも好印象である。そして正に「是正できたのに是正しなかったこと」こそが社会福祉課の問題の本質であった。

(しかし、なぜその「是正されなかった」理由について調査がないのだろうか。聞き取り調査では実施しているのか。通常、こういう調査報告書では聞き取り調査であっても調査項目は決められているものではないのか。繰り返しになるが(必要なので何度でも繰り返すが)、「なぜ誤認定(不適正)をしてしまったか」と同等かそれ以上に、「なぜ不適正を正せなかったのか」という問題が重要なのである。その意味で市報告書は問題の半分も報告できていない。だから私は第三者による調査を求めている。)

4は調査も充実していて、(4)考察・結論も調査に基づいていて、事実市報告書の中でも一番頁数も多いことが、その完成度の高さを示していると思う。

だがしかし、冷静に考えてほしいのは、4は主に令和4年度までの問題として記入されている点で、報告書作成者と思われる D が社会福祉課に在籍していなかった時期についての記載であるということである。ぜひ次の調査内容5と比較して読んでほしい。D が当事者になった途端、4のときの客観的な視点が失われ、調査事実に基づかない記載が増えていることに気が付くだろう。これは D 個人を責める意図ではなく、「不適正事案の当事者が調査し報告書を作成することが内包する当然の問題点」を指摘しているものである。私はだからこそ第三者による調査が必要と主張している。

また、4は客観的とは言ってもあくまで「市報告書の中では比較的」との枕詞は欠かせない。A や B、M といった「安心して責められる人物」がいるから、という前提があるからこそ、H や D もここでは(3)に「安心して登場(回答者として)」できているわけである。(疑うならば、ぜひ調査内容1~7の他の部分を確認してほしい。ただの一度も登場していない。とはいえ、である。Hは令和4年度から所長であることを考えれば、そこまで他人顔をしてはいけないと私は思うのだが、世間の常識ではどうだろうか。)それが、繰り返しになるが、当事者による「客観的」調査・報告の限度なのだと思う(もちろん公務員としては「もっと」を期待したいが、個々人の限界もある)。4はよく書けていたからこそ、そう強く再認識した。4の記載に感謝しつつ、どうか第三者による本当の意味で客観的調査をお願いしたい。

障害者加算の誤認定問題は確かに令和4年度までの問題(責任)が大きいことは事実であるが、令和5年度以降に問題(責任)がないわけではないし、問題発覚後の対応(特に返還金決定のプロセス)にも問題が多いことを忘れてはならない。以下に詳しく説明する。

(2)調査の方法

(3)結果事実

- ・【社会福祉課管理職】書面調査、聞き取り調査結果

具体的な記載になっていて、いいと思う。

しかし、疑問なのは、例えば令和5年度を例に取るなら、所長()Hも副所長()Bも「令和6年2月」まで加算の要件を認識せず、課長補佐Dは「令和6年2月の茨城県の

状況確認前に「詳細については理解していなかった」ので、課長Cの認識こそ記載なくわからないものの、当時管理職ほぼ全員認識がなかったことになり、よくここまで認識なく決裁をしてきたな、と驚いてしまう。(Bに至っては、令和4年度課長時代やそれ以前の課長補佐時代もあったわけで、管理職の職責とは何かと疑問に感じてやまない。さらに言うならば、Bはそれでも■■■■■■■■■■している。そしてB・C・DはそれぞれCWだった時代もあり、それぞれ当時担当していたケースも当然間違っていた可能性もあるわけである。そう考えるとこの問題は表面化していないだけで、数十年規模で遡るべきなのかもしれない。闇の深さは計り知れない。)

調査内容3～7は生活保護業務に関するもの、つまり社会福祉課の業務そのものに関するものであったわけだが、市報告書で如何に管理職の「認識がなかった」「理解してなかった」という回答が多いことか。私は一職員の立場を一瞬忘れて、驚き呆れてしまったのだが、「そういうもの」でいいんだろうか。070624 請願委員会でも「うん、よく調査できていて十分ですね」という意見が多かった(※)が、つくば市民の代表がそう言うんだから、それが「つくば市の常識」なんだろうか。

(※詳しくは後述するが、さらには「請願の求めているものに十分応えられていますね」と私のイタコになったつもりの委員もいたが、当時私もその委員会の場において、請願者本人としては往年のドラマよろしく、「ちょっと待てよ」という気持ちであった。

(このことは、小村政文委員長に再三委員会での意見の機会を断られたことと合わせても、つくば市議会基本条例第8条違反ではないかと思っている。どこまで腐っても請願は請願であることをお忘れになったのではないだろうか。一国民からのささやかな抗議と受け止めてもらいたい。)

調査内容1・2と改めて併せて考えてもらいたいのだが、つまり社会福祉課(そして福祉部)の管理職は、本来業務はその認識を著しく欠いた状態で決裁を行い、一方労務管理は業務を把握せずに職員を横に並べただけで(そして恐らくは予算の枠だけで見て)パワーハラスメントな言動で行っていたことになるが、では「管理職」とは何なんだろうか。一般職員の2倍・3倍もの給与をもらい、業務の認識・知識はなく、パワーハラスメントをしても不適正事案を起こしても、「認識不足だった」「覚えてない」で責任すら逃れたら、管理職とは一体何なんだろうかと考えざるを得ない。

何度でも繰り返すが、一連の不適正事案は10年以上に及ぶのだ、その間の管理職が須らくそのようであったという事実を、組織的問題と捉えられないことが組織としての問題ではないのだろうか。

・【社会福祉課保護係職員書面調査結果】

こちらも具体的でいいと思う。

しかし、職員の経歴が記載ないため仕方ないとはいえ、その認識が1年目なのか、10年目なのかもわからず、結局何もわからないのは残念である。そこに問題意識を持たずに調査・報告をしないことはさらに残念である。

また「今、認識した」との回答があるということからわかることは、令和6年2月に県から確認され、同年7月にPRし、(後段(5)より)「同年9月4日から(中略)ヒアリングを実施し」ているのに、同年10月のこの調査まで職員に対して加算の適正な認定方法を周知していなかったという事実である。これは約8か月近くも不適正を放置した、ということになってしまわないだろうか。どうして今も同じ課・係内で、同じ業務を行っているはずなのに、情報不均衡が起きてしまうのだろうか。

なお、上記のようなこと(調査が適正な方法の周知も兼ねること)があるから、「適正な方法を知っているか」という調査項目でも結果オーライだったというしかないが、本来ならば「適正な方法は何か」という調査項目があっても然るべきだったと思うし、その場合はさらに実態がわかったと思われるが、職員個人の責任を問題にする割に職員に「とても優しい」調査なので仕方がないのだろうか。皮肉はさておき、私はこれは「馴れ合い」だと考えるし、優しさとは「手心」だと思うので、第三者による調査が必要だと考えるが、いかがだろうか。

さらに、当然ではあるが、「認識」とは主観であるから、ケース記録という「客観」と照らして検証しなければ意味がない。仮に認識が誤っていても誤認定していない可能性もあり、反対に認識が正しくても誤認定している可能性もある。後段の令和4年11月ケース診断会議のように、職員(CW)側がいくら正しく認識していようとも、管理職の認識が歪んでいれば正しい認定はできないのだ。本来ならば、全ケース(廃止ケース含む)の記録を総点検し、それぞれの認定状況を確認し、仮に誤りがあった場合にはその原因がどこに(誰に)あったのかまで調査をすべきであろう。

(ちなみに、生活保護に関する基礎的な話をすると、当然ながら今日今年から保護を受け始めた人ばかりではなく何年も保護を継続して受けている人もいて、つくば市福祉事務所では通常2年ごとにCWの担当地区替えを行っているので、いくらCWが正しい認識を持っていたとしても、前任者が誤っている可能性もあり、その業務負担が多い中でどこまで前任者の誤りまで含めて確認できるかは別問題として残る。そのため誤認定問題にしてもその誤りの端緒を探る必要があり、誤認定をした人、その決裁をした人、その後ケースを引き継いで誤りに気が付けなかった人、その決裁をした人がいて、それぞれに(その大小はあるにせよ)責任があると言える。これも繰り返しになるが、市が個人の責任で問題を捉え、個人を処分しようとするなら、当然そこまで踏み込んだ調査が必要であると考え。よって、逆説的ではあるが、「市報告書の不完全さ故に組織的問題であることが強調されている」とも言え、皮肉なものだなと感じてしまう。言葉を濁して、事実を隠蔽しては、正しく個人の責任にすることすら難しいことが証明されただけである。どうか偏った思惑は捨てて、正々堂々と客観的な調査をしてほしい。)

◆令和2年(2021年)1月会計検査時の障害者加算の誤りの指摘

私は当時在籍していなかったのも真偽はわからないが、少なくとも前段部分は、事実ではないかという印象。

ただ、060913 会見の市長発言(「会計検査院の指摘がそのままになっていたことが、信じられないという気持ちは福祉部長と同じ思いです。特別職がその報告を受けたとき、一瞬、誰もが信じられないという顔をしていました。それぐらいのことだと思っていますので、当然、徹底的な調査が必要だと考えています。))から考えると、当時のF所長はなぜ部長や特別職への報告を怠ったのかがこの調査ではわからないし、なぜ調査を怠ったのかもわからない。現職のHであれば特別職と一緒に「信じられないという顔を」するほどの事態である。前任者であるFには当然調査をすべきではないか。これでは「結局は聞きやすい人に聞きやすいことを聞いただけの調査」と言われても仕方がないだろう。(これがつくば市の「てごころのものさし」なのか、なんて皮肉は言いたくはない。)

そうすると「いや、AがFに報告しなかった」と反論をされそうだが、残念ながらそれも市報告書にはない。また、仮にAに調査をしそれが事実だったとしても、Fが会計検査の日程を把握せず報告を受けない・促さないことが既に問題ではないだろうか。ぜひF所

長と当時の部長にも調査をお願いしたい。ぜひ聖域なき調査を。

ちなみに、つくば市役所本庁舎2階をご存知ない方へ解説をしておく、社会福祉課管理職の席のすぐ隣が福祉部次長・部長の席となっている。もしこれが例えば同じ福祉部であっても高齢福祉課や地域包括支援課であれば1階にあるため、「物理的に」部長・次長の目は日常的には届かないことも仕方ないと思えるかもしれないが、市報告書記載の社会福祉課の不適正事案は部長・次長の自席の真横で起きていることなのである。よって、福祉部管理職の責任は、いわゆる監督責任や道義的責任だけではなく、実質的・本質的なものなのだ。つまり市報告書の「A 課長席周辺」とは、F ■■■ 席周辺であり、部長席周辺でもある、ということである。（正に「事件は会議室で起きてるんじゃない」であって、部長席・次長席の目の前こそが「現場」なのである。）

昨年度各種記者会見等での福祉部として「課長と課長補佐の責任です」と幾度となく発言されているが（※）、社会福祉課管理職が不適正な言動で労務管理をしたり、法令にない指示をしていたり、虚偽公文書作成をしていたりしているのを、自席の真横で見ているわけである。それこそ積極的に（あるいはその職責を放棄して）「黙認」をしているわけである。5階にいる特別職とは責任の意味が違っているのである。（なお、コミュニティ棟2階の総務部・人事課も同じ関係である。こちらも「会議室」と「現場」は限りなく近いのである。調査内容1・2の参考までに。）

（※例えば、060808 会見で 060719PRに関連して、「誰の『（認識の）誤り』か」と記者から問われた福祉部は「現場の職員を含む管理職」と一度回答した後に、市長から「管理職の定義をきちんと説明した方が良いと思います」と促され「課長補佐と課長までの決裁になっていますので、管理職はそこまで」と回答している。

（ちなみに、この会見では「全員が誤った認識だったということでしょうか」との質問に、「はい、そのとおりです」と回答しているが、「そのとおり」ではなかったのは市報告書でも明らかであり、会見でHがそのように断定して回答した根拠は何だったのだろうか。当然私もHから何も確認されてないが、どうして私の認識を代わりに回答できたのだろうか、しかも誤って。（つくば市には市役所にも市議会にも精度の低いイタコが多い。）

（同会見の続く質問で「県から指摘があるまで全員誰も気づいていなかったということではよろしいですか」とも聞かれまたもや「はい、そのとおりです」と回答しているが、これもまた「そのとおり」ではなかったのは明らかである。公の記者会見という場で堂々と嘘をつけるのはどうしてなのか。どうしてそれが市報告書では言及されてないのか。県につく嘘、記者会見でつく嘘、ここまで続けば、これは組織的問題なのではないか。有名な映画のキャッチコピーではないが、正に「全員悪人」である。私は怒って(outrage)いる。

（「嘘つきは泥棒の始まり」という言葉を思い出してしまった。つくば市の皆さんは寛容だから「いいえ、あの方は何も盗らなかつたわ」というどこかのお姫様みたいな声が聞こえてきそうだが、私もどこかの警部に倣ってこう言おう、「いや、ヤツはとんでもないものを盗んでいきました。『市民の税金』です」。そう、次世代の職員が「薄汚れちゃ」う前に、つくば市が「くっそお、一步遅かったか」となる前に。）

（余談になるが、このHの発言に驚き失望した職員は多い。当然上記のような状況を知っているからであるが（私たちが上司というものに期待し過ぎていた反省もあるが）、トカゲがしっぽを切る場面を目の当たりにしたような衝撃であった。もしかしたらこの辺りが、例えば 070710 会見で記者から「全然反省していないように思いました」と言われた理由なのかもしれない。

(しかし 070710 会見によれば「(会見の)想定問答集は作っていい」ようなので、これも「想定通り」の答えだったことになり、「しっぽ切り」は H だけの考えではないということだろうか。それはわからないが、少なくとも H の発言内容が事実ではないことはわかる。)

(さらに、「課長補佐と課長までの決裁になっている」も事実ではない。確かに課長までの決裁のものもあるが、例えば生活保護開始(廃止)の決裁は福祉事務所長決裁であり、加算認定のほとんどは保護開始と同時に行われるものであるから、H 決裁である。①H の虚偽、②H は生活保護ケース台帳の中身を全く確認・把握せず決裁している、の2つの可能性があるが、どちらにしても大問題である。生活保護の不適正事案で福祉事務所長に責任が無いというような、無責任な話はあってはいけない。)

話を戻して後段の証言部分であるが、ここでは職員間で証言の食い違いがあり、結局その真偽はわからないままである。B はここでは「記憶にない」に留まっているが、次の「翌日の係員会議」部分では「記録があった。これを見ると知らないとは言えない」となっている。会計検査時の議事録メモではまだ「知らない」と言えたのだろうか。県担当者のメモでも B の記憶を呼び起こすには不十分だったことにもなる。[REDACTED]、わずか5年以内のこんな重要な出来事の記憶がなくなってしまうことがあるのかと驚いた。

◆令和2年1月会計検査翌日の係員会議での障害者加算誤認定の取り扱い

前段部分は概ね事実ではないか。少なくとも議事録は事実である。令和6年度に出た住民監査請求で同議事録は参考資料として提出されたため、今回市報告書でもその事実が公表されてよかった。(ただ、どうしてその議事録につき「資料やデータの調査」が行われていないのかは不明である。調査をしていないなら、今からでも議事録を見直して市報告書改善の参考にしてほしいし、調査をしていたならその未記載を修正してほしいと思う。いずれにしても市報告書は不十分である。)

おかげで後段で B の記憶(の一部)を呼び戻すことができ幸いである。「会計実地検査傾向と対策」を前年 12 月に自ら作成していた B のことである、「今まで知らなかったと言っていた」とは少々謙遜が過ぎるのではないだろうか。ちなみに、その「傾向と対策」の最初の項目は「障害者加算の算定誤り」であり、準備万端であったことが窺える資料となっている。

なお、後段の A と B の回答は元課員としては皮肉を込めて「実に社会福祉課らしい」と感じた。「出てない」「相談受けてない」「指示してない」「知らない」「覚えてない」でも記録だけある。さらに言うならば、令和6年度の報告書作成段階において、その記録と証言の齟齬をそのままに放置しておくことも、非常に「社会福祉課らしい」と言え、結局市報告書のこの部分は令和元年度から組織体質が変わっていないことを示す結果となっている。

◆会計検査後のフォローアップ調査

前段部分は概ね事実ではないか。なお、市報告書の調査の中でここだけ決裁過程に言及がある(もちろん換言すれば、他では一切ない、という意味である)。そして余談のようになってしまいが、「令和2年(2020年)5月から令和4年(2022年)1月まで」「I 係長が起案し、B 課長補佐、A 課長が決裁して報告」とあるが、これだけの期間なのに確かにメンバーが変わってなかった、ということに今更ながら改めて驚かされてしまった。詳しくは後述したいと思うが、社会福祉課の固定的人事(異動が少ない)もこの一連の不適正事案の責任の一端を担っていると私は考えている。

後段 B の「理解しないまま」「起案者に確認することもなく決裁した」は、(B の証言としての真実性は別問題としても)社会福祉課の問題全般(特に問題発生の際の経緯)について

言える真実だと考える。そして、公平を期すならば、これはBに限った話ではない。市報告書で経歴が紹介された全員がそうである。さらに言うならば、この市報告書の決裁自体、どれだけ「理解して」「起案者に確認して」行われたのだろうか、私はそれすら怪しいと考えている。というのも、令和6年度県一般監査において県から監査資料の決裁過程について指摘を受けた際(※)に「係長が課長補佐に相談し作成し、他保護係長に供覧、課長補佐、課長、次長が電子上で審議し、所長の決裁を受け策定した。審議、決裁において、口頭説明や質疑はなかった」と回答しているが、前述したとおり、実際監査を受検したH(所長)とXは「回答できる体制になく」「十分な回答がなかった」とも指摘されているからである。さらに県のその指摘に対し「準備や」「共有が不十分であった」(のが原因)と市は回答しているが、それは「口頭説明や質疑はなかった」と矛盾しないのだろうか。つまり市当局(H)がなんと云おうと、実際は自覚がないだけで業務はわかってないのである。

(※最初の是正措置状況の報告(令和6年8月23日)ではなく、同年10月7日の「再提出」である。同年11月29日の「再提出(2回目)」ではない。2回も再提出するなんて学生時代のレポートを思い出してしまったことはさておき、ここではきちんと「是正」の言葉が使えていることに注目である。(2回も再提出させられていることはさておき)県に対する態度とそれ以外に対する態度が違う可能性があり、だとすれば市民に対する裏切りであると私は考える。まずは市民に対して正しい言葉を使うことが公務員の、市役所の務めではないだろうか。)

なお、ここに登場するA・B・Iは会計検査を受検した当時のメンバーであり、ここでは同じ会計検査のフォローアップ調査の話をしているはずだが、なぜAやBは急に理解がなくなったり誤ったりするのだろうか。そして起案したIに調査してないのはなぜなのか。起案ではなく、決裁の責任を重くみたらからか。どうして市報告書はこんなにも一貫性がないのか。そんな一貫性のない市報告書の責任は起案(作成)者なのか、決裁者なのか。

◆令和4年(2022年)11月のケース診断会議での障害者加算の誤りの指摘

ここも概ねよく書けていると思う。そしてだからこそ問題点もよく目につく。以下に説明する。

まず、「ケース診断会議記録票において、〇職員から(中略)指摘があった」とあるが、繰り返しになるが、ケース診断会議は通常「～という事実(ケースの問題点)があるから、～してよろしいか」と諮るものであるから、「指摘」ではない。具体的には、この令和4年11月29日ケース診断会議記録票では「令和〇年〇月から令和〇年〇月の障害者加算(イ)について算定要件を満たしていなかったため計〇〇円について過大支給となり法63条を適用する」と結論することの是非を諮っている。調査内容3と同じく、なぜかここでも「どうしたらいいでしょうか」とのオープンクエスチョンに対して管理職が答えを示すのに時間がかかってしまった(だけ)、というような誤解を受けてしまう書き方となっていることに私は違和感を覚えた。ケース診断会議は具体的な結論について諮っていて、(仮に県に確認するとしても)結論を出すのに時間がかかる類のものではないことに注意が必要である。

(また少々寄り道に逸れるかもしれないが、この「前段」の最後で「と考えられる」と書かれているが、ここは調査事実だったはずであり、考察ではなかったはずである。公的な報告書である以上、その区別は厳密にされるべきと底辺公務員の私は考えるが、公務員歴の長い管理職になると違うのだろうか。)

後段について。時系列が不十分。「その後」と2回記載があるが、具体的な時期がわからない。せめて県監査の日程(令和4年12月13・14日)くらいは正確に記載すべきである。

(「過支給ということになった」も不十分。「『(過支給ということになったので)生活保護法第63条を適用する』となった」が正しい。)

また、要約と証言から事実の時系列を整理すると、次のようになる;①令和4年11月29日ケース診断会議で「該当期間の障害者加算は誤り。過支給。法第63条を適用する」との結論になった。②会議後MはBから「こんな過去のケース掘り返してどうするつもりなんだ。」と言われて萎縮した気持ちになった。③その後、ケース診断会議記録票の回付中、BからMに「一旦、県に確認してみよう」と指示があった。④「その後すぐ」県監査があり、Mが県に確認した。⑤確認後、Mは「Oが正しいこと」「過支給額の返還等の対応を考える必要があること」をBへ伝えた。⑥その後、C課長補佐まで押印したケース診断会議記録票が「回付中に行方不明となった」。⑦ケース診断会議記録をOが自身の移動式ラックで「発見」したのが1年以上後の令和6年1月である。

以下、検証する。

Mの証言の後半部分について、その時制が不明である。「B課長から『会計検査では指摘を受けていない。それが全部間違っていたとしたら大変なことになる』と発言されていた」のはいつで、それをMが「思い出した」のはいつか。そしてMが(Bが)「『障害者加算の認定について、間違いがあることを認識されていた部分があったのではないか。』と感じた」のはいつか。

仮に「大変なことになる」発言が令和4年11月29日ケース診断会議直後の、上記②発言と同じタイミングだったとしても、Bは結局その後「県に確認してみよう」(上記③)となったわけである。Bは結果的に是正する機会を残したことになる。その仮定に従いMが「思い出した」「感じた」のも上記⑤より前のタイミングだったとすれば、それだけ(Bによって隠蔽されるとの)危機感を抱いたはずのMが「(県確認結果を)B課長へ伝え、自分の対応は終わったと考えた」ということの方が不自然であり、Mの職務放棄ではないのか。

反対に「思い出した」「感じた」のが060719PR後～市報告書の調査段階等であれば、証言の信憑性は低くなるのではないだろうか。Mも会計検査当時CWであり、「間違いがあることを認識されていた」可能性はBと同等であるはずだからである。Mは全く他人事ではないのである。

そう考えると、次のBの証言として、「(Mの証言について)記憶にない」としたのもあり得る話となる。(しかし、M証言の全部なのか、一部なのかは市報告書からはわからない。具体的に記載しないのは、具体的に調査しなかったからか、それともB証言の信憑性を落とす意図があるのか。)私としても、この言った・言わないの真偽はわからない。Bだったら言いそうとも思うし、そう思うが故にMなら「Bがそう言った」って言いそうとも思う。もちろん、言った・言わないを突き詰めていくことも大事かもしれないが、それよりも大事なことは事実を検証することである。例えば、係長という職責を負ったMがB課長に伝えたことで「自分の対応は終わったと考えた」ことの是非等である。また、今後の是正とは、言った・言わないになる可能性を如何に排除していくか、公務員としてどのように記録を残していくか等が問われるのではないだろうか。

Bの証言後半に話を戻す。ここからも「ケース診断会議では、誤支給の返還を求めることになった」ことがわかる。また、「他自治体の事例」の適否はともかく、「判断を保留した」

とは上記③「県に確認してみよう」を指すと思われるが、それでは「怠」った「その後の判断」とはどの後のどの判断を指すのだろうか。上記⑤のMからの県確認報告を受けた後だろうか。怠ったのは故意なのか、過失があるのか。市報告書からはわからないが、それでBの処分をどう決めるつもりなんだろうか。

私は上記⑥ケース診断会議記録票の「行方不明」の責任の所在と不可分と考えるため、併せて考える必要があるのではないだろうか。(令和4年当時)ケース診断会議記録票は、ケース担当CWが起案をし、まずは同じ係内で回覧、次に隣の係内で回覧、そして係長2名(M・I)が確認し、課長補佐(C)、課長(B)と決裁を受けるものである(内容によっては所長決裁の場合もある)。ここでは、Cまでの押印があったことから、Cの手元まで行ったことは確実である。

問題はその次である。押印をするのは通常次に回す直前であるから、Bの手元まで行ったとみるのが順当な推論となる。では、Bの手元で「行方不明」になったとしたら、⑦でOのラックに戻して「発見」させたのはBとなるが、その場合Bが押印していないことに合理的な説明が見つからない。なぜなら繰り返しになるが、順当に考えれば、この状況は間違いなくBの「犯行」になってしまうからだ。

では、Bではないとして誰だろうか。Cの可能性はどうだろう。Cが1年以上も手元に置いておいた可能性もなくはないかもしれない。しかし、それが「発見」されBに「犯行」を否定されたら次は間違いなく最後の押印者であるCが疑われるのだ。確かに、令和6年1月と言えば[REDACTED]、Cは社会福祉課の「前線」から外され始めた時期とも言え、Cがいろいろ諦め社会福祉課での「身辺整理」を始めていたとしても合点はいく。しかしだったら異動直前の3月末までケース診断会議記録票を持っている選択肢の方が現実的とも思えるため、Cが令和6年1月に「発見」させる可能性はあまり高くない気はする。(でもなぜCの証言がないのだろう。調査したのか。)

では、BでもCでもなければ誰か。Mの可能性はどうだろう。そう推察する根拠は市報告書の中にある。「ケース診断会議記録票の回付中、B課長からM係長に、一旦、茨城県に確認してみよう」という件である。管理職からケース診断会議記録票(に限らず決裁文書全般)に疑義等があった場合、管理職はその文書を職員の席まで持ってきて「この件なんだけど…」と話すのが常であるから、ここでもその際にケース診断会議記録票をBがMの席まで持ってきて指示したことは容易に想像がつく。そして、そこには既にCの押印があったとしたら…。私もMに(別のケースで)書類を見せて相談をしていたときに、「あとで見ておくから」と言われ預けて、結局半年以上経った年度末に黙って自席の机の上に置かれていたことがあったため、この可能性もあるかと考えたが、この件も同じかは証拠はない。

いずれにしても、このような不確定な状況であるから、誰の証言の信憑性がより高いか、そしてそのそれぞれの真偽もまた、市報告書からだけではわからないのである。また、私は「犯人探し」に意味はないと考えているが、それは個人の責任だとは考えていない前提があつてのことであつて、市当局のように個人の責任だと主張するのであれば、当然熱心に「犯人探し」が行われるべきであろう。しかしながら、繰り返しになるが、「犯人探し」よりも重要なことは、市はこのような重大な問題を「行方不明」「発見」で済ませてしまっていることであると私は考えているし、同じく繰り返しになるが、これも結局は組織的問題であることを市報告書が証明してしまっている一例だと言える。

(ちなみに、現時点では「被疑者不詳」であるが、「発見」された「令和6年1月」という時

期は、令和5年度県監査が令和5年11月16・17日だったことを考慮すれば、前年度(令和4年度)監査で確認したケース診断会議記録票を放置してしまった事実を少なくとも監査後まで隠しておこうという意図があったと見て、間違いのないと思える。ぜひ「逮捕」されたら確認してみたいものである。))

また余談のようになるが、この件でおもしろいことは「M係長は、O職員が正しいこと(中略)をB課長へ伝え」とあるが、O自身には伝えていないことである。Oが知っていたのは「県に確認してみよう」までであり、その結果は共有されていない。「当時は」という話ではなく、現在進行形でMからOへは伝えられていない。ケース診断会議記録票が「発見」されたときにすら伝えられていないというのだから驚きである。(これで「自分の対応は終わった」とMが考えていたのだから、私はMの職責を疑問視している。)Oがこの事実を知らされたのは、当時ハラスメント調査を担当していたWLB推進課担当者からであった。

ではMはB課長にだけ報告したのか、というとそういう簡単な話でもなく、O以外の一部のCWには共有していたのだ。Mはなぜ担当であるOには伝えず、他のCWには伝えたのか。このことは社会福祉課内には、組織の役職だけではない「権力関係」があったことを示すひとつの例であり、この一連の問題にはそのような「一部の優遇・重宝・尊重・最厚されたCW」が間違った業務方法を決めていた側面があることを示すものでもある。

この例が示すように課内の情報不均衡もあった。次の調査内容5重度障害者加算の問題でも詳しくは説明したいと思うが、「〇〇の意見だから聞く」、「〇〇の起案だから(信用して何も見ずに)決裁する」、反対に「××の意見だから聞かない」、「××の起案だから認めない」という「雰囲気」(私は「文化」と表現したい、「悪しき文化」である)が福祉部にはあった。事実「私の起案だから」決裁してもらえなかったこともあるし、それがHの「(私の業務改善)意見は誰も聞かない」発言にも繋がったとも考えている。だから「法律ではこうなっています」といくら繰り返しても是正ができず、結局は一部職員の間違ったやり方が優先されてきてしまったわけである。

調査内容3(市報告書14頁)の、(正しい運用方法を)「知っていた19人」が示すとおりである。「知っていた」のに間違ったやり方を推し進めてきた一部のCWがいて、それを優遇する管理職がいて、それでこの一連の問題につながっているのだ。前にも書いたが、その両輪があつての不適正なのだ。だから、これは組織的問題なのだ。

最後にもうひとつだけ余談のような話を。組織的問題か、個人の問題かを考える上でも興味深い話だと思うので紹介したい。この令和4年11月29日ケース診断会議に関係する話だが、県監査で確認された後の令和4年12月20日、OはBから別室の呼び出され、この障害者加算の誤認定をOが指摘したことに対して、唐突に同年発生した誤配送の不適正事案を引き合いに出し「加算の誤認定より誤配送での個人情報流出の方がはるかに重大な問題」と話をされた。「どちらも重要」とOが返答したところ、Bは「反省が足りない」、「こんなことばかり言うと損するぞ」と語気を強めた。謝罪し涙したOに対しBは「これからは厳しくいくからな」と言い残して退室した、というエピソードである。なお、その誤配送について発生当時、周りの一部職員が組織として再発防止するための改善策を話し合っている中、M係長は「普通、送る前に見ないの?」とだけ発言している。

社会福祉課では、令和6年9月FAX誤送信(060912PR)、令和7年7月宛名誤りの発送(070731PR)といった同様事案を現在進行形で繰り返している。前者について060913 会見で記者から課(組織)としての問題ではないかと問われて福祉部は「通常

業務の中で職員の認識が甘く」と発言している。070731PR も読んでほしいが、「複数人でチェックしなかったことが原因」とある。

結局、社会福祉課も福祉部もその体質は(令和4年当時から)何も変わっていない。何も学んでいないし、何も反省していない。CW に限らず、職員ひとりひとりが「一人親方」とされ、責任を押し付けられる。切り捨てられる。(今回の件で仮に部長までが処分の対象なのだとしたら、なんとしつぽの長いトカゲだろうか。)

私の前請願について、一部職員から「請願がなければ今頃処分を検討されていたのは私たち現場の CW だけだっただろうね」と言われ、その限りで感謝されたことがあるが、同時に市報告書について「そういうことじゃないだよなあ」とも話した。私はしつぽの長さを調整したくて請願しているのではない。トカゲ全身に問題があるのだと訴えている。全身に転移した癌はどこか一部を切除しても回復はしない。そんなことをしても、良くて一時的に延命できるか、悪くて体力を落として悪化させるだけである。きっと根本的な治療方法は別にある。どうかつくば市民に選ばれた議員の皆さんの英知に期待したい。

(4)考察・結論

・「令和2年(2020年)1月の会計検査時」

市報告書にも記載がないので、私もスルーしようか迷ったが、手心を加えることにした。この「令和2年1月」というのは、新型コロナウイルスが騒がれ始めた時期である。横浜港にクルーズ船が入港したのが同年2月3日。対策特別措置法成立は同年3月13日。そして7都府県に緊急事態宣言が出されたのが同年4月7日である。

当時は正に未曾有の事態であり、当時福祉部は保健福祉部であったから、市のコロナ対応の最前線でもあった。社会福祉課としては、保護係として訪問業務方法の見直し等が必要だった時期であり、翌年始まったコロナ給付金は社会福祉係の担当(※)であった。それを考えたときには、確かに対応が後手に回ってしまったことに、理解とまでは言わないとしても、同情はできるのである。

しかし市報告書では記載がないので言い訳をせずに潔いと感心しつつ、結局調査もその回答もちゃんと思い出してはしていないのだろうと思う。きちんと調査をしてほしいと改めて思う。言い訳にしても、本音でなければ、何もわからず意味がない。

(※私は

■。当時「時間外はちゃんと申請していいから。給付金業務は国の金だから」と課長だった A と課長補佐だった B からそれぞれ言われたのをよく覚えている。これが私が調査内容1のサービス残業強要問題の動機に「予算」を推す理由である。もし客観的根拠が必要ならば、過去3年間の保護係と社会福祉係の時間外勤務手当(勤務時間数)を当初と再申請分と比べてみてほしい。WLB 推進課に当初提出していた、時間外勤務月 45 時間超過した職員報告にも社会福祉係が多いことがわかるだろう。それでも「予算」動機説を否定するなら、係長レベルの「個人的な不適正指導」の問題なのだろうから、どうぞ保護係歴代係長まで須らく処分したらいいと思う。)

・「管理職(A 課長、B 課長補佐)は、(中略)是正の指示をせず誤りを放置した」

「是正」せず「放置」することにメリットがある組織だということ。

A と B を責めるのもわかるが、当時所長の F は。そしてフォローアップ調査中の G 所長・H 所長には、その「放置」に気が付くべき責任は本当になかったのだろうか。

・「フォローアップ調査を単なる」

フォローアップ調査の言葉の意味を理解できているだろうか。「フォローアップ＝追跡(調査)、再確認(調査)」である。会計検査を受検した同じ管理職が、そのフォローアップ調査を全く別個の調査だと認識することが果たして可能だろうか。

可能だとして、そのような認識を持つ職員を評価して管理職に据える組織は問題ないのだろうか。市民、そして市民の代表である議員の皆さんは、そこに不安を覚えないものだろうか。

もしかしたら不安を覚えた市民が遠回しに「つくば市は横文字ばかりでわかりにくい」と声を挙げてくれているのだろうか。(私には果たしてこれがちゃんと皮肉になれるのかすら、もはや自信がなくなってきた。)

- ・「チェックリストの内容が不十分」「法に基づく事務を行わなかった」

本来抛るべき法ではなく、チェックリストなんか頼むから間違いを犯すのである。100%のチェックリストは生活保護手帳である。それしかない。どうしてまだ気が付けないのだろうか。どんな子どもだって自分自身が痛い思いをすればその間違いに気が付き、もう繰り返さないはずなのに。きっとまだ他人事でしか考えられていないのだろう。

(5)改善状況

- ・「誤支給額の返還については」

調査結果の件数・金額等は、私にはその真偽を確認する術はない。

返還決定事務については、市報告書の中で一番よくできた部分だと思う。きっかけは主体的なものでなかったにせよ、ここまで調査・報告されたこと、感謝したい。

控除についても、つくば市は平成28年度会計検査で控除を誤って認定して2件指摘を受けたことがあったが、今回は適正に行われていることを願う。

あと、CWをもっと信用して点検・調査等に加えてもらえたらより良かったと思う。管理職や係長と一部のCWだけで対応したせいでせつかく令和6年2月の県からの指摘で発覚したのに、対象者への返還決定通知が令和7年3月末までかかってしまい、一部時効が成立し、市の損害を増やしてしまった。課内の情報不均衡が実害となって見えた例である。(令和6年度は私の請願等もあり課内で「誰がスパイなのか」という疑心暗鬼の空気があったと複数から聞いたので、それが情報不均衡に拍車をかけた可能性もあり、勝手な責任感から「申し訳ない」と思いつつも、一方では「スパイ探ししてるってまだまだ業務に余裕ありそう」とも思った。ちなみに「誰がスパイ探しを指示したか」まで私は知りたくない。)

この時効成立分の損害は誰が補填するのか、市長が職員求償を行うのか、今後の対応が待たれる。

- ・「今後の誤認定を防止するため」

繰り返しになるが、あえて繰り返す。本来抛るべき法ではなく、チェックリストなんか頼むから間違いを犯すのである。100%のチェックリストは生活保護手帳である。

なお最後の、全員で「法令等と根拠資料を突合し、要件の確認を徹底していく」はいいと思う。管理職もそこに入っていることで、決裁が形骸化ではなくなることを期待したい。

5 重度障害者加算の誤認定について

(1)不適切な事務の概要及び要因

- 「令和5年(2023年)9月に職員の指摘により」

この職員は私じゃない。これは前述した「一部の優遇されている職員」である。だから、9月に指摘して、「翌10月」には「是正」(※)してもらえているのである。

- 「管理職は誤認定について課員に周知せず」

なぜだろうか。隠蔽以外の意図があるなら説明してほしい。

反対に、誤りが判明してもそれを共有する組織的文化がないから、問題はなくなり、組織として成長できない、とも言えるだろう。

- 「翌10月から加算を削除し」

さすが「最悪されている職員」からの指摘は扱いが違う。対応が早い。という皮肉(※)はさておき、実態はただの「隠蔽」だけである。

(※果たして本当に「皮肉」になれるかは正直微妙である。というのも、これがもし私からの指摘であったら、あるいは調査内容4の障害者加算誤認定を指摘した〇職員からの指摘だったら、同じ対応になっただろうか。否。これも管理職と「上級職員」の不適正な「協力(あるいは共犯)」関係があって成り立つ対応(加算削除)だったはずである。詳細な理由は後述する。)

- 「誤認定による過支給額の返還は求めなかった」

この件の一番の問題点。私はこれを「背任」と表現する。

(2)調査の方法

質問自体が実際の加算要件とズレていることも問題だが(※)、それ以上に問題なのは、他の調査内容と比べても調査項目がひと際見当違いであること。そのため、私もここからは(2)と(3)を分けざるを得なかった。

(※(2)の最後で実際の加算要件について検討する。

(しかし、市報告書(の特に調査内容3以降の生活保護業務に関する部分)で、法令の文言を記載していないのは不親切と感じる。本来法令では「そう」するべきだったものを「こう」してしまっていました、と報告すべきではないか。市民向けの公的報告書であるはずである。「かわら版」のようにわかりやすく書くべきではないか。あるいは専門的報告書のつもりなのか。だとしても非常に不十分であり、結局どちらつかずになっている。根拠法令は載せるべきである。なお、それがなく瞬時に判断できた市議会議員の皆さんの博識には頭が下がる。しかし、つくば市民の多様性にまで目を向けてほしかったと思う。

(これで市民全員に伝わると本気で思っているなら、反対に「かわら版」を廃止すべきである。別にフックン船長やHのイラスト付きで説明してほしいという話ではない。「市民に寄り添う」のがつくば市の目指す姿勢だとして、それを示す一例が「かわら版」だとするなら、この市報告書は市民に寄り添えてないと言っているだけである。

(なお「ズレ」に加えて、①と②の場合分けも、そもそも(1)で「課員に周知せず」としているのに、意味不明である。この場合分けが必要なのは、誤った重度障害者加算を令和5年10月に削除するよう指示したC・Dと、Dに指示された(対象5ケースを担当していた)CWだけで、他の管理職・職員には意味不明である。

(つまり、この調査項目の設定からも、市報告書作成の「主」担当がDであることが明らかになる。

(あえて「主」担当と括弧書きにしたのは、Dの嘘をHは知っていたことからだ。市報告書公表のちょうど1か月前、令和7年5月23日、私がHと面談した際もそこは念押しで確認している。よってもはやDの責任ではない。

(誰かを貶める意図がないように、特段誰かを庇う意図も本請願にはないが、仮にDが令和7年3月31日までの社会福祉課在籍期間中にどのような「嘘」の報告書を作成していたとしても、同年4月1日以降はその手を離れているわけで、さらにどんなに遅くとも同年5月23日以降「業務のわかる」Hがその「嘘」を認識していたのだから、市報告書はH以上にその責任があることになる。だから私はこれは組織的問題だと繰り返している。(もし市当局の「個人の責任」論の立場を採るなら、H(以上)の責任ということになる。)

(また、公平を期すために書いておくとするならば、我々は公務員で、組織の中の人間であり、Dもまた060913会見にあるように市長とHから命じられて調査しているに過ぎない。最初から第三者による調査という決断があれば、と悔やまれてならない。もしかしたら、「(職員は)嘘はつかない」と信じることと同じくらい、「嘘がつけない」環境を用意することも「やさしさ」なのかもしれない。そして、令和6年9月当時、この一連の調査をし報告書を作成できるだけの生活保護業務の知識があった管理職はDだけだった、というのもまた事実だと私は思う。)

(反対にこの請願は「私報告書」であり、その一語一句が私の責任である。私は、事実は事実、推論は推論、比喩は比喩、わからないことはわからない、と明確に分けて書いたつもりだ。「やり過ぎ」との批判は甘んじて受ける。自覚もある。しかしここまでやる必要は確かにあったと主張したい。前請願ですら「やり過ぎ」の自覚はあった。それでも遠慮が働き言葉を選んで書いてしまい、結局その優しさに付け込まれ表面的な議論に終始し、問題は再び闇の中に戻されてしまった。そしてこの再チャレンジである。私個人に対する誹謗中傷はいくらでも受けるが、どうかこの問題だけには真剣に向き合ってほしいと切に願う。)

では、この調査項目が見間違いだとして、何を聞くべきだったか。それは重度障害者加算を令和5年10月に一斉に削除した経緯について、である。「加算の認定に誤りがあった」、そのことに気が付いた場合、生活保護業務についてほんのわずかの知識でもある人ならば、(調査内容4でも見てきたように)返還を検討しなければならない。それは「常識」と言っている。

その「常識」を簡単に説明するならば、次の流れである:①誤認定(による誤支給)が判明→②法第63条に基づく返還検討(ケース診断会議)(併せて控除も検討するのが通常だろうが、2段階になる場合もある)→③対象者に返還決定通知。(令和7年5月23日に部長・部企画監・課長補佐と面談した際にも同様の話をしたら、CW経験者である2人は苦笑しながら深く頷いていたが、立場的に私に同意できない場面ではきちんと目も合わせてくれなかった2人である、それくらいには「常識」である。)

(ちなみに、本件に関する公益通報について、その調査結果において「加算の誤りによって過支給があった場合は、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定について、生活保護法第63条に基づき返還手続きを進める必要がある」となっていることも申し添えておく。総務部の方が生活保護(の「常識」)をよく理解しているようだ。)

しかし、重度障害者加算を令和5年10月に一斉に削除した担当CWたちは、特に同年9月に最初に指摘したCWを筆頭に、社会福祉課保護係の中でもベテランが多く、この「常識」を知らないわけがない。知らないわけがなかったのに、その「常識」を破って、非

常に非常識な方法(返還の検討すらせず削除だけする)をとった。その4人が市報告書 27 頁(4)中段にあるような「理屈」で納得するとは到底思えないし(私が実際に聞いた話とも違っている)、その「理屈」だけでは、一斉に加算を削除したことは頑張って正当化できたとしても、加算を削除した事実すら一斉にケース記録に書かなかったことを正当化することはできない。つまり、実際には、この CW たちは「理屈」ではない何かで説明され、納得をさせられたと考えるべきであって、それは隠蔽の指示であったと言える。理屈にならないことで説得され、違法行為に加担させられたのだとしたら、それは非常に悪質なパワーハラスメントでもある。結局その経緯を調査しなかったこと、調査しなかったのに(4)を記載したことが、結果的にそれを証明してしまった。

※参考【重度障害者加算について】

生活保護法による保護の基準(昭和三十八年厚生省告示第百五十八号)

別表第1 第2章 加算 2 障害者加算

(1)(略)

(2)障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号)別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号)別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。

(3)特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和 50 年厚生省令第 34 号)第 1 条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に 16,100 円を算定するものとする。

(4)(2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に 13,490 円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

※解説(議員の皆さんはどうぞここは飛ばしてください)

まず、「重度障害者加算」という名称は生活保護手帳にはなく、上記(3)「日常生活において常時の介護を必要とする者(略)」については、別に 16,100 円を算定する」との規定が、重度障害者加算を指している。

つまり、その要件は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする」こと、である。

その先は東京都問答集や他自治体の問答集・通知等に頼るのだが、それが調査項目の選択肢にも表れているのが見て取れる。その意味で、選択肢のどれを選んでも、それだけでは加算の要件とは足り得ないため、私は設問が「ズレ」と表現した。(もちろん、「認識」を問うだけであれば、なんでもありではあるが、そんな調査に意味があるのは疑問であるし、そもそも設問者が正しく理解できているのか不安になる。)

なお、同じく東京都問答集によれば、「常時介護を要すると認められない場合は、主治医や嘱託医等の意見も踏まえて計上しないことができる。」とあるため、加算を認定するにも削除するにも、各種手当受給の有無ではなく、「常時介護を要する」状態かの確認が必要と私は考えるが、令和5年9月当時の医師による診断書等の記録調査が市報告書に記載がないが、まさか医師でもない市職員が「常時介護を要する」状態の判断をしたということだろうか。どちらも記載がなくわからない。市報告書の「誤認定に気づき」とは果たしてどういう状況を意味しているのだろうか。

(3)結果事実

・【管理職】

前述のとおりであるから、この(3)はあまり意味がない。

とはいえ、ここでわかることは、①で「特別児童扶養手当を受給していること」と回答していて、②で「把握していない」になった1人はCであり、①②「その他」の1人はDであるということ。

また、結果的に社会福祉課の歴代管理職で重度障害者加算の要件を正しく認識していた人がいなかった、ということもわかり、驚きである。繰り返しになるが、決裁の意味とは、管理職とは一体何なのだろうか。

・【社会福祉課保護係職員への聞き取り調査結果】

(この市報告書に時々登場する、アルファベットを持たない職員とは何者なのだろうか。複数いるのを合わせているのか、それとも実在しないのか、それとも「一部の優遇されている職員」を指すのか、何もわからない。そんな「職員」の証言を信じると言われても、市民は混乱しないのだろうか(アルファベットなら信じられるかはさておき)。市長がそれを信じるから、同じく信じてくれるのだろうか。不思議でならない。)

ここに登場する「障害者加算確認調書」、これは調査内容4の「チェックリスト」と同じで、本来掲げるべき法令ではないのである。そんな当たり前を無視して、「この調書により加算を算定していた職員は(中略)誤りであることは認識していなかった」とは本末転倒も極まりではないか。私はよくこの一連の不適正事案を、つくば市の組織的問題を、数に頼んで決める傾向が強いことから、「赤信号みんなで渡れば」の精神と同じであると表現しているが、これこそ正にそれで、青いか赤いかもはや自分で確かめもせず「みんなが渡っているから青いだらう」で渡ってしまっている。組織としては末期症状とも言える。ケース診断会議で不適正と認識して多数決で不適正を行っているのがまだマシに思えるくらい、組織的不適正要員になりきってしまっている。

(にも関わらず、そういった職員の方が評価されやすい現行の人事評価制度は本当に見直しが不要なんだろうか。評価者・被評価者、個々人の問題を言っているのではない。制度がそうなっていることを問題視している。)

・【職員】

前述のとおり CW で令和5年9月と10月の区別が意味を持つのは4人だけのはずで

あるが、この①②を見ると(管理職とは違って)混線状態になってしまっている。結局これは「このように①と②で分けられているということはそこに何か意図があるんだろう、きっとそこが『是正時期』なんだろう、じゃあそこで『正解』に答えを変えない」といった「忖度」が働いた結果であると推察できる。

いや、調査内容2の特殊勤務手当のように「みんなで声を掛け合った」んですよ、という反論があるかもしれないが、それは事実ではない。なぜなら、令和5年9月当時重度障害者加算認定ケースはわずか6件であり、削除されなかった1件を担当するCW1人にすら、他5件の削除について、当時情報共有されなかったからである。それであれば、対象ケースを持たないCWに共有されたはずはない。(仮にそれでも他CWに共有されていたとすれば、その1人のCWに共有されていなかったことには、別の意図(※)があったことになり、問題は拡大してしまう。)

(※可能性①はイジメ。可能性②は「一部の上級CW」だけには共有された。できるなら、そのどちらでもあってほしくないのが、私は「忖度」だったと思いたい。もちろんそれは私のメンタルヘルスを第一に考えただけの希望であって、事実の調査を求めないという趣旨ではない。そもそもこんな請願、請願者の健康には害でしかないのだから。どんどんじゃんじゃん事実調査をしてほしい。

(他CWに共有されたかどうかよりも問題なのは、その「1人」に共有されなかったことであり、それは、共有すると「加算削除だけする(返還決定しない)」という隠蔽がバレると考えたからである、と私は推察する。

(その推察の根拠は、ちゃんとある。この重度障害者加算誤認定問題を最初に指摘した職員は指摘前にその「1人」に相談をしていて、そこで誤認定の可能性が高いことを確認してから、Dへ報告しているのである。同じようなケース・同じような課題を持つCW同士で確認し合ってから、上に報告するということはよくあることで、通常は当然そのフィードバックまでが共有されるものである。この件はそのあるべきフィードバックがなかったことを疑問に感じたその「1人」が他5ケースまで調べて、問題が発覚したのである。なぜフィードバックがなかったのか、それともできなかったのか。

(問題発覚の経緯は、そこから、私はその情報提供を受け、県に公益通報を行い、県が令和6年2月22日に状況確認した、という流れである。

(繰り返しになるが、この一連の不適正事案には問題が発生した経緯と問題が発覚した経緯の両方に問題があったのである。重度障害者加算の問題もその例に漏れず、そしてその後において特に悪質であると言える。)

ちなみに、前述のとおり重度障害者加算対象ケースは、つくば市生活保護世帯約1,000世帯ある中でわずか6ケースだけで、そのうち5件が誤りだったので、実質は1件のみとなり、わずか0.1%なのである。それ故に、そのような加算(重度障害者加算)があることは知っていても、対象ケースを実際に持った経験があるCWは少なく、詳細な加算要件までは知らなくても仕方ないとも言える。しかしながら、それだけの「レア」ケースなのに生活保護手帳に拠らず「障害者加算確認調書」などといったものに頼ったことは同じCW経験者として理解に苦しむ。わからなければわからないときほど、原則に立ち返らなければ、間違ってしまう可能性が高くなるからだ。どうか過信は止めて、原則に立ち返ってほしいと心から願う。(根拠なき過信は、時に悪しき信仰になり得る。)

(4) 考察・結論

前述のとおり、考察・検証・批判に値しない内容である。そもそも公的な報告書の体をなしていない。根拠なき考察はどこまでも「作文」でしかない。

この内容で良い(問題ない)と判断した人は、①隠蔽の意図があるか、②生活保護の知識がないか、③ちゃんと読んでないか、④どーでもいいと思っているか、のどれかであるか、①～③のどれかプラス④であるか、のどれかである。(複数回答可とする。)

もっともらしく書いてある中段の「誤認定分の返還を求めない指示」も、例えば同じ令和5年度中の同様ケース(のケース診断会議記録票等)を全て見直して、こんな理屈で検討されたケースが他に1件でもあるか確認してほしい。そもそもそれだけの理屈があるのに、ケース診断会議をしないと、ケース記録に残さないと、全く意味不明である。

なお、陳情にも書いたが、私が対象 CW から聞いた話では『福祉事務所として解釈の変更があったから加算の削除だけで返還は求めなくていい』と指示を受けたから(削除だけした)であり、市報告書の理屈とは合わない。(ものすごく口下手か、指示の伝言ゲームが大失敗した可能性まで検討すべきだろうか。(なんでもありか。)それはそれで組織としては壊滅的問題だと私は思う。)

さらに、このもうひとつの問題点は、(2)でも言及したが、そのような意味不明な理屈で納得しなければならないようなパワーハラスメント的人間関係があったということである。そしてそれは「管理職」対「職員」という単純な構図ではなく、「管理職+上級職員」対「その他(下級)職員」という構図であった。この問題は D や C だけでできる不正ではなく、それに積極的に協力する職員がいて、さらにはそれらに逆らえない職員がいて、成り立つものである。だから私は誰か個人を責めてはいない。これはどこまでも組織の問題なのだ。

(5)不適切な事務の概要及び要因

- ・「誤認定は(中略)障害者加算等と同時に返還決定事務を進めることとした」

意味不明。もちろん、そもそも当初隠蔽していたとはいえ、返還決定事務は誤支給(過支給)発覚後速やかに行うべきであって、このような遅延は許されないものである。

- ・「令和6年(2024年)7月のプレスリリース以後、対象者に対して(中略)説明し謝罪」

調査内容4の障害者加算のように全ケース点検が必要なものではなく、対象ケース(数)は当初から把握できていたはずなのに、PR まで何もしないなんて、それは誰の指示なのか。一見似ているからってなんでも障害者加算と並べれば、その背任・隠蔽の事実が隠蔽できると考えているのなら、それも市民に対する背任である。(隠蔽の隠蔽、背任の背任、虚偽の虚偽。「罪」を重ね過ぎではないか。)

調査内容4の障害者加算とは、(共通する部分もあるけれど)問題の本質が似て非なるものであることを正しく認識すべきである。

【誤支給】

障害者加算の控除率 42.5%。重度障害者加算の控除率 67.1%。

この約 25%の差は、重度障害者加算が検討されるほどの世帯であるから特別な需要があった可能性か。あるいは隠蔽・背任の自覚の表れか。市報告書からはわかりえない。

また、私が当時確認した際には、廃止ケースでも重度障害者加算認定ケースがあり、それも誤認定だった場合は時効成立してしまっている分もあったはずだが、そこまで調査して加算認定は正しかったということだろうか。具体的に何を調査したかが市報告書

には一切記載がないため、わからない。ぜひ第三者による調査に期待したい。

※参考【家族介護料について】

生活保護法による保護の基準(昭和三十八年厚生省告示第百五十八号)

別表第1 第2章 加算 2 障害者加算

(1)～(3)(略)

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に 13,490 円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

※【解説】(061218 請願委員会出席の議員もここは飛ばしてください。)

061218 請願委員会の非公開部分で一度「解説」した介護介護料である。

他自治体の事例集・問答集等で、重度障害者加算と混同されていることもあるが、家族介護料は「障害により日常生活の全てについて介護を必要とするもの」であり、「その者と同一世帯に属する者が介護する場合」ともあるので、重度障害者加算よりその認定要件が厳しくなっている。

大阪府堺市で家族介護料誤認定で約 3,000 万円追加(遡及)支給を行ったニュースは記憶に新しい。(なお、堺市は廃止ケースも調査したとあり、羨ましい。)

つくば市では、令和5年9月当時6件中5件の加算削除をしているが、残された1件や前述の廃止ケース等、加算が適正に認定されていたケースもあったわけで、家族介護料についての見直しはされたのだろうか。

もし見直しがされて、廃止ケース含む全ケースが適正であったのであればいいのだが、だとしたら今回市報告書で言及がなかったことはなぜだろうか。

もし見直しがされていないのだとすれば、私の請願審査特別委員会出席が非公開にされたことにまた良からぬ意図を感じてしまうが、果たして。この件は詳しくは後述しよう。

6 不適切な債権管理による国庫負担金への未算定について

(1)不適切な事務の概要及び要因

- ・「令和6年(2024年)8月9日、職員から申し出があり」

調査内容1・2・5は「(職員の)指摘」、3・4は「(県からの)状況確認」、後述7は「(県からの)電話確認」がそれぞれ問題発覚の経緯とされているが、ここでは見慣れない「(職員から)申し出」とある。

この「申し出」とは、公平委員会の措置要求にかかるやり取りの中の文書を指すものであるが、この点、060821PR 当時ひた隠しにされていたのはなぜだろうか。公平委員会を担当する総務部、あるいは広報担当の市長公室、特別職のいずれかから(公平委員会措置要求に言及しないよう)指示があったと私は見ているが、実際はどうだっただろうか。(070710 会見の市長の発言を見るに、全ての会見では想定問答が作られるのが常であるそうだから、事前に口止めされていたと見るのが自然だろう。)

いずれにしても、その「申し出」と呼ばれる公平委員会措置要求にかかる職員からの文書がなければ、この問題は今も管理職間で「算定しないことが引き継がれて」いて、過少請求は続いていたということになる。もちろん、後任に「引き継ぐ」「不適切な判断」をした管理職と、前任から「引き継ぐ」と「不適切な判断」をした管理職の「個人的な問題」なだけなわけだけれども。(冗談じゃない!)

また 060821PR 当時の一部報道によれば(※)、8月9日「申し出」、同月 15 日当該職員と面談、同日特別職への報告・特別職からの指示、そして同月 21 日 PR とのことであり、福祉部としては過去 10 年に及ぶ調査がわずか4日でできることになる。他の事案と比べて速度が段違いであると感じるが、それは「申し出」以前から「問題意識」があったことの証明にはならないだろうか。反対に、これが市として適正で当然の調査期間だと主張するならば、この市報告書然り、これだけ遅延したのには良からぬ意図があることの証明になるが、果たして事実はどこにあるのだろうか。

(※060821 会見・070623 会見と福祉部による記者会見が2回あるが、会見録は公開されていない。今回私も時間がなく、情報開示請求まではできず、PR と報道に頼りしかなかったが、市報告書との齟齬がとても多いと感じている。どうか市による主体的な市民に対する会見録の公開をお願いしたい。

(なお、060821 会見では、調査内容1「組織体制」でも触れた、令和5年 10 月 10 日のO・C・D・Z面談にも言及され、そこで「問題を認識できなかった」のは「課長と課長補佐だった」とHが発言しているが、会見の場に同席していた当事者Dは果たしてどんな認識でそれを聞いていたのだろうか。)

- ・「平成 26 年(2014 年)度から令和5年(2023 年度までの 10 年の間」

(改行ができてないのはご愛敬か。私は「歴史的汚点」とは呼ばないけれども。)

「10 年の間」どれだけの管理職が変わったのかも市報告書からはわからないけれど、全員が同じ「不適切な判断」をしてきた。「引き継ぎ」ももあったけれど、これは管理職の「個人的な問題」である。(冗談じゃない!)(いや、もはや冗談に思えてきてしまった。一流の、それこそ「歴史的」ブラックユーモアだと思う。)

(2)不適切な事務の概要及び要因

- ・調査対象

特に管理職が全くわからない。結局、誰に調査して、どの年度についてどれだけのこと

を調査したのか、さっぱりである。

10年間に及ぶ問題であり、福祉部管理職は10年間分対象なのに(とはいえその「8人」が対象期間の全員なのかは不明)、社会福祉課管理職は「令和2年(2020年)度から和(※)5年(2023年)度」の7人だけなのか、わからない。

(※たぶん「令和」と記載したかったんだと思うが、「業務のわかる」管理職が決裁したはずなのに、どうして誤字や改行ミスがあるのか。市報告書にはわからないことばかりである。つまらない指摘はさせないでもらいたい。)

調査担当者が国庫負担金の請求事務を理解していないのだろうか。本来どうすべき業務で、誰が行い、誰が決裁し、誰が責任を負うのか。その確かなイメージを持って調査しているだろうか。もし理解が足りているというなら、なぜ調査が不十分なのか。何を隠蔽しようとしているのか。

私は第三者による調査が必要だと考える。

- 「知っていましたか」

些細な点だが、どうして調査内容6だけ質問がですます調なんだろうか(それにつられたのか、同じくですます調で回答した管理職が1人いてさらに驚いた)。調査担当者がここだけ違うのだろうか。何の意図があるのだろうか。前述の誤字・改行ミスも考慮すると、調査時期や報告書作成時期・担当者も違うのだろうか。なぜ。何のために。

もちろん複数職員で調査及び報告書作成することは望ましいことだが、市として公的な報告書としては最終的には表記等は統一して公表すべきではないだろうか。市報告書の仕事は、調査も作成も決裁も会見も全て、杜撰過ぎる。

(3)不適切な事務の概要及び要因

- 【管理職】Q1「引き継がれていた」

2人が「引き継がれていた」と回答している。もちろん、その2人の在籍時期によって、その「引き継がれていた」対象期間は1年から場合によっては10年の可能性があるが、これは組織的問題ではないのだろうか。(これが組織的問題でなかったら、つくば市では何をやったら組織的問題になり得るのか。これが問題ではなく業績なら？それも職員個人に還元されるのか、それとも業績は組織のものにされるのか。果たして。)

- 【管理職】Q2「現状の人員体制では、厳しいと思い」

これが調査内容1(5)組織体制に繋がってくるのだろうか。その結果には感謝だが、じゃあ「申し出」以前から認識はありましたよね？と思う。

管理職個人の責任にされ処分されるのだとしたら、「何も知らずに何もなかった」管理職と「知っていたが後回しにした」管理職、どちらの「量刑」がより重いのだろうか。

- 【係長・経理担当】

10年間で係長・経理担当職員合わせて7人しかいなかったことに驚き。狭い世界で仕事をしてきたことも適正化を遅らせた原因だろう。

「知っていたが算定(対応)しなかった」と正直に回答した職員が一定数いたのは良かったのではないだろうか。

- 【L職員】

この記載は、非常に問題ではないのか。私ははっきりと市に抗議したい。そしてこれを許した市議会にも抗議したい。

市報告書全体でLだけ、役職のない職員であるにも関わらず、経歴を示されている。

32 頁(4)で「当時の経理担当職員が現在は係員4人で処理している事務量を1人で抱えており」と記載があることから、L は対象年度「1人で抱えていた」(=唯一の)経理担当職員であることが特定されてしまう。

特定の管理職を具体的に(名指しで)批判する部分もあり、市長が「この一連の不適正事案は管理職個人の問題で、管理職の処分を検討している」と大々的に公言している中でもある、万に一つ、L が何らかの報復を受ける可能性を検討し L を心配するだけの、人の心を持った人間はこの報告書作成段階及び決裁段階、さらには公表段階において、つくば市役所にはひとりもいなかったのだろうか。

「誰一人取り残さない」とは良く言ったものである。この件は、自らの保身のためなら、他職員を差し出すことをなんとも思わないような組織であることの証左である。組織としては当然、人としても越えてはいけぬ一線を超えていると思う。「やさしさのものさし」が短過ぎるのではないか。改めて強く抗議する。

適正に調査する能力も、それをまとめて報告書にする能力も、はたまたそれを正しく確認する能力もないなら、どうか第三者に調査を依頼してほしい。

(なお、この内容は重要である。福祉事務所内の実態を正確に表しているし、組織的な問題であること(※)、問題に気が付いていながらもずっと是正できなかったことを証明する重要な内容になっている。だからこそ、その出し方を考えてほしかった。これが市の「福祉」部だと言われたら、市民が可哀そうである。)

(※問題があったのは A だけではない。A は当時課長補佐だったとあり、市報告書では経歴すら隠されている課長もいたわけである。また A の発言は平成 29 年度のものであり、「転機」まで 2 年もあったことになる。さらに「保護係係長と一緒に総務課、納税課、法務監に聞きながら」とあるので、A や L が個人で進めていたわけではないことを示している。当然そこで挙げられている各部署も社会福祉課の現状を聞いて助言しているであろうから、当時の不適正な状況を把握できた蓋然性は高く、問題発覚を遅らせた点では少なからず「共犯」であるとも言えるだろう。何度でも繰り返す、個人の問題(責任)だけでは決してない、市役所全体の組織的問題なのだ。)

・【所長及び副所長】

H もここに入るわけだが、「知らなかった」とはどういうことだろうか。令和 5 年度までは、という意味だろうか。なぜここでは他にはある「いつ認識したか」の質問がないのか。それでも、060821PR 当時「課長と管理職の責任」にしていたのよりは問題意識・責任感が上がったことがわかるので、一定の評価はできる。そう、他人事ではないのだ。

・【平成 30 年度監査資料】

これはこの年度だけ調査をしたのか、他も調査をする中で平成 30 年度だけ指摘が見つかったのか、市報告書からはわからない。また、この指摘がどこまで共有され、誰が是正をしない指示をしたのか、市報告書からはわからない。なぜ調査をせず、問題を放置するのだろうか。

いずれにせよ、障害者加算の誤認定も然りで、これだけあちこちから指摘を受けていたのに、是正をしてこなかったというのは管理職はどういう意識でいたのだろうか。あれだけ職員に対して「自己研鑽」と唱えていたのに、「私も昔は遅くまでサービス残業して…」と語っていたのに、本来業務に必要な知識も認識もないままとは、本当に「残って何してらんですか？」である。

(4)不適切な事務の概要及び要因

- ・「現在は係員4人で」

どうして令和6年8月9日に「申し出」があったはずなのに、令和6年4月からその係が増設できたのだろうか。(社会福祉課・福祉部の管理職は、労務管理も生活保護業務もできないが、予言だけはできるのか。くだらな過ぎて冗談にすらなりやしない。)調査内容1でも言及したが、経緯の記載が正確ではなく、非常に恣意的である。

(実際はそこまで単純ではないとは思いますが)適正に見直しをすれば4人分の業務だったものを1人に押し付けていたわけである。しかも業務を教えず「手探りで」仕事をさせていたとも調査事実にはあった。そんな状態では、不適正も生まれるし、時間外勤務手当だって適正には支払えないだろう。全ては関連している。)

- ・「令和5年(2023年)度以前の管理職の中には、この状況を認識している者もいたが、問題意識の欠如により安易に前例踏襲し状況改善を試みず」

調査内容1(5)「組織体制」のところで考察した通りである。

「問題意識の欠如」はなかったから、「申し出」以前に係が増設できたのである。この「債権管理」こそがDの「問題意識」そのものであったから、係が増設できたのである。この点、令和6年8月時点で整理がついていたはずだが、どうしてHは以前の嘘を市報告書にも残したのか。どうして虚偽報告を反省し作成しているはずの市報告書に未だにこんなに堂々と嘘八百が並べられているのか。市長のお言葉を返すようで実に恐縮であるが、「間違いなく反省しています」(070710 会見)は間違いなく間違いである。市報告書そのものが虚偽公文書作成であり、背任(*)である。(※詳しくは後述する。)

- ・「平成30年度生活保護施行事務監査報告書」

平成30年度に指摘を受けたが、改善はしなかった。にも関わらず、それ以後(少なくとも令和5年度まで)の同監査資料の債権管理(不納欠損)にかかる項目に「している(できている)」と回答しているということは、それも虚偽報告に当たると思慮されるが、調査内容7でその事実が報告されていないのはなぜか。

計5件の公益通報を受けて、令和7年2月6日に市長名で福祉部長宛に発出された「職員等公益通報事実認定報告を受けて講じる是正措置について」の3で「福祉部社会福祉課において、生活保護法施行事務監査における監査報告資料の全項目について運用の実態と異なる報告となっていないか点検を行うこと」と命じられているが、それを市報告書作成段階において尚、怠った意図を背任以外で説明できるならしてほしい。

(なお、その2で「国庫負担金の御算定」とここでも「歴史的汚点」(誤字)が見られるが、市長であっても間違いことはあるので、塩田尚議員にはどうか市職員のことにも温かい目で見守っていただけると幸いである。それでも許せない場合は、人事課の文書番号であるため、議員にはそちらを案内しておく。コミュニティ棟2階である。)

「改善方策」を「報告」したのに、「改善された事実はなかった」のであるから、その「報告」も虚偽であったことになるが、どうしてそのように記載がないのか。(少なくとも)平成30年度から令和5年度まで虚偽と認識して公文書を作成し報告を繰り返してきたのだ。その結果市に損害を与えることを認識しておきながら、問題を発覚させないことで、自らの利益(即ち、(人事)評価を高め、組織内での価値を高め、最終的には昇級・昇格において経済的利益を高めていたこと)を優先していた、市民の税金の損失と引き換えに、である。その損失とは、調査委内容6だけでも2,300万円(国庫負担金1,700万円)を超えるのだ。これが「背任」でなければ何なのか。

住民監査請求(※)も、請求時期が遅いと理由で却下になってしまったが、それもそもそも市報告書が遅れたためであり、報告書作成を遅延させたことでも福祉部・社会福祉課管理職は利益を得ていると言え、もうどうしようもない。市は、今後どうやって2,300万円(市報告書全体ではもっとである)以上の市民の「痛み」を補填する考えなのか。管理職の処分では幾ばくかの減給を決定したところで、雀の涙でしかない。市役所はもっと市民の痛みを知り、「市民に寄り添って」あるべきと私は考えるが、それに心から賛同してくれる人が今のつくば市役所にどれだけ残っているか私にはわからない。市長の「今後、検討」(070710 会見)に期待したい。

(※監査委員3名のうち1名は

であったことを理由に監査委員として残り、そして当時は不適正事案はなかったと発言しているが、ではなぜ、そしていつから不適正が始まってしまったのか。そして、その監査委員はなぜ適正な方法を「引き継いで」くれなかったのか。10年以上前の記憶がしっかり残っていることも今の管理職からしたら羨ましい限りである。世の中、わからないこと、悔やまれること、他人を羨むことばかりである。)

(5)不適切な事務の概要及び要因

・「財務部納税課に協力要請し」

ここまでは令和元年7月と同じ。今回は「実効性」があることに期待したい。

ちなみに、060821PRの表現では「国庫負担金の算定の基準を満たすには不十分であったため計上せず」とある。市報告書で不納欠損にしたこと自体が問題視されていないことから、つくば市としての不納欠損の基準は満たしていたことがわかるが、それでも市内部の納税課に協力を要請する意義はあるのだろうか。

あるいは、Dが令和5年6月29日係員会議で発言していたように、例えば「(令和4年度)分納者への納付書を発送していませんでした」というように、不納欠損にした手続き自体にも不備があったのだろうか。それとも「納付書を発送」せずとも不納欠損にして問題ないのがつくば市基準だとすれば、その場合もまた、納税課に協力を要請する意義はあるのだろうか。これもまた、市報告書からはわからない。

市の(不納欠損の)基準は満たしていて、(生活保護の)国庫負担金の算定の基準には不十分だったのだとすれば、市内部ではなく、これこそ「他自治体」に確認すべきではないのだろうか。市報告書からはわからないことだらけである。とにかく同じ間違いを繰り返さないでほしいと願ってやまない。

・「今後は」

令和5年度県監査では「できている」と回答している。

O・C・D・Zが面談したのは前述のとおり令和5年10月10日、県監査は翌11月16・17日である。「問題意識の欠如」はなく、それどころか人事課を説得して係を増設してしまうほど問題意識があったはずなのに、どうして事実と異なる監査資料を作成し監査に虚偽の回答をしてしまったのか。

・「相続人調査」

生活保護業務に少しでも知識を持つ人は、ここで「あれ?」と思うはずである。なぜなら、生活保護では扶養義務者調査が行われているはずで、扶養義務者とはここで言う相続人とほぼ同義であるから。なぜ改めてそれが必要なのだろうか。それはつくば市福祉事務所では扶養義務者(戸籍)調査も不十分だからだ。後述する。市報告書は、私のケ

ース記録未完も含め、まだ不適正事案を全て報告しているものではない。

(なお、当然「死亡した場合」には相続人に通知を送付するための調査(戸籍附表「再調査」)は必要である。が、つくば市ではそれ以前の問題であった。)

- 「適切な債権管理」

前述の住民監査請求(令和7年4月 21 日付け却下通知書)で、「市は、平成 26 年度から令和5年度まで、返還金等債権の債務者に対し、督促や催告は実施していた」とあるが、前述のとおり D 曰く「(令和4年度)分納者への納付書を発送していなかったわけで、実際どの程度「実施していた」のだろうか。「実施していた」というには、その記録があるのだろうか、それはどの程度残っているのか(まさか「電話催告」だったから記録がないとかは止めてほしい)。

(4)に「督促書・催告書の発送記録の不足」とあるが、記録がないのに実施していたことをどう証明できるのか。調査項目のどこにも「督促書・催告書を送っていましたか」がないのに、記録もないのに、どう実施していたと証明するのか。

結局のところ、調査内容6も、報告書作成者の意図によって「未算定」に重きを置くよう誘導され、「不適正な債権管理」についての調査も記述も不十分なままである。我々はもう小さな子どもではないのだ、ただの「足りなかったよ」では済まされず、「何がどれだけ不十分だったか」を市民に示す責務が公務員にはあるはずである。

- 「適切に不能欠損処分」

これが国基準の「適切」を指すのか、市基準のそれを指すのか、不明である。

- 「令和6年(2024年)度(中略)から」

繰り返しになるが、令和5年度はどうだったのか。「問題意識」をしっかり持った D がいて報告が行われた令和5年度はどうだったのか。

住民監査請求(令和7年7月 15 日付け却下通知書)によれば、「令和5年度末に不納欠損処理を行った返還金等最近の中で、直近で消滅時効が完成したのは、令和6年3月 22 日である」そうだが、例えばこれは「適切に不納欠損処理された」のだろうか。これの督促書・催告書は送付されたのか、その記録は残っているのか。市報告書からは何もわからない。

7 生活保護費支給の不適切な取扱い及び虚偽の報告について

(1) 不適切な事務の概要及び要因

- 「令和6年(2024年)1月9日に茨城県(中略)から電話にて(中略)確認があり」

その電話に至ったのは、私が令和5年12月末に県に公益通報を行ったから、である。つくば市とは違い、茨城県は私の指摘を真摯に受け止めてくれた。ここで改めて感謝したい。

- 「調査したところ(中略)判明した」

「調査」? 「判明」?

後段「管理職の指示の下での虚偽報告だったことが明らかになった」とあるが、令和5年11月16・17日の県一般監査で虚偽公文書を作成・行使し「虚偽報告」をし、(2か月も経たない)令和6年1月9日に、同じ年度の同じ管理職が、監査を行った同じ茨城県福祉政策課から電話を受けて、確認をされて、「調査」とは、どういう意味だろうか。

令和6年10月7日付け6つくば社第6180号「令和6年度生活保護法施行事務監査指摘事項に係る是正措置の報告の再提出について」23～24頁において「過去(少なくとも令和5年度)の生活保護法施行事務監査において、何故、事実と異なる説明を行ったのか。」との質問に対し、同年8月23日には「(前略)やむをえず事実と異なる回答をしていた。」と回答していたものを、「請願書(中略)住民監査請求(中略)新聞取材等に対し市が明らかにした事実を踏まえ修正願います。」と回答の不備について指摘を受け、「事実と異なる説明を行っていた認識はあり、虚偽の報告を行っていた」と回答している。(虚偽の理由を問われ虚偽で答えるのは、公務員の信用をどこまで落とせば気が済むのだろうと不思議でならない。おそらく市民は我慢がならないのではないかと思う。)

同文書18頁によると、「令和6年1月に、C課長及びD課長補佐がM査察指導員に口頭で聞き取りを行った。さらに同時期にD課長補佐が一部の現業員にも口頭で聞き取りを行った。」とある(Mは市報告書36～37頁でも証言している)。また、その23頁「監査調書を、誰が、どのように作成したのか。」の問いに対する答えを見ると、前年度の監査調書を参考に係長が分担し作成し、係長、課長補佐、課長、次長の電子上の審議を経て、部長の決裁を受け、県に提出していることがわかるが、令和5年度Mは監査調書作成には協力も審議への参加もせずY係長のみ任せたとでも言うのだろうか。

Dの机上から鍵を取って、Cの席の後ろにあるCが管理する課金庫から、CWが「毎月15件から20件程度」(19頁)も現金を取り出しているのに、CとDはCWが現金を取扱っているかどうかを「調査」や「聞き取り」をしなければ、「判明」しないというのだろうか。

いや、繰り返しになるが、「明らかになった」のは「管理職の指示の下での虚偽報告」であり、その管理職とはCとDであるはずである(※)。つまり、「CとDの指示の下での虚偽報告」をしていたことを県から電話確認されて、CとDが「調査」をしたことになる。何のために? 「調査した」ことにして虚偽指示の事実を隠蔽するためではないのか。

(※ここに未だ登場していない社会福祉課管理職はZだが、Zは担当係が違う。ここでは除外していいと思う。)

それとも、同文書18～19頁で「調査結果は、いつ、どのように、所長等に報告されたのか。」との問いに対して、「令和6年1月に、C課長及びD課長補佐からH所長及びB副所長に口頭で報告した。」と回答していて、そのHは060913会見において「県から指摘を受けた際にすぐ是正しましたので、プレスリリースをしておらず市長にも報告していない案件」と話しているが、それはつまりこの虚偽の指示をしたのはHで、だからCとDは

「調査」する必要があったという意味になるのか。

それとも、H・B・C・D全員の指示の下の虚偽報告で、その虚偽指示の事実を隠蔽するために「調査した」ことにしたのか。虚偽公文書作成等罪で刑事告発も検討していくと市長が話す(070710 会見)ほどの事案を市長に報告もせず、プレスリリースもしなかったHの対応が、それが隠蔽以外の何物でもないことを雄弁に語っているが、それが市報告書から読めないのはなぜだろうか。それは市報告書の段階においても隠蔽しているからではないのか。

このような虚偽報告の虚偽報告が許されているのだろうか。公務員が、市の公的な報告書という形で。なんでもありか。やりたい放題か。冗談じゃない。

- 「同年4月以降(中略)基準に基づいた運用を徹底してきた」

基準を同年「5月24日」に改定して、どうして「4月以降」と記載したのかわからないが、確かに「令和6年5月24日」は「令和6年4月以降」ではある。なんなら昨日も今日も明日も「令和6年4月以降」である。本当に「徹底し」始めたのはいつからなのか。まだか。

ちなみに、この部分の記載は既に「概要」でも「要因」でもなく「改善」の部類だと思われるが、こんな滅茶苦茶な文章が公文書として許されているのだろうか。同じ市職員として非常に恥ずかしい。

- 「令和6年(2024年)7月(中略)指摘され、(中略)令和6年(2024年)12月25日(中略)詳細な状況の報告を求められた。この対応のために」

市報告書の記載を信用するならば、「令和6年(2024年)12月25日」「詳細な報告を求められ」「この対応のために」「調査を再度行ったところ」「明らかになった」となるが、060913 会見で既に虚偽報告の事実が認められている不思議。同会見で市長が「それらをきちんと調査をして、例えばなぜそのような報告をしていたのか、どういう認識だったのかなどを、きちんと分かり次第、順次出していく考えです。それが先程、私が申し上げた福祉部社会福祉課で進めている調査だと認識いただければと思います。」と発言しているにも関わらず、そこでは調査対象とせず、県からの同年12月25日の指摘を待った不思議。同会見での市長の発言を見るに、市長はこの虚偽報告問題を会見まで知らなかったように感じたのだが、想定問答外のことだったのだろうか。なぜ福祉部は市長へ事前に報告してなかったのか。市長まで隠蔽に巻き込むとは「なんでもあり」が過ぎるのではないだろうか。

この問題は、上記経緯を適切に考察するためにその調査時期も非常に重要な意味を持つが、市報告書ではその記載も非常に不誠実である。(2)で後述する。

- 「資料の確認」「職員への書面調査」

「調査」の必要がないことは繰り返し述べたとおりであるが、それでもどうしても「調査」がしたいならば、係長・CWを一堂に集めて「現金支給したことある?」「管理職からは口止めされてる?」と聞けば、幼稚園よろしくみんなで口を揃えて「はい」と答えて済んだ話である。全員が当事者で、周知の事実であった。もちろんそれも「調査がしたいならば」であって、何度でも繰り返すが、「調査」しているのが、虚偽の指示をした管理職その人であるのだから、「調査」の必要性はなく、「調査」自体が問題発覚遅延のための隠蔽行為に他ならないと言える。

- 「不適切な事務の内容は」

(もう「不適切」「不適正」の議論はしない。刑事告発検討中な事案が「不適切」なわけではない。)

CWによる現金取扱と監査での虚偽は本来別問題であり、調査内容7としてまとめていること自体が、問題をごちゃ混ぜにし、時系列も事実も滅茶苦茶な記載にして、問題の本質を隠蔽しようとしているとしか思えない。もちろんこれは「個人の感想です」けど、合理的な反論ができるならしてほしい。(せめて段落を分けるくらいでもいいのに、それすらしないのは公文書として恥ずかしい。)

(2)調査の方法

- ・「調査対象 係長3人 管理職2人 係長及び職員5人」

最大で10人、最小なら7人。実数不明。

過去10年間分調査しているような書き方をしているが、これまでのどの調査内容よりも調査対象が少ない。

繰り返しになるが、私は調査されていない。私が県に公益通報をしたことは令和6年9月時点では明らかだったはずなのに、調査されていない。なぜ。事実を明らかにする気があるとは思えない。それとも私には調査をするなどという指示があるのか。それは部長からなのか、市長からなのか。不明。そのような恣意的な選出で市として公正な報告書が作成できるなんて誰が考えたのか。隠蔽に必死過ぎて、公務員であることを忘れてしまったのか。自分の利益のために動機になったらそれはもはや公務員ではない。背任である。

管理職2人とは誰か。市の公式見解では「個人の責任」になるはずなのに、なぜアルファベットがないのか。

調査が不十分過ぎる。これで十分と判断した全員が隠蔽に加担したと私は断罪したい。

- ・「調査期間 令和6年(2024年)1月～令和7年(2025年)5月」

非常に長い調査期間のように見えるが、調査対象はわずか5人である。私は「令和6年(2024年)1月」と「令和7年(2025年)5月」の2回だけだと推察するが、実際はどうだったか。違うなら反論してほしい。より具体的に、いつ、誰に、何を聞いたか、その公表が待たれる。

(また、この市報告書自体、市長からの指示で作成されていて、市長が明確に調査に言及したのは060913会見で、市長に一連の不適正事案の第一報が入ったのは令和6年5月20日である。それ以前の「令和6年(2024年)1月」を報告書作成の調査期間に含めるのはいい加減過ぎはしないだろうか。)

(令和6年12月25日付け県特別監査結果(※)に対しては、令和7年1月24日付け6つくば社第7806号で市長名で既に回答しているのである。なぜその後の同年5月に調査を行わなければならなかったのか。そしてその調査結果を受け県特別監査に対する回答を訂正したのだろうか。市報告書では何もわからないままである。)

(※そこには「元より、監査において虚偽の報告を行う行為は、非常に悪質であり、生活保護行政に対する社会的信頼を損なうものとして、誠に遺憾である。二度と同じ過ちを繰り返さないよう対策を講じること。」とあるが、果たして市報告書はそれに応えられるものになっているだろうか。私には到底そうは思えない。)

- ・そして何より虚偽報告・虚偽公文書作成及び行使についての調査がない。なぜ。隠蔽以外で説明できるならしてほしい。「④その他」に入ってる等とは言わないでほしい。そんな雑な扱いで許されるほど軽い問題ではない。(そもそも「その他」とは何か。なぜ具体的に示されていないのか。示せないのか。)

(3)結果事実

・「M係長及び一部のケースワーカー」

どこまでがMで、どこからが「一部のCW」かもわからない。

私は令和4年4月配属当時にMから「訪問して現金支給してもケース記録に書きちゃダメ」と指示されている。令和5年4月配属になったばかりのYからも同様の指示を受け、その場ではMも聞いていた。CW経験がなくSVになったYは主にMから指導・引継ぎを受けていて、私はその現金取扱についてもYはMからちゃんと指導を受けているのだなと感じていた。Yからは夏の実習生の現場研修に際しても「現金支給に実習生を連れて行ってはダメ」との指示も受けていて、その場にももちろんMはいた。

なぜMはそのような指示をしていた事実を証言していないのだろうか。なぜMは調査で事実を隠したのだろうか。

・「K係長の内で口頭説明」

「K係長の内」とは何か。あるいはどこか。意味不明。「家(ウチ)」の意味か。誤字かどうかすらわからない。

「口頭説明」と「聴取」あるいは「聞き取り調査」の違いは何か。「説明」とは調査に対する回答ではなく、Kが自主的に説明しに来た、という意味か。意味不明。

経歴によると令和2年度から係長であるKが「少なくとも令和元年度頃から」というのは、自身がCW時代に現金取扱をしていた、という意味か。それとも目撃証言か。まったくわからない。

・「N■■■■への聴取」

現金取扱については、それまで平成27年度作成の取扱基準があったが、平成30年度にAの指示で新たな取扱基準が作成され、A・B・N・Rだけで共有され、CWには共有されなかったことがわかるが、なぜ課内で周知されず、CWには共有されなかったのだろうか。「決め事を作ることになった経緯」、そして課内で周知しなかった経緯をAに調査していないのはなぜか。

平成27年度基準で許容されていた窓口支給だけではなく、「ケースワーカーが被保護者宅に持参すること」を知っていて尚Nがそれを放置した理由は何か。そこには管理職の指示があったのか、なかったのか。基準違反を放置したNはどんな認識だったのか。

なお、ここでは平成30年度もCWが現金を取扱い、訪問支給も行っていたとあるが、前述のKは平成30年度当時はどうしていたのか。「令和元年度頃」の「頃」に平成30年度も含まれるのか。

(市報告書ではいつもあと一步のところわからない。決して白黒つけないのはなぜなのか。白黒つけられないのなら、それはやはり個人の問題ではなく、組織的問題だからではないか。なぜ市長に命じられたとおりに徹底的に調査しないのか。)

・【資料調査】

(2)で予告もなく急に現れた「資料調査」とは何か。いつ調査したのか。

(調査内容7までくると市報告書は本当に雑になっている。その問題点を挙げる私の指摘も必然的に雑にならざるを得ない。ご容赦願いたい。)

・「報告していた」

どこへ報告していたのか。県か。なぜ主語も述語もない公的報告書がつくば市では許容されるのか。チェック機能は働かないのか。

・職員への書面調査 Q(1)

「Q」に急に「(1)」が付いたのはなぜか。(2)と記載が異なるのはまたしても「歴史的誤記」か。「Q(2)」も本当はあったのか。表記の乱れが著しいが、誰もチェックしないのか。本当に決裁を受けて公表している報告書なのか。

(そもそも「②—Q(1)—①」という書き方に違和感を覚えるが、つくば市役所のどこでこんな書き方を学んだのか。いつからこれがつくば市公文書の標準仕様になったのか。)

・①いつから行っていたか

残る1人の回答が気になる。(仲間外れはいつだって良くない。)

また、「いつから行っていたか」というのは、「回答者が」という意味なのか。またしても主語がわからない。「課内(係内)では」なのか。質問者の質問の意図も、回答者の回答の意図もわからない。調査が幼稚過ぎる。なぜ誰も指摘しないのか。

・②上司・同僚から現金支給に関して言われていたことはあるか。

「上司」と「同僚」ではだいぶ意味が異なるが、なぜ一つの質問にまとめたのか。結局回答内では「同僚」からの言葉は見られないが、(係長も調査対象だから同じ)「係長」を「同僚」に含めているという解釈か。(報告書を読む側がなぜこんなに「手心を加えて」推論しなければならないのか。行間を読ませるにも程がある。俳句か子どもの作文ではないのだから。)

ここでは A・B・R が登場しているが、私の場合覚えているのは A・B・D・I・M・Y で、結局誰に聞くかで十人十色の答えになるはずである。どうして調査対象者を限定したか。恣意的な理由以外に合理的に説明できるのか。

(なお、私がよく覚えているのは、令和4年度の困難ケースで課長であるBに相談し、実態調査及び指導のため窓口現金支給に変え、その窓口支給をBに近くで見せてもらったことである。私にはBは窓口業務(新規相談等含む)をよく見てくれた印象が強い。)

・③保護費の現金支給を現業員が行っていたことについて、あなたはどのように考えていたか。

(2)にはなかった「あなたは」と急に主語が挿入されるのはなぜか。なぜ(2)と表記を変えたのか。その理由は。

「現金支給に対する感覚が鈍化していつか気がして」というのは実に核心をついていると感じた。この「現金支給」はあるいは「不適正事案(全体)」と置き換えても真実であろう。日々の忙しさの中で、とは慣用句のものだが、社会福祉課保護係のそれは並大抵のものではない。平日の業務時間だけではなく、平日昼休みは取れず、場合によっては夜帰宅も許されず、土日早朝から仕事して、という、いわゆるブラック企業のそれである、その中で「ダメだダメだ」と思いながらも、自身の体力や精神力のギリギリのところでき何とか保つために不適正に手を染める職員もいたわけである。「時間外勤務手当の未払いについて職員から指摘があって」等という生温い言葉に隠された、その本当の意味は、職員からの切実な SOS なのだ(※)。それを無碍に足蹴にし、自己の利益のためだけを考えていた管理職以上の者たちを私は許すことはできない。

(※「僕の善意が壊れてゆく前に 君に全部告げるべきだった」とは崎山蒼志の「燈」の一節であるが、私は社会福祉課時代を振り返るときこの曲をよく聴いていた。つくば市福祉事務所として生活保護業務を受託しているという意識は欠如し、CWは「一人親方」の言葉で全責任を背負わされて、退職者が出たり、訪問中に暴行を受けたCWがいたりしても、何も改善されないまま。身体的安全も法的安全も何も保障されてはいたけれど

訪問業務は続けなければならない。職場内のハラスメントもイジメもひどく、心理的安全性もどん底だった。暴行事件については後述するが、当時H■■■■から示された対応策は、ペンとバインダーで応戦する護身術だけだったのだ、もう見捨てられたと感じた。CWは捨て駒なのか、と感じていた。それが闇落ちした「呪術師」の生き様と被ったのだろう。私は果たして手前で踏み止まれただろうか。私は同曲をよく聴いていた。

（その「猿共」で「5匹の猿の実験」を思い出した。ご存じだろうか。5匹の猿をケージに入れる。ケージ中央にはハンゴがあり、ハンゴの上にはバナナがある。猿をハンゴを昇ると科学者たちは残りの猿に水を浴びせる。それを繰り返すと、猿はハンゴに昇ろうとする猿を殴るようになり、ハンゴを昇ろうとする猿はいなくなった。その後、1匹の猿を新しい猿と入れ替えると、その新しい猿はハンゴを昇ろうとし、他の猿から殴られる。そして1匹ずつ入れ替えていき、最終的には5匹全部が入れ替わる。もはやケージの中には1匹も水を浴びせられた経験を持つ猿はいない。しかし、「誰かがハンゴを昇るとそれを殴る」というルールだけは残った。そんな話(寓話だろうか)がある。

（社会福祉課に限らずつくば市役所全体でも言えるかもしれない。先日ある税関係の部署にある根拠法令を知りたくて問合せをした。すると「ウチは法律ないんですよ、中の決まりでやってます」との驚きの回答が返ってきた。どうやら「新しい猿」だったらしい。

（市報告書で言語化できなかった「雰囲気」の正体も恐らくこれに近いものではないか。どうか「他人の振り見て」で一度全ての部署で関係する法令等の総点検をしてほしい。私たちの仕事の先には常に市民がいる。決して「猿共」ではない。私たち市職員は市民を守りためにいる。ただ社会福祉課では、「私が心の底から笑えなかった」だけである。）

・④その他

もはや何を聞かれてこう答えたのかすらわからないが(③と区別されている理由もいまいちわからない)、この誰かの「考察」もひとつの真実だと思う。

管理職は恐らく当時から当事者意識がなかったのだろう。県監査にしてもただの年1回のイベントに過ぎなかったのだと思う。年中ジャージの担任の先生が授業参観日だけスーツ革靴になるような、その程度の。そこだけ乗り切れればいいという認識だったはずだ。(実際県監査の日はなぜか係長以上管理職は正装していた。)いろいろ反省したはずの令和7年度ですら、県監査前日に慌てて戸籍調査をしているCWがいたくらいである(午後4時過ぎにたくさんの申請書を持ってきて「今日中にお願ひ」はさすがにひどい)。果たして誰が始めたかは市報告書からはわからないけれど、ある年県監査で嘘をついてみた、そしたらバレなかった、じゃあ自分も、今年も、となっていたのではないか。そう「感覚が鈍化していった」のではないか。

時間外勤務にしてもきっと、「あれ、ちゃんとやらなくても割とみんな従ってくれるな」くらいで始まって、次第にサービス残業が当たり前になって、最終的に「あれ、うるさいヤツがいるな、黙らせるか」となったのではないだろうか。

継続勤務年数も頷ける。つくば市はある時期からCWに福祉職だけを配置するようになり、福祉職を多く採用するようになったが、福祉職の配置部署は限られていて異動は必然固定的にならざるを得ない。さらに前述のH発言のとおり「生活保護は特殊だから」という認識も一般的であり、管理職も(持ち上がり・出戻り含む)経験者が占めることが多かった。固定された(ある意味閉鎖された)環境では、「変化」を生むことは、そういった趣旨の提案をすることすら、難しくなる。そして不適正で乗り切れた、嘘がバレなかった、という先達たちの「悪い成功体験」を見て、さらにそれが人事評価を受け順当に昇格して

いるのを見ていると、改善・是正という「危険」を冒すのではなく、前例踏襲という「安全牌」を選んでしまうことは想像に難くない。長い人は10年以上もいるのだ、現場の後進への「実害」という意味では、管理職以上に責任があるとも言える。

(なお人事課は令和6年度からCWに福祉職以外を配置し始めている。私が令和5年9月頃から問題提起していたのを認識していることだと思っている。ただ、そのことは市報告書の「改善」には入っていない。なぜだろうか。他市CWから、つくば市社会福祉課管理職が視察に来た際「うちはCW全員福祉職だから」と自慢げに話していたと聞いたことがあるが、だからだろうか。ちなみに当時一人だけ一般職だった私はそれを聞いて非常に疎外感を覚えた。それも是正提案を聞いてもらえなかった一因なのかもしれない。ただのイジメだったかもしれない。真相はわからないままだ。)

良くも悪くも組織とはこのように流動的なものである。いろいろな要素が作用する。(自分が)組織の中で「いつどこにいるか」を、基本的に個人は自分で選べない。このことも市当局の唱える個人責任論に反対する理由の一つである。AもBもCもDもHもMもLもOも組織の中で与えられた役割があり、その中で相互作用があるわけである。(そして、私がひとりで行くら請願まで書いても市も市議会も微動だにしなかったように、個人の力には限界もある。)
「置かれた場所で咲きなさい」(岡本和子)でも、「配られたカードで勝負するしかないのさ」(スヌーピー)でもいいのだが、組織の中にいる以上「駒」であり「歯車」であることは必然なのだ。もし仮に前任者が適正に労務管理を行っていたとしたら、AやBだってわざわざあんな言動で不適正に労務管理をしたらどうか。

例えるなら、サッカーで点数を取られたときにGKを責めるようなものであり、野球で打たれたときに投手を責めるようなものだ。外野手が投げた球にバットを振る人などいないのだから、投手が打たれるのは必然なのだ。どちらももちろんチームプレイであり、フィールドには主将がいて、その外には監督もいる。ポジションや与えられた役割で選手を責めるのは視野が狭すぎるし、そんなチームはきっと強くはなれない。

先述の誤発送等の問題にしてもそうである。職員ひとりに押し付ける環境があるのだ、そのようなミスはいつか必ず起こり得る。組織はその可能性を常に内包している。そんな「外れくじ」を引いた人を、そんな「不運」に偶々居合わせてしまった個人を責めても本質の問題は何ひとつ解決しない。一時的には気を付けるからミスが起きる可能性は減るだろうが、根本的に秘めたミス発生可能性は何も変わってないのだ、いずれ必ず繰り返す。疑うならばどうか確認してみしてほしい、社会福祉課は過去何年も毎年同様事案を起こしPRしている。その度に毎回その場しのぎの「再発防止策」もPRしているが、実際には管理職から職員への周知などされず、職員だってPRで見ただけのことが多い。それでその場はお互いを慰め合っ、そしてまた繰り返す。ずっとこの繰り返しである。個人を責めても組織はひとつも良くなるという、これ以上ない例である。

これはAやB、あるいはそれらの言動を容認するものでは決してない。AやBの処分に異議を唱えるものでもない。組織の上に行けば行くほど個人の「自由度」や「裁量」は増えるはずで、それに比例して改善・是正ができた可能性も上がるので、それをしなかったことの責任も含め、当然責任はあると考えてはいる。しかし、それらも全て含めて、組織の問題だということを伝えたい。これはきっと一度でも組織の中に身を置いた経験がある人なら理解してもらえるはずだ。

◆書面調査及び聞き取り調査内における管理職コメント(抜粋)

(2)を見る限り管理職には書面調査を行っていないようだが、ここにそのコメントがあ

るのはどういう意味だろう。調査内容7は「ごじゃっぺ」が過ぎる。

「指導はしていない」とは「どんな指導は」していないという意味だろうか。全く意味不明である。読み手の想像力に頼り過ぎていて、公的報告書として非常に不誠実である。

次は「認識していた」とあり、一体管理職にどんな調査をしたのだろうか。調査したのは「指導」だろうか、「認識」だろうか。

最後はまた「記憶喪失」管理職である。これが平成26年度の管理職なのか、令和5年度の管理職なのかでも全く違ってくると思われるのだが、市報告書からはわからない。

・ちなみに、ここでもあえて繰り返しておくが、県監査で虚偽報告(虚偽公文書作成及び行使)をしたのかについてなぜ調査してないのか。調査内容7タイトルをよく見てほしい、「～及び虚偽の報告について」とあるのに、なぜ調査は前者についてだけなのか。重要度が高いのは後者なのに。調査しないのは、隠蔽だから以外の理由があるのだろうか。

(つくば市の管理職と話をすると、その所属を超えて皆が皆こうやって論点をズラす(その「上手い・下手」の差は歴然とある)ことに嫌でも気付かされるが、いつからそんな風になってしまったのだろうか。およそ議論というものができない。正面から議論しないまま話を終わらせられるのは、それ自体が既に「権力」の行使によるもので、パワーハラスメントに著しく近い行為の可能性がある気が付かないのだろうか。

(まるで「黒ひげ危機一髪」である。「正解」を当ててしまったら負け、のような。しかし、あのゲームもオリジナルルールは当てたら勝ちだったそうで、その点もつくば市と同じではないか。どうか公務員としてのオリジナルルール(初心)に戻ろうではないか。

(誰かは「コーチングとかのせいじゃね?」と言っていたが、果たしてその真偽はいかに。「視点を変える」と「論点をズラす」は似て非なるものである。論点をいくらズラしても、問題自体はなくなるのに、どうして。私には理解できない。(「上司なんだからちっとは考えたらどうっすか。ただ組織の上に乗っかってるだけなら、ヅラと一緒にっすよ」(ドラマ「SPEC」の台詞)を思い出してしまったのは愛嬌で。))

いずれにしても、この後の(4)考察・結論は結局また調査に基づかないものになってしまった。報告書って何なんだろう、と本気で考えてしまう。

(4)考察・結論

・「管理職(A課長、B課長補佐)と係長で共有したが、当時の管理職は」

なぜAとBだけが悪者にされているのか。「平成30年(2018年)10月4日付け(中略)方針」が周知されようが、されなかりょうが、「平成27年(2015年)度に(中略)定めた」「現金支給取扱基準」があり、「平成29年7月1日に改訂した」「生活保護費の支給フローチャート」があったわけであり、その内容に大差はなく、CWは現金支給できないとされていたのであるから、真に問うべきは「なぜ、そしていつから、CWはそれら内部方針を無視し現金支給を行うようになり、管理職はそれをどのように認識していたか」である。問題の一部分を恣意的に切り取って、個人に責任を押し付けるのは止めてほしい。

・「現金取扱員の人員不足」

いくら読んでも意味不明である。「現金取扱員」を定めているのは「内部方針」(内規)であり、「不足」している認識があれば「拡大」すればいいだけだったのではないか。

それともその内部方針を基に人事課に増員を依頼してきてが人事課に断られ続けてきた実績でもあるという意味だろうか。反対に平成30年度以降に人員削減があったので不足したということか。市報告書からはわからない。

もし平成 30 年度当時から「不足」していたのだとすれば、問題は内部方針を周知しなかったことではなく、そもそも実現の見込みが著しく低い(あるいは不可能な)内部方針を策定したことではないか。「不足」を前提に内規を定めて、「黙認」というのは意味不明である。

私にはどうやっても「最初から適正に行うつもりはなく、『適正に行っているように見えるように』内規だけ定めた」ように思えるのだが、換言すれば「最初からただの県監査対策(しかも虚偽で)」としか思えないのだが、合理的な反論ができるなら大歓迎である。

- 「組織的に黙認」

明確な「指示」や「注意」があったと明確に回答している職員が調査結果でわかったはずなのに、「黙認」とはどういう意味か。

辞書で「黙認」を調べると次のようにある;「公然とではなく、暗黙のうちに許可すること。知らぬふりをして見逃すこと。」さて、ここでの用法は正しいだろうか。もちろんつくば市の方言の可能性(「ごじゃっぺ」のような)もあるかもしれないが、人口増加率全国市区部 3位で、外国人住民も多い、多様性のまち・つくば市である。どうか報告書は標準語でお願いしたい。

そもそも続く後段の「また、管理職は」以後でちゃんと「指示」という言葉が使えているのである。どうか公文書を作成する際は全体の整合性をよく考えてもらいたい。

(令和7年4、5月頃一時期話題になった、令和7年4月4日付け「剛紀の厳正な保持について」も、その漏洩?外部公益通報?された行政文書について 070509 会見で市長は「私に関することについては基本的に虚偽の内容が書かれています。」と話していて、市長自らつくば市の行政文書の信用性の低さを嘆いていた。私たち職員は今一度気を引き締めて公文書を作成する必要があるのではないだろうか。)

- 「返還金を受領したりする」

これは明確に県の監査事項に違反する内容である。「支給」と並列してサラッと書いてあるが、非常に問題が大きい。

そして私が確認している限り、令和6年度一連の県監査(一般・特別)において、県に報告していないのではないか。隠蔽か。虚偽報告を現在進行形でまだ続けているのか。

なお、この他にも、(生活保護費ではない)つくば市社会福祉協議会貸付金の現金手渡し及びその返還金の受領も経験ある CW は多いはず。さらには、被保護者から納付書と返還金を預かって金融機関へ持参し返納した事例もある。市報告書は言葉足らずで困る。第三者による調査の参考までに。

- 「業務中も(中略)指示し」

(ようやく標準語が出てきた。)

「記録しないこと」の指示の他にも、記録してしまった場合には削除の指示もあり(それは覚えている限りでは M からの指示だったが、M の証言に入っていないのはなぜなのか)、CW は該当記録を削除しケース記録を再印刷していた。

- 「生活保護法施行事務監査においても」

本来ならばここで段落を分けるべきである。(そもそも論を言えば、章を分けるくらいの問題である。)このまま次の段階まで合わせて検証する。

ここも日本語がおかしなことになっている。

前段「管理職は(中略)監査においても、事実と異なる回答をするよう指示していたと考えられる。」

後段「管理職の中には(中略)監査における虚偽回答となることを把握していた管理職もいたと思われる」

「指示していた」んだから当然「把握していた」はずで、当然「把握していた」から「指示」できたはずである。

「考えられる」や「思われる」も公的報告書としては不誠実で、虚偽公文書作成及び行使で刑事告発が「今後、検討」されるのを見越して、言葉を濁して逃げているとしか思えない。そもそも調査していない事実と併せて、私はこれを組織的隠蔽と判断するが、合理的な反論なら受け付ける。

さらに後段の続き「と思われるが、その間も人員体制の改善や現金取扱いの徹底を進めてこなかった。」

監査での虚偽回答、虚偽公文書作成及び行使について話していたはずが、なぜかまた CW の現金取扱いに話が戻されている。「進めてこなかった」ことで問題なのは「人員体制の改善や現金取扱いの徹底」だけではなく、「監査に正直にありのまま答える」という、公務員として、社会人として、いやなんなら人間としての当たり前の方である。「人員体制の改善や現金取扱いの徹底」など、監査に正直に答えていれば必然的に付随して解決していたことなのだ。問題をズラしても問題はなくなるのだ。むしろ問題をズラすことで、それが本当の問題であることを認めているようなものである。市(報告書)は本当の問題から逃げている。市が、その抱える問題に向き合わないとは、それは即ち市民と向き合わない(寄り添わない)ということに他ならない。市民に対して非常に不誠実である。どうか心から反省して、本分に立ち返ってほしい。

・「令和5年(2023年)度の管理職(C課長、D課長補佐)においては」

この段落は嘘である。

確かに内部規定(上では「内部方針」と表現していたり表記が統一していないのは何か意図があるのか。非常に読みづらい。)を把握していなかった可能性はあるが、「監査調書の内容を把握していなかった」は真っ赤な嘘である。ここでもミスリードになっていて、C・DがCWによる現金取扱いについて把握していたかは言及を避けている。平成30年度に作ったきりで周知されなかった内部規定などではなく、CWによる現金取扱いの実態について記載すべきであろう。結局それが書けないのは、それを把握していて、その上で虚偽報告をしていたことがバレると自らの刑事罰にまた一步近づいてしまうからである。こんな「当事者の、当事者による、当事者のための作文」がつくば市の公的報告書であっていいはずがない。問題から逃げるな。目をそらしても問題はなくなる。

前述の令和5年10月10日C・D・Z・O面談でもCWによる現金取扱いの話は出ている。同年11月16・17日県監査のわずか1か月前である。Dが令和6年8月にHに自身の嘘(「問題意識がなかった」)を認めていることも前述のとおりである。それでも「監査調書の内容を把握していなかった」と言い張るのか。では、監査当日に口頭で説明した(虚偽公文書「行使」した)のは誰だったのか。令和7年度県監査(一般)で所長Hと■■■■Xは全く回答できなかったのも前述のとおり、その理由も「予定していた職員Dが急遽休んだから」だったはずだが、令和6年度は誰が口頭説明したというのか。所長Hでも、副所長Bでも、課長Cでも、課長補佐Dでもなく、係長MとYに任せていたとでもいうのか。

また本当に「監査調書の内容を把握」しないまま監査を受検したとして、そんな理由で責任逃れをするのなら、もはや監査の意味がないのではないか。

(5)改善状況

・「令和6年(2024年)1月9日」

はいはいそーですか、という感じ。「そういうことにしておきたい」んですね、という感想である【☆後述】。

いちいち指摘するのも馬鹿馬鹿しいのだが、例えば「同年1月16日(中略)課員全員を参集」するくらいなら、どうして「1月9日」時点で「全員集合(※)」して「確認」でも「調査」でもしたら早かったのに、なぜしなかったのか。しなかった事実が「できなかった」証明になっている皮肉。どうしても「調査」をしたことにする必要があったからだ。白々しいにもほどがある。

(※令和6年度県特別監査実地において、会議室から出てきた県担当者が「ダメだこりゃ」と言ったという話を聞いたが、まさにザ・ドリフターズのコントのようである。)

・「同年4月早々」

「現金を取り扱うことができる職員を増員」できたのは、係が増設できたからであって、単純に職員が増えたからであって、それはこれら一連の不適正事案を一部職員が訴えてきたからである。一生懸命隠蔽しようとしてきた管理職の手柄のように書いてあるのは正直非常に不愉快である。

「この基準に基づいた運用を徹底」できているかは、どうかフォローアップ調査をお願いしたい。今はまだ平成30年度にAがNに内部方針の作成を命じたときと何ら違いはないのだから。

・「生活保護法施行事務監査における虚偽の回答について」

ようやく段落分けが適切にできるようになった。

そしてやっと「組織として」という言葉が出るようになった。あれ、確か市は管理職個人の不適切な指示が原因とのスタンスではなかったか。ここにきてようやく改悛したのか。

「組織として二度と虚偽回答を繰り返さないことを徹底」とは具体的にどうすることを指すのだろうか。「もう嘘はつきません」との意味にしか読めなかったが、子どもの反省文ではないのだ、具体的に記載してほしい。つくば市民の代表である市議会議員皆さんの寛大さは非常に有難いが、市当局はそれに甘えてばかりいてはいけないと思う。具体的な是正策・再発防止策は必要である。

また、決意表明も結構だが、調査内容6の(4)でも触れた「職員等公益通報事実認定報告を受けて講じる是正措置について」(令和7年2月6日付け市長名で福祉部長宛に発出された文書)の3で「福祉部社会福祉課において、生活保護法施行事務監査における監査報告資料の全項目について運用の実態と異なる報告となっていないか点検を行うこと」を命じられていたにも関わらず、調査内容6の債権管理に関する項目でも実態と異なる虚偽の報告を行っているはずだが、それについて市報告書に言及がないのはなぜなのか。

確かに、令和5年度県監査直前に慌てて督促書・催告書を送ったケースがあるとも聞いている(それは即ち管理職が「監査調書の内容を把握」していたことの証拠ではないのか。Dは令和5年度伝票処理等の事務処理や債権管理の研究を開始していたのだから)。しかしだからといって「被保護者であった債務者について債権管理を実施しているか」の項目に「している」と回答していることが虚偽ではないことになるだろうか。確かに少なくとも1件はしているのだから「している」と回答しているのかもしれないが、この項目の意図は当然「国庫負担金の算定の条件を適切に満たす基準でしているか」の意味であり、

債権管理不十分で不納欠損にした分の国庫負担金を請求してこなかったつくば市が「している」と回答しているのは、世間一般の常識に照らせば虚偽としか呼べないのではないだろうか。この「している」は詭弁でしかない。(本当に「している」というのなら、何件の対象に対して何件実施して、何件実施していないのか、全て明らかにすべきである。)どうか本当に「監査報告資料の全項目について点検」をしてほしい。まだまだあるはずだ【★後述】。

ちなみに、ここに書かれていることはそのままこれまでは真逆だったと認めていることになるので「法令等に基づかない不適正な運用を確認もしないまま、監査調書等を共有もせず、内容も把握しないままに、監査を受検していた」実態があったことを示している。「ダメだこりゃ」。

【☆】「そういうことにしておきたい」について

県から電話確認があった令和6年1月9日と「是正」周知された同月16日の間の出来事として、市報告書に記載のないことがある。それは私が、総務部総務課による内部監査(内部指導監査:令和5年11月14日)においても、つくば市監査委員による定期監査(令和4年度定期監査:令和5年2月9日)においても、県監査と同様の質問において社会福祉課は同様の虚偽回答をしていたことを、総務課と監査委員事務局にも通報していたこと。そして結果どちらも「現在是正されていれば問題ない」との回答であったこと(※)、である。

(※より具体的には、当時総務課担当者曰く「内部監査はあくまで内部監査であり、不適正事案を見つけて誰かを処分したりするような意図ではないので、是正されれば当時虚偽回答だったとしても問題ない」とのことだった。給与明細不交付の人事課然り、総務部はとても不適正事案に寛容なようである。)

社会福祉課は令和6年1月16日に課長名で総務課へ報告文書を出している(「茨城県から不適切な取扱いの有無の照会のあった事項について(報告)」)。その中で正に市報告書と同じ経緯を報告しているのだ(※)。そして、市総務部に対するそれを撤回することができず、反対に県に対する「監査資料の内容を把握していなかった」とそちらの事実を捻じ曲げた。

(※しかし、総務課宛文書では「調査」ではなく「確認」という文言が使われている。さらに「確認結果」は「課内で内規を定め(中略)たが、適切に運用されておらず、(中略)現業員が現金を支給していた」とだけあり、「監査での虚偽」についてではなく、「現金取扱」について県から確認されたという内容の文書となっている。管理職の認識についての言及は避けられていて、非常に器用な文章である。なお問合せ先はZになっている。)

ここからは推論になるが、報告書作成者としては「県になんて思われたって構わない。総務部に嘘をついたとバレたら自分の処分が今以上に重くなってしまう」とでも考えたのではないだろうか。もしこれが見当違いだというなら、どうぞ合理的な反論を求める。

本当、どこを向いて仕事をしているんだ、という話である、公務員なのに。県、という意味ではない。私が言いたいのは、市民という意味であり、国民という意味である。

(なお、この話でおもしろいのは、つくば市会計規則では生活保護費を資金前渡職員である社会福祉課課長が受領するところまでしか規定がなく、それ以降の取扱い(現金支給等)については会計規則の外であったというところ。つまり、市の会計規則では白黒つく問題ではなく、結局内部監査では虚偽回答する必要がなかったのである。

(換言すれば、社会福祉課歴代管理職は、現金取扱の話になれば、生活保護施行事務監査が真っ先に浮かぶので、「とりあえず反射的に」「していない」と嘘をついていた、ということである。そこには公務員としての倫理観など見る影もない。「その場だけをやり過ぎたい」というその一心だけが見える。これを問題視せず、隠蔽を「是正」と呼ぶとは、総務部も同罪ではないだろうか。)

生活保護法施行事務監査とは、法定受託事務である生活保護業務「の適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助するものであり(生活保護法施行事務監査の実施について(平成12年10月25日)(社援第2393号)1監査の目的)、「法的権限に基づいて生活保護行政の運用の状況を監査するものであるが、単に監察的見地から事務の執行又は会計経理の状況を検査し、その適否を調査する等の消極的な機能に止まらず、更に生活保護行政がより効率的に運営されるよう援助・指導する積極・建設的な機能を果たすべきものである」(同2監査の意義等(1))。

再度茨城県からの特別監査での指摘を引用する。「監査において虚偽の報告を行う行為は、非常に悪質であり、生活保護行政に対する社会的信頼を損なうものとして、誠に遺憾である。二度と同じ過ちを繰り返さないよう対策を講じること。」

損なったのは「生活保護行政に対する社会的信頼」なのだ。日本全国の福祉事務所が誠実に回答するという(公務員である以上当然の)信頼の上で行われている監査の信頼を、そして全国の福祉事務所と関係する職員全員の信頼を、傷つけたのだ。

更には、法定受託事務である生活保護であるから、その4分の3は国の、国民の税金で賄われている。つくば市民のだけではないのだ。それを損なったのだ。

その事の重大さが市報告書からは全く感じられない(070710 会見の記者の言葉を見るに、恐らく福祉部の会見を見ても同じく感じられないのだろう)。市報告書には「誰が悪い」、「誰は悪くない」、「もうしません」しかない。見苦しい限りだ。当事者による調査の悪いところしかない。

一度でいい、つくば市の外に目を向けてほしい(海外までは行かなくていい、国内でいい)。「つくば市は生活保護のまち」である。もちろんいい意味ではない。生活保護行政に関わる多くの人がある動向に注目している。その最終報告書がこんなものであれば本場に「歴史的汚点」になってしまう。今は良く思えても、いつかしっぺ返しに遭う。それが我々公務員や市議会議員だけならまだいい、生活保護は「明日の見えない生活困窮者」のためのものなのだ。どうか市民に、国民に、目を向けてほしい。

どうかここで立ち止まって、第三者による調査を。心から願う。

【★】「背任」について

生活保護法施行事務監査における虚偽報告の問題点は、市報告書が言うような、その報告が虚偽だったということに止まらないはずである。なぜなら、市報告書全体からは「なぜ」という視点が抜けているからだ。なぜ虚偽の報告を行ったのか、そして虚偽の報告をすることで何を得たのか。

まず①虚偽報告をしたことで、つくば市は県からの是正の指摘をされることを(違法に)回避していた、という指摘を受けないメリット。次に②指摘を受けないことで、管理職は自らの組織内における価値や評価を高め(それを維持向上させ)るというメリット(人事

評価やそれに伴う給与面での優遇も含む)。

その管理職らの個人的利益に対して犠牲になったのは、①前述の生活保護行政に対する社会的信頼であったり、②適正に監査を受けていれば市報告書調査内容6の国庫負担金未請求の原因となった不納欠損の事務懈怠が早期に明らかになりきっと今より減らすことができたはずの市と国の損害、などである。

まとめると、つくば市福祉部及び社会福祉課歴代管理職は、市民・国民の税金の損失と引き換えに、自らの組織内での地位向上や昇給等を得ていたことになり、これを世間一般では背任と呼ぶ。これは虚偽公文書作成及び行使と並び、重大な犯罪行為である。

少なくとも、令和5年10月10日C・D・Z・O面談以降は管理職に問題意識も認識も確かにあったわけであり、それ以後(令和5年度県監査含む)での虚偽は背任との謗りを免れないはずである。そしてその自覚があるからこそ、市長から公益通報に基づく是正勧告で命じられても福祉部はそれに背き、市報告書で虚偽報告問題と調査内容6の国庫負担金過少請求問題を関連付けて書いていないのだろう、これは紛れもなく組織的隠蔽である。

※「監査報告資料の全項目について運用の実態と異なる報告となっていないか点検」

福祉部が市長に命じられても点検しないので、最後に私が点検し、令和5年度の監査調書から具体的な虚偽回答の一部(例)を紹介しておく;(質問【つくば市回答】)

14. (4)生活保護費の支給等事務処理の適正化について

(i)保護金品等の支給について

(ア)現業員等の事務範囲や決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。(中略)実態とあったものを定めているか。【している】

(カ)保護費支給の際、複数職員が確認して支出する体制となっているか。【している】

(ク)窓口支給において現業員は関与しないようにしているか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。【している】

(ii)返還金・徴収金について

(ウ)現業員が現金で徴収することがないようにしているか。【している】

(エ)決定前の返還金・徴収金相当額の預かりは行わないようにしているか。【している】

(カ)現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。(後略)【している】

(iii)遺留金品の取扱いについて

(ウ)現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。(後略)【している】

16. (4)債権管理の状況について

(2)債権について(中略)適切に債権管理しているか。【している】

(4)被保護者であった債務者について債権管理を実施しているか。【している】

(ア)転出(中略)債務者について居住地を把握しているか。【している】

(イ)(前略)居住地調査を実施しているか。【している】

(ウ)調査の結果は記録に残すようにしているか。【している】

(エ)(前略)相続人に対する債権管理を実施しているか。【している】

(オ)(前略)相続放棄の事実確認を実施しているか。【している】

(カ)(前略)相続人調査を実施しているか。【している】

(キ)確認の結果は記録に残すようにしているか。【している】

16.(6)不納欠損と判断する際の基準

債権について、適切に納入の指導や時効中断措置等が行われ、適切な処理を経ているかを不納欠損の処理をする判断基準としているか。【している】

以上、一例である。本請願を、いや市報告書を読んだだけでも、これら市回答は事実でないことがわかると思う。

他にも、気になる部分があったので、紹介しておく。例えば;

9. 保護の決定実施の状況

(2)扶助費算定誤り(処理漏れを含む)を未然防止・早期発見するための組織的な取組状況

【CWが保護決定入力後、決裁回付前に経験年数の長いCW及びSVによる事前のダブルチェックを行い、算定誤りの未然防止、早期発見の取り組みをしている。】
今読むと、ブラックユーモア以外の何物でもない。

14. 経理事務の処理状況

(3)保護金品の支給手続の事務の流れ

イ 窓口払いにおいて、資金前渡口座等に入金された保護費が被保護者の手元に渡るまでの流れ(そのフローチャートにおいて)

【課長、SVは支給日全体の統括】との記載

「支給日全体の統括」をしておきながら、「実態を把握してなかった」とは。

なお、この虚偽報告に関する公益通報の結果はまさかの「事実なし」;

「通報があった案件について、調査員を指定し、関係文書の調査や関係者へヒアリング調査等を実施した。調査結果に基づき「つくば市公益通報委員会」において、通報内容の事実認定を行った。その結果、違法性は認められなかったため事実なしとした(詳細は別紙のとおり)。」

(別紙・判断)「生活保護法施行事務監査においては、「窓口支給において現業員は関与しないようにしているか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。」との監査項目が存在し、現業員の現金支給自体を禁じるものではないが、その運用については適正に範囲を定めるべきものであることを示している。実際に内部規程によってその運用を定めていたことは事実であるが、当該規定に則った運用がされていない実態を通報対象者が把握していたことを考慮すれば、虚偽の意図が認定できなかったとしても、現金支給に関与がなく規定が適正に定められているものと監査において誤った報告をすることについては、客観的にみて不適切な事務であったことは否定できない。」

「当該規定に則った運用がされていない実態を通報対象者が把握していたこと」は、認められていた、ぜひ請願が「虚偽の意図」認定までのあと一步に役立てることを願って。

(とはいえ、職員等公益通報事実認定通知書は令和7年2月9日付け、通報から約1年である。1年かけてどんな「関係文書の調査や関係者へヒアリング調査等を実施した」のか私にはわかりえないが、監査調書を見るだけでも前述のとおりあれだけ事実と異なる点が見つかるのだ、そしてその1年の間に何度も不適正事案PRがされたのだ、「誤った報告」とだけの結論は本当に適正だったのだろうか。つくば市の公益通報制度の今後を考える上でも一助となれることを願って止まない。)

【虚偽公文書作成及び行使の問題にかかる公益通報に至る経緯について】

私がこの件について公益通報を行ったのは、令和6年2月19日。私の最初の通報で

あった。そこに至るまでの経緯について記載しておきたい。私が請願全編を通して訴えている問題がより鮮明に伝わると思う。

私は、突然公益通報をしたわけではない。まず、令和6年1月17日・30日にHと面談した際にも伝えているが、Hは「市会計規則では問題なくて…」と問題をすり替えて回答を避けた。なお、私は明確に「不適正事案報告はしないんですか」とHに聞いている。

同月31日にC・D・Zと面談した際にも伝えたが、Hと同様、「結果オーライ」だけだった。

そこで私は仕方なく、翌2月7日、不適正事案発生時のフローチャートに従って、本来なら部長が報告する先の、市長公室長(広報監)、秘書課長、危機管理監の3人に個人メールを送った。タイトルは「社会福祉課の不適正(疑い)事案(生活保護CWによる現金取扱及び各種監査での虚偽報告)について」、内容も「1月9日に県福祉政策課より11月中旬に行われた生活保護施行事務監査での虚偽報告を指摘され、1月12日に認め、16日に是正を行った件です。総務課もご存じです。令和4年度定期監査、令和5年度内部指導監査でも同様の虚偽報告をしたはずです。」と具体的に書いた。

3人から返信はなかったため、私は同月13日「【第2報】社会福祉課の不適正(疑い)事案(各種監査での虚偽報告・加算の誤り等)について」と題した個人メールを3人に再送している。その中で私は「(ご対応いただけない場合は)今後は、市オンブズマン・公益通報・会計検査院等を利用していこうと考えています。」と伝えている。

その後、3人からは同日あるいは翌14日にメールを確認した確認返信だけあり、返信はないままであった。そして私は同月19日総務部人事課へ公益通報をした。

私が請願中で組織的問題と言っているのは、社会福祉課だけでもなければ、福祉部だけでもない、言葉通り「つくば市役所の組織的問題」なのだ。

(「メールの内容がわからなかった」という弁明はどうか遠慮願いたい。内容は上記のとおりであるし、私の所属や内線番号も残した。わからなければ聞けた。「忙しかった」も止めよう。だったらそれを是正できる力が3人にはあるはずだ。「不適正事案報告の適正な流れではない」、それで無視できる内容だろうか。「公益通報するって言ったから(※)」、これが通用するならもう不適正事案報告なんてものは不要だ。)

(※ちなみに、オンブズマンに相談した際、その事務局の回答はそれだった。もちろんオンブズマンの制度上仕方ないことなのかもしれない。しかし、公平を期すために事実を記載するならば、1回目に電話で相談した際の回答は「いや、もう年度末だし…、あなたも市職員ならわかるでしょ」だった。公益通報が理由になったのは書面回答でのことだ。)

市長公室長(広報監)、秘書課長、危機管理監がメールをどう処理したかはわからない。3人でもみ消したのか、副市長にまでは報告したのか、市長にも報告したのか、私にはわからない。誰がこの組織的隠蔽の最終的指示をしたのかわからない。私にはわからないことばかりだ。

しかし、つくば市が現在の世界線よりずっと早期に一連の不適正事案の是正が図れたであろうことはわかる。その方がつくば市民のために良かったことも。そして、これら事実が市報告書で記載がなかったことがつくば市民にとって悲劇でしかないことも。

繰り返す、何度だって繰り返す。どうか全ての事実を市民に明らかにしてほしい。公正で公平な第三者による調査をお願いしたい。

IV. 市報告書で記載されていない各種問題

○ ケース記録が不完全なこと

「それをやってないと業務改善提案しても誰も聞かない」「誰に聞かないでもわかる」と
■にまで言わしめた「大問題」であるはずが、市報告書では記載がない。

これは指摘というより、自首である。私は自身の担当していたケースで記録が書けていない部分がある。自分なりの言い分もあり、第三者による調査があれば話す機会があるかもしれないが、ここでは控えたい。私は事実を隠蔽する職員とは違いたい。

令和6年2月・3月当時の私は組織的問題是正のため恥を捨て、「確かにケース記録を書いてなかったのは私だが、その進捗管理を行うのはSV(係長)であり、課長補佐以上も決裁をしている。それらが適正に機能していれば良かったのではないかとHに言った。するとHの返答は「ケース記録はCWにその一義的責任がある」とのことで、結局平行線のまま終わってしまった。

法定受託事務である生活保護の(仮に一部分とはいえ)一義的責任がCW個人にあるというようなことがまかり通ってしまうのが、(少なくとも令和5年度までの)つくば市の福祉部であった。

そのような行き過ぎた個人主義は、今回の報告書でも表れていると私は感じたが、今は本当に変われているのだろうか。

なお令和6年度県一般監査では私以外のCWもケース記録の不備があったそうだが、Hにはどうか彼らの業務改善提案は聞いてほしいと願っている。

とはいえ、同じく県監査で指摘を受けた、調査内容5の重度障害者加算削除のケース記録がないことは別問題である。なぜ同じタイミングで、同じ内容の記録を、違う複数のCWが書かなかったのだろうか。市報告書によれば、確かな削除(指示)の根拠があったはずである。それなのになぜ、ケース記録に書かせなかったのか。そして書かないことを係長(M・Y)以上、D・C・B・Hは何も指摘せず放置したのだろうか。そこには明確な背任の意図があったからではないのか。他の説明があるなら聞く。

さらに、それに関連して、次の問題も指摘しておきたい。

○ 重度障害者加算削除の保護決定通知書に削除理由の記載がないこと

これは公益通報のひとつであり、総務部調査では「事実なし」とされているが、後進のため記しておくことにする。行政手続法第14条第1項には次のようにある；

「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」

しかしながら、令和5年10月1日付け変更においては「重度障害者加算を削除します」との文言だけで保護費減額(当該加算の削除)の不利益処分を行ってしまっている。

加算を認定するには要件があり、削除するにも要件が要る。それが示されていない決定調書(及び保護変更決定通知書)は上記行政手続法に違反するのではないかと。

なお、理由を書かないのが普段から常であれば、私もあえて言及しないかもしれない。しかし普段は理由が抜けていれば決裁が受けられず差し戻されるのに、この重度障害者加算削除だけは、該当全5ケースで理由が抜けたまま該当するケース記録もないまま、等しく決裁を受けられているということは、誤認定に基づく過支給という不適正事案を、さらなる不適正な方法で隠蔽した以外に説明ができないのだ。

なお、この点につき「事実なし」とした公益通報結果であったが、その後の返還部分については次のように判断している；「本件処分とは別個の処分として、加算の誤りによって過支給があった場合は、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定について、生活保護法第63条に基づき返還手続きを進める必要がある。」

そう、令和5年9月当時C・Dが妙な理屈をこねくり回し「削除だけして返還させない」と指示したが、公益通報調査でも「加算の誤り」「過支給」→「返還」の常識が当然のように示されている。「妙な理屈＝屁理屈」は、それこそが隠蔽の動かぬ証拠なのだ。

○ 扶養義務者(戸籍)調査が不完全なこと

令和5年度末(令和6年2月26日・同年3月28日)H・Dと話し合った際に、上記ケース記録未完問題で私が業務をどうやって完了させるかについて、HとDからは「ノー残業デーである水曜日に残ってケース記録を書く」、「小会議室に籠ってケース記録を書く」等提案を受けたため、私は「他の残務が残っている職員も同じですか」と聞いたのだが、その「他の残務」の一例が扶養義務者(戸籍)調査についてであった。(なお、H・Dからの返答は、その他の職員についての部分は無視し、「(私)ひとりだけが残って、(私)ひとりだけが籠って書く」というものであった。※)

(※WLB推進課管理職も同席しての場であったから、これら「特別待遇」はパワーハラメントに当たる可能性は低いのだろうが、私は普通にイジメだと思っていた。

(ちなみに、令和5年度末にWLB推進課に相談した、私が社会福祉課在籍当時受けたハラメントのリストは結局約50件になったが、詳細な調査結果は不明なまま大枠で「これくらいじゃ該当しない」となった。

(「誰かひとりが大きな石を投げなくても、みんなで小さな石をたくさん投げれば、十分痛いんですよ、最悪死ぬんですよ。」と伝えたいけれども、あれからどうなったのだろうか。つくば市のハラメント防止は事前ではなく「事後」に特化していると失望した。

(なお、労働安全衛生管理、ハラメント防止等を担当していた同課は令和7年4月に人事課(一部総務課)に吸収されたが、この市報告書調査内容1・2だけ見ても果たして「WLBの考え方が職員に浸透した」と本当に言えるだろうか。)

話を戻すが、扶養義務者調査の基本的な流れは、まず生活保護申請者(被保護者)の戸籍を辿り、3親等までの親族についてその存否及び居所を調べる。次に、調査を行わない特別な理由(高齢である、DV加害者である等)がないかを確認し、問題がなければ、扶養義務者へ文書・電話・訪問等で扶養可能性について調査をする、というものである。

そのスタートは戸籍調査であるが、私が「ケース記録を書いてない」と一人責められた令和5年度当時、生活保護申請者の戸籍しか調査していないCWが複数いた。しかも、出生から現在の戸籍ですらなく、現在戸籍だけである。それだけでは扶養義務者を把握することはほぼ不可能であり、それはすなわち扶養義務者調査自体不可能であり、調査を実施していなかったことになるが、ケース記録と同じく扶養義務者調査も進捗管理すべき係長以上の誰も問題視していなかった。

また、前述のように、CWは約2年ごとに担当地区(ケース)を変えるので、誰かがサボるとその負担は次の後任CWに引き継がれるのだが、そのことも面談の際H・Dに訴えたが取り合ってもらえなかった。Dが「令和6年度からは改善する」と話すだけであった。

そういった不適正CWは県監査で対象とされたケースだけ、即席で調査をして監査をやり過ごしていた。係長以上もそれを「黙認」してきた。

ちなみに、令和7年度の県監査(7月)においても、そのようなCW(あるいは不運にもその後任となってしまったCW)は監査前日に慌てて戸籍調査を行っていたが、それで何か「改善」したと言えるのだろうか。「改善」できなかった反省から、市報告書から除かれているのだろうか。だとすればこれも隠蔽だろうか。

隠蔽だとしてこのことを隠蔽する意図はどこにあるのか。それは、扶養義務者調査が不十分であるということは調査内容6と密接に関連しているから、である。扶養義務者は、被保護者死亡時には相続人となる。その調査を行わなければ、当然債権管理もできないことになる。そして、国庫負担金を適正に請求することができなくなるのだ。全ては関連している。

(令和5年度生活保護施行事務監査調査、その13.扶養能力調査の状況(令和4年度開始ケース)において、(具体的な実数は控えるが)「開始世帯数(実数)」を1とすると、「扶養義務者数(延べ数)」は2.72となっている。

(資料様式の(注)の3には、「『扶養義務者数(延べ数)』は、被保護者から3親等内について計上すること。」とある。

(繰り返すが、開始「人数」ではない、開始「世帯数」である。単身世帯もあれば、夫婦の世帯、ひとり親世帯等もある。その「実数」に対し、扶養義務者数は「延べ数」である。それがつくば市はわずか2.72なのだ。

(両親、子、祖父母、孫、兄弟まででまだ2親等、曾祖父母、曾孫、叔父(伯父)・叔母(伯母)、甥・姪までで3親等である。もちろん存命であるのが条件だが、それがつくば市生活保護受給者だと世帯当たり2.72人しかいない。本当だろうか。

(「いや、3親等だからって誰にでも調査をするわけじゃないだろう、高齢だったり、DV加害者だったりしたら調査しないはず」と生活保護に多少の知識がある人なら気が付くと思うが、この2.72という数字はそれらを除外する前のもので、除外した後の数は更に下がって2.02となる。

(私にはこの数字は戸籍調査が不完全であることの証拠であるように思えるのだが、監査をした茨城県はどのように思ったのだろうか。あれから2年経って、今のつくば市の数字は変化しているだろうか。)

○ 扶養義務者(管外)調査が過剰なこと

通常業務中の扶養義務者(戸籍)調査は上記のとおり有り様だったにも関わらず、管外調査には熱心だった。

扶養義務者調査の流れは前述のとおり。その中で「管外」というのは、まず「管内(同市内)」にいる扶養義務者を優先的に訪問し調査を行うので、管外は訪問調査の優先順位が下がるという意味になる。近隣市町村であれば通常業務中に訪問することも可能であるが、他都道府県であればそれは現実的ではなく(効率性からも)、つくば市では年1回、特別に予算を採って行うものとなっている。もちろん意味もある大事な調査である、意義もね、大義ですらある。

しかし、つくば市の実際はどうだっただろうか。つくば市では2名体制で行う。

令和5年度(以下は複数職員の証言による);令和5年9月頃から、C・Dの指示でM・Yが対象者を探し始めた。そしてMはYに「自分は管外調査に行ったことあるからYが行くといい」と伝え、Yが係員に声をかけ始めた。(当然Yのお気に入り職員が優先であり、当然私は声をかけられていないので知らなかった。)

「どこか遠くに扶養義務者がいる」ケースを探し始め、10月頃、北海道に扶養義務者がいるケースが見つかる。なお対象者には郵送での調査も実施しており、「扶養できるか」の問いには「いいえ」で回答していた。

そして令和6年1月に管外調査実施。調査を実施するしない、調査担当者、調査先等について、課内はおろか係内でも周知はされず、調査実施の1か月以上前には航空券・宿泊先の予約は済ませていたが、実施伺いの起案・決裁は直前1週間前であった。その後実際に調査は実施される(1月に北海道へ行く)も、結果も課内では共有されなかった。なお、調査結果は「扶養できない」のままであり、土日にかけて行われたため、2日分×2人分の時間外勤務手当も発生している。

私はその入り口から間違っていると思うが、調査対象先選定は本当にそれでよかったのだろうか。1回10万円で宿泊付き旅行にするのではなく、より扶養可能性の高い扶養義務者のところへ1万円で10回調査した方が遥かにマシだと私は考えるが、市議会議員の皆さんの考えはいかがだろうか。

なお、令和6年度はCWから「調査対象先の選定を丁寧にすべきではないか」「遠くに行かなきゃというところから考えるのはやめないか」と提案したところ、管外調査自体なくなったと聞いた。(大義はどこへ?)

また令和4年度まではコロナ禍で自粛していたのだ。よもや「職員へのご褒美旅行」ではと誤解を受けかねない方法ではなく、市民の税金である、大事に使っていきたくないか。(ただし、国内だったためか旅費規程は守られていたと記憶している。念のため。)

○ 被保護者死亡後の各種問題

(1) 生活保護法第80条免除と遺留金問題

つくば市では令和5年度まで、被保護者が死亡して廃止となった際の日割保護費を生活保護法第80条によって返還免除していた。

手持ち金と合わせて遺留金としてその葬祭費に充当するのが本来の運用のはずだがつくば市では違った。遺留金を葬祭扶助費として使用するということがほとんどなかった。

であり、このことも内部では令和4年度から指摘されていたが、今回の市報告書では記載がなかった。

令和4年度CWが問題を指摘をすると、B・Mから「運用を合わせてくれなきゃ困る」と指導があり、法律論で反論しても「遺留金の管理なんてできているのか」とさらに強い指導を受けた。そもそも亡くなった方は行政処分の対象ではないので、死者に決定通知すること自体無効で、そこに議論の余地がないはずなのに、是正はされなかった。このことはHも令和6年度には把握していたが、今回の市報告書では記載がなかった。

その裏表として、死亡時に当月分保護費を返還するよう通知を出しているケースも見られた。その場合、金額的にはつり合いが取れるのかもしれないが、やはり死者に対する通知は無効なので、不適正な事務ではあった。

(2) 遺留金と葬祭扶助問題

上記と同じく、つくば市では死亡廃止時の遺留金が葬祭扶助費に充てられることはほとんどなかった。

さらには、生活保護法施行事務監査では【ある】と回答している「決裁権者等を明

確にした事務処理規程等」、換言すれば「遺留金取扱要項」のようなものと思われる、も実際はないのでないか(※)。見たことはない。

(※監査資料の14.(4)(iii)遺留金品の取扱いについてもぜひ確認してほしい。事実とは異なると思う。)

これも1件1件は些細な金額だが、塵も積もれば、である。本来必要なはずの作業を簡略化するつくば市独自の慣習を作り国や市に損害を与えていた一例である。

(3) 処分できない財産があるケース

現金以外の資産を持つ被保護者が死亡した後の対応が不十分なまま放置されていたという問題である。遺留金問題や相続人(扶養義務者)調査をしていない問題とも関連深い。もちろん簡単な話ではなく、つくば市だけの課題とは思わないが、それでも必要な業務はやるべきである。

これも発覚・指摘は令和4年度で、令和5年度末までは未着手のままだったはずである。

○ 令和5年9月7日生活保護訪問業務中の暴行(公務執行妨害)事件

令和5年9月7日定期訪問になかなか応じない被保護者から担当CWに連絡が入り、急遽訪問できることになった。前任CWとI係長からその危険性を聞いていた担当CWは、引継ぎにあったとおり係長と同行訪問するためMを探したが、Mはいつもながら離席中で不在であったため、仕方なく別の男性CWと同行訪問することとなった。そして、その訪問先(被保護者宅)で同行した男性CWは被保護者から殴る蹴るの暴行を受けた。

翌8日社会福祉課員はH■■■■に集められ、事件のあらましを聞いた。そして安全策として、危機管理監による護身術講座を受けた。その内容は、①被保護者と間合いを取ること、②バインダーで身を守ること、③もしも被保護者に首元等を掴まれたらペンでその手を刺す、であった。私たちCWは、「闘う方法」だけ教えられて日常に戻された。

事件から1週間経った。急遽係ごとに職員が集められ、聴取を受けた。突然だったのでその理由を聞いたら、事件の現場に居合わせ暴行を目撃したCWの家族から「市民の声」システムを介して安全対策を求められたから、とのことだった。管理職は「(その家族に)なんて言ったら納得してもらえるのかなあ」と話し、考えるのは職員の安全ではなく、どこまでも管理職の安全(=保身)なんだなと感じた。私は現実的な再発防止策を求めてY係長に相談をし、他CWも不安を語る中で訪問業務を継続できないと伝えた。(なお、「市民の声」システムとは内向けの呼称であり、外向けには「市長へのメール」と呼ばれる。その家族の相談にはCWの休日出勤についての相談が含まれていたと聞いているが、市長は令和5年9月の時点で「市長へのメール」を見ていないということだろうか。どこで止められたのか。市長公室か、副市長か。)

聴取後はフィードバックがないまま、私は訪問業務ができないまま時間が過ぎた。その間もYに相談していたが、その回答もないままだった。

管理職から方針が示されたのは月末27日。「2人体制で訪問することも可」とは言われたものの、基本的には「気を付けて」だけであった。9月平日は残り2日、訪問残件数は約20。Yに「あと2日で20件、『気を付けて』行け、ってことですか」と聞いたら、「そうね」とだけの回答であった。その20件には他県施設ケースも含まれていて、それだけで1日かかるのに、である。9月末でCW1人退職し、私は10月から仕事に来られなくなった。

その後、CWは2回(同年9月末・10月初旬)分けてより詳しい護身術講座を受けた。

私は [] 受けられなかったが、内容は上記とほぼ変わらず、講座自体は和気藹々したもので緊張感がなかったと聞いた。

そのまま12月まで何も対策がなかった。係員会議が開かれたが、議題はまったく緊急性のない学習会だった。暴行事件の被害者になったCWが声を上げた。涙ながらに安全対策の必要性を訴えた。そして令和5年12月末、「訪問業務は原則2人体制で行う」ことが決められた。事件から3か月以上が経っていた。

2人体制で訪問を行うことでCWの負担は一時的に増えたが、併せてケース格付(=訪問頻度)の見直しも行われた。現在はCW2人のペアからCWと会計年度職員のパイアに代わり、CWの業務負担は軽減し、そして安全も守られるようになった。

また、2人で訪問することで、訪問先での間違いの不安も減るはずであり、他のCWのやり方を学ぶこともできる、お互いの進捗管理もできるようになる。それはCWの平準化になる。自然の「マニュアル」になる。そして、組織(チーム)として仕事ができるようになる。

これらのメリットは私が令和4年度以前から [] 2人体制訪問の経験から提案していたことであつたが、それがようやく形になったと言える。

これは紛れもない改善だ。しかしそのためには、暴力事件の被害者になったCWを始め多くの犠牲があつたことも紛れもない事実である。果たしてそれは必要な犠牲だったのか。私はそれは強く否定したい。市報告書では一切触れられてないが、今後第三者による調査がされたときにはどうかこの事実もその1頁となることを願っている。

(前請願で「生活保護申請中に自ら命を絶ってしまった悲劇」について軽く触れた(※)。令和6年度中のその出来事が「不適正」ではなく「悲劇」であると言えるのも、2人体制で訪問ができているからだと思ふ。(もちろん慎重な振り返りは必要だが、きっと「悲劇」だったのだと思ふ、私の知る限りにおいては。「悲劇」は起きてしまう。減らせるかも不明だ。しかし減らす努力はできる。)(亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。)

(これがもし1人訪問だったなら、CWが如何に丁寧に正確な説明をしていたとしてもそれを証明できないし、反対にもしもCWに過失や悪意があつたとしても証明できない。運よくそれが「上級CW」ならPRは回避されるかもしれないし、運悪くそれが私のようなCWだったらきっと首さらしされていただろう。2人体制訪問で保障される安全は身体的なものに止まらず、市民・市双方の法的安全も向上するのだ。そんな当たり前の改善を長い間せず、最終的に職員の「血」を必要としてしまった、その反省を、どうか個人に押し付けずに、市として、してほしい。)

(※私が前請願で触れたせいで、そのケースを担当していたCWは当時上から「お前がスパイか」と聞かれたそうである。私とは出る入るの異動だったのだ、勘弁してほしい。令和6年度中管理職が「忙しかった」具体例である。他にすべきことがきつともつとあつたと思ふ。)

○「マニュアル」について

社会福祉課保護係には「マニュアル」がなかった。少なくとも令和5年度までは。

「いや、市報告書でいろいろなマニュアルに言及されているじゃないか」と反論されるかもしれないが(その反論ができる人は市報告書をよく読んでいる)、それらは社会福祉課のファイルフォルダを探したらあつた、というだけで使われてはいなかった。現金取扱いで、マニュアルは作つたけれども周知もされなかった、それが社会福祉課である。

令和4年度中の私は、念願のCW業務に戻れた嬉しさもつかの間、「つくば市ルール」

の洗礼を浴び、困惑の中にいた。法令は覚えていたが、どうもつくば市での運用が違う。それが5年のブランクによるものか、事務所ルールなのか、私は正に暗中模索していたと言える。BやMからは「経験者でしょ」と言われ、先述の特殊勤務手当然りで、文字通り「何も」教えてもらえなかった。どうして周りのCWが定時で業務を終えて帰れているのか不思議でならなかった。当時つくば市はCWを福祉職が占めていることを「売り」にしている、一般職採用の私は肩身が狭く、それが実力の差なのかと感じていた。

そんな中、令和4年度組織開発会議があり、私は自らのSOSのつもりで「マニュアルがあったらいい」と話したが、WやBには取り合ってもらえなかった。

年度が変わって令和5年度、前述のとおり前年度の仕事が残るなど、いよいよ目に見えて業務が滞ってきてしまったため、改めて係員会議(同年6月29日)でもマニュアルの必要性を訴えたが、返ってきた答えは一律に「わからないことは周りのCWに聞けばいい」だった。それは私は既に実践していたものの、同じ質問でも聞く相手によって答えが異なるのでマニュアルを求めたのだ。

(その一例として、生活保護開始時に添付するつくば市独自の「チェックシート」があり、それは複数項目に「はい」か「いいえ」で回答する形式であったが、例えば「～してないか」というような項目に私はどちらをチェックすべきかわからず、チェックせずに決裁に回したことがあった。するとDのところで審議が止まり、Dに呼び出された。曰く、チェックシートが不備のままでは決裁できない、とのことであった。そこで私は正直に「チェックの仕方がわからない」と伝えたが、チェックがなければ決裁できないと繰り返され、ケース台帳は戻された。

(その後、「わからないことは周りのCWに聞けばいい」に従い、周りのCWに聞いてみたところ、同じ項目でもCWによって解釈が分かれていることがわかった。中には「あのシートはとりあえずどっちかにチェックしておけばいいものと思ってる。管理職もチェックの数をみているだけで中身はちゃんと見てない。あれはかつてBが作ったものだから、ないとBの機嫌を損ね、決裁が下りない」と話すCWもいた。

(後日Dと改めて話す機会があり、Dにもチェックシートをやってもらったところ、同じケースで2回やってそれぞれ違う結果になりやっとそのシートの難しさを理解してもらった。)

次の係員会議(同年8月25日)でも改めてマニュアル作成を求めたところ、ようやく了解を得たが、Mが「マニュアルは欲しい人(=私)が作ればいい」と提案しDが同意したことで私が作成を担当することになった。会議後、Y係長に「私は業務が遅れている。だからマニュアルで効率化したいとお願いしたのに、反対に私の業務が増えてしまった。私はこれ以上は無理だ」と再三お願いしたが、Yは一切取り合ってくれなかった。

その後は前述のとおり[]のため、結局マニュアルは他CW複数のワーキンググループで作成されたと聞いた。(今更だが、WGのメンバーには改めて謝罪と感謝を伝えたい。)

その他、令和5年10月20日にBと面談した職員から、Bが「マニュアルは甘え」と話していたとの話を聞いたこともある。この点、つくば市役所として全庁的には業務効率化・時間外勤務削減のためマニュアル作成を進めているので、社会福祉課(あるいは福祉部)だけがそれに反しているのかもしれない。

「業務改善が図られなかった」(市報告書4頁)の一例である。いや、「図られなかった」は正確ではない、「図らなかった」のだ。

業務改善(効率化)を怠り、業務量が増え、自らの首を絞め、そのツケを下の者に回す、

課長は課長補佐に、補佐は係長に、係長はCWに。上はもっとサービス残業強要を強化するしかなくなり、下は不適正事務でその負担から逃げるしかない。上は不適正に気が付かない、もし気が付いても監査で嘘をつけばバレない。バレないから繰り返す。異動の少ない閉鎖された組織の中で上と下の不適切な協力関係が生まれる。そしていつしか、業務改善・効率化をしようと思ってももう誰もその余裕もなくてできない。

業務改善を「図らなかつた」ら、いつの間にか「図れなく」なった。不適正は大きくなり、もう誰かひとりの力では是正できなくなる。そしてその是正の努力をするメリットは現状の人事評価制度にはない。

そんな中、「傾奇者」が課を越えて部長に相談してみた。ダメだった。その上に相談した、やはりダメだった。公益通報をしてみた、とうとう異動で外に出された。問題は未解決のまま放置された。「逆ハラスメント」で通報者潰しが始まった。そして請願に至った。

市が報告書をまとめることになった。でもされて然るべき調査もされていない。「傾奇者」は再び部長に面談を頼んだ。紆余曲折あって叶った。それが令和7年5月23日面談である。「どうか誠実な報告書を」と頼んだが、結局不十分不誠実のまま、嘘は重ねられ、そして今に至る。

(公平を期すために記載しておくなら、「他にも(知っていること)ない?」とは聞かれた。私は「それを伝えてそれだけ対応すればいいになられたら嫌なので遠慮します。問題点は既に指摘済みです。」と答えた。そしたら「それだけ」どころか、「どれにも」対応してもらえなかった。「人は誰でも間違えます」や「私だって間違えます」と言うことと、自分の過ちを具体的に認めることは似ているが、その間には大きな開きがあると私は思う。個人の心情(あるいは信条)はともかく、少なくとも社会的に我々は市役所であり、「言う」ことではなく「具体的過ちを認める」ことまでが市民に対する責務であると思う。)

以上、マニュアルの大切さについて、でした。他の教訓は各々どうぞ。

(また余談になるが、私がマニュアルの必要性を感じたひとつに、ケース記録の書き方があった。私は「ケース記録はケース援助方針に沿って記載すべき」と教わっていたが、つくば市では「〇年〇月〇日(定期訪問)前回と変わりなし」のように非常に簡潔な記録を書くCWもいて、それで問題ないのか(※)不思議だった。もちろんそれだけで良いのなら残業も減るので、CW全員のケース記録を比較できる係長以上には(係員会議含め)何度も確認したが、答えはなく、私は仕方なく私が正しいと思う方法で長文の記録を書いていた。

(※ずっとその短い記録だと、中には1年以上も生活に変化ない世帯が生まれてしまうため。健康状態等も変わらないことになる。ちなみにCWの中には訪問業務とは言っても「ごめんね、今日急いでだから、話はまた今度ね。はい、これ収入申告書、ハンコ押して。」とだけで回っている人もいた。私はそれをスタンプラリーと揶揄したが、それなら確かに定時に帰ることも容易だろう。ケースの変化や問題点にも気が付かないので、すべて楽なはずである。私にはそれでいいのかは判断できない。なお係長以上も同じ気持ちだったようで誰に聞いても判断してもらえなかった。私はそれがいいのかも判断できないが。)

(結局ケース記録の書き方について管理職が言及したのは、令和5年12月の忘年会だったと聞いた。同年9月に上記暴行事件が起き、同年9月末でCW1人が退職し、同年12月のことである。上機嫌の管理職はビール瓶を抱えながら「ケース記録なんかコピーでいいんだよ、コピーで。誤字さえなきゃいいの」と話していたそうである。(やはりつくば市では誤字は大罪のようである。))

○ 誤配送等問題・カラ訪問(あるいはつくば市の「再発防止策」)について

前述の各種誤配送問題然り、300803PR「生活保護ケースワーカーによるケース記録の不適切な記載について」(いわゆる「カラ訪問問題」)然り、さらに言えば最近相次いだ市職員による無免許運転事案(070124PR、070809PR、070624PR)然りで、つくば市の再発防止策は再発防止に実効性があるとは思えないものばかりである。

例えば、070124PR、今年最初の無免許運転事案の再発防止策は「全職員に対して、運転免許証の有効期限を確認するよう注意喚起を徹底することで再発防止に努めます。」とのこと。一見問題はなさそうではある。しかし、「有効期限を確認する」のを「徹底」していたらもっと良かったのではないだろうか。なぜ「注意喚起」の方を「徹底」してしまったのか。そのため「注意不足」がその後2人も出てきてしまった。いや、あるいはこれは幼児保育課が出したPRであったので、ここにある「全職員」とは「幼児保育課だけ」を指していたのだろうか。では人事課が(せめて連名で)PRを出していたら良かったと悔やまれてならない。

続く070609PRでは、教育局発出で「全職員に対して、運転免許証の有効期限の確認を徹底するよう通知し、再発防止に努めます。」となっていて、確かに「注意喚起」だけではダメだった反省が見られるが、そんな当たり前を最初のPRで気付かなかったのは誰の責任だろうか。

そして、070624PRではまたこども部に話が戻ってくるのだ。最初のPRの際に同じ部内ですら確認を徹底していなかったのはお粗末に過ぎないだろうか。ちなみに、私の部署では最初のPRの段階で全職員に確認されている。別の部(市民部)である。さらに言えば、こども部部長は■■■■である。労務管理の精度は令和4年度当時から変わらないということだろう。

社会福祉課に話を戻し、カラ訪問問題の再発防止策を見てみよう。「1生活保護者に対する家庭訪問等の意義・必要性について研修を実施する。2家庭訪問報告において、家庭訪問が行われた事実の確認方法として公用車の走行距離を報告書に記載するようにする。」2については前の請願委員会で形骸化していた事実が認められている。その結果だけではなく、どの程度はその再発防止策2が継続し、いつから形骸化したか、さらにはその当時の管理職の認識含め調査してほしいものである。また1の研修はいつどのように誰が誰に対して行ったのだろうか。そもそも行ったのだろうか。

このように見えてくると、つくば市の再発防止策は、「批判」防止策ではあっても、再発は防止できていない(あるいはそもそも再発防止の効果がない)のではないだろうか。

誤配送問題や無免許運転問題(カラ訪問問題は除く)は、きちんと組織として対策を取っていれば、職員はミスをしなくて済んだのではないか。(市民が一番の犠牲者、という視点は忘れていないが)ミスしてしまった職員は組織の問題の犠牲者であるとも言える。ミスが起きたらミスをした職員を責めるのではなく、次同じミスを起こさない方法を組織として考えていくことが、私は組織の正しい在り方ではないかと思っている。個人を責めるのはその後である。

カラ訪問問題は平成30年度のPRであり、事案としては平成28年度からの問題で、これは今回の一連の不適正事案と全く同じ時期である。ここではあえてその当時のカラ訪問問題を起こした職員を挙げることはしないが、市報告書に出てきているアルファベットとその顔ぶれは変わらない。係長が当時CWだったりするくらいである。このことからわかるのは、自身の訪問記録ですら虚偽の報告をしていた者たちが虚偽の監査資

料を作成していたということである。また、当時から管理職のケースワーク進捗管理が杜撰だったこともわかる(放任(自由)主義とネグレクトは紙一重)。平成30年度当時に適正に問題を理解し適正に処理されていたら、その後の会計検査の(常識では考えられないような)過ちも起きなかったかもしれないし、給与未払いも防げたかもしれない。各種不適正事案もより早期に発見・是正もできたかもしれないし、退職者も出さずに済んだかもしれないのだ。全ては仮定の話に過ぎないが、私にはそう悔やまれてならない。

果たして今回の各種再発防止策は本当に再発防止策できるのだろうか。仮に第三者による調査を今はしないとしても、せめてどうかしばらくはフォローアップ調査はしてほしいと思う。またすぐに形骸化してしまわないか、どうか社会福祉課を監視し続けてほしい。きっとそれが議会の役割でもあるはずだ。

○ 第三者求償事務の事務懈怠問題

公益通報のひとつ。その調査では「事実なし」とされたが、しかし。

ちなみにその判断理由は次のとおりとなっている;「社会福祉課において把握している第三者求償は国庫負担金清算書(実績報告書)によって適正に計上されており、時効を迎えた事案も確認できなかったため事実として認定できない。」

しかし例えば令和4年度のあるケースにおいて、来庁した保険会社とB・I・Mが交渉し、その結果返還金として徴収できず、そのまま放置された事案があった。もちろんその分は国庫負担金算定の返還金には計上されていない。さらにこのケースはその後「一部」は返還され、「(「一部」の)残り」は時効になっているとも聞いている。なぜ令和4年度当初請求できず、なぜ令和6年度には請求できるようになったのか。

もし仮に返還されずとも、調定をしていれば国庫負担金算定にも影響はなかったはずだが、結局係長以上管理職は自らの保身を優先しまったことになる。「自分の身は自分で守れ」、Mの口癖が思い出される。背任である。私たちが優先して守るべきは他にある。

○ 戻入と歳出についての事務ミス

私は令和6年3月18日の公益通報において、以下の内容で通報した;

「返還決定の翌年度に適正に調定せず、国庫負担金に算定している(疑い)」

つくば市はそれに対して令和7年2月7日次のように判断している;

「調査時点では既に是正されているものの、令和4年度以前に過払金等を翌年度ではなく発生年度に調定し、発生年度の国庫負担金(実績報告)に計上していた事例が確認できており、事実として認定できる。」

なお、会計検査院が令和5年10月6日付けで厚生労働大臣宛てに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた、「生活扶助費等負担金等の算定における返還金等の調定額の算出について」には、次のような記述がある;

「誤払い又は過渡しとなった保護費(以下「誤払等保護費という」)の変更に当たり、事業主体が当該支出した経費に戻入することとした場合、当年度中に返納された額は、当年度の費用の額に含まないことになり、当年度中に返納されなかった額(以下「戻入未済額」という)は、翌年度に調定され、この調定された額については、返還金等の調定額の一部として費用の額から控除されることになる。すなわち、いずれの場合においても、誤払等保護費は、国庫負担対象事業費には含まれないことになる。」

会計検査院は、図を用いてわかりやすく説明しているのだが、私もできる限り簡単に

説明できるよう、文字で頑張ってみよう。

まず大前提として、生活保護費は支出した後に、その4分の3を国庫負担金として国に請求する。(実際には概算払いの事後精算であるが、説明は簡略化している。)

そしてその期間は会計年度(4月から翌年3月までの1年間)ごとであり、その1年間で支出した保護費の額(①)から、返還金等調定額(②)を引いて、不納欠損額(③)を足すと、それが国庫負担対象事業費(④)となる(①-②+③=④)。そして、④の4分の3(⑤)を国に請求する。

上記会計検査院の文書が言わんとしているのは、まず、その年に払い過ぎてしまった保護費はその年度内に返納されれば、プラスマイナスゼロで、そもそも①には入らない。次に、年度内に返納されなかった分は翌年度に調定され、その分が②になる。すなわち、当年度中に返納されても、翌年度以降に繰越されても、④には含まれない、となる。

なお債権管理を適切に行い不納欠損した場合は、それも払い過ぎた保護費であるが、④に入れて、その4分の3は国に請求していい、ということであり、これこそが市報告書6の国庫負担金過少請求問題に繋がる。つくば市は上記の「+③」を不適正に省いていたので、国に請求できたはずの⑤を10年間で約1,800万円も請求せず、10年間ずっと市に損害を与え続けていた、ということである。

話を戻す。上記が会計検査院による解説であるが、対するつくば市の公益通報結果を再度読んでみてほしい。

疑問1:「過払金等を翌年度ではなく発生年度に調定し、発生年度の国庫負担金(実績報告)に計上していた(事例)」とあるが、「発生年度に調定し、発生年度の国庫負担金に計上」することは上記の流れの何を指している(※)、果たしてそれは可能なのだろうか。

(※①を指すと解するには「計上していた」は意味不明で、「調定」の言葉から②と推察するのも「発生年度」とあるのでやはり意味不明。どういうことなのだろう。)

疑問2:「調査時点では既に是正されている」とはどの時点を指すのか。この公益通報は令和6年5月30日に受理され、同年6月6日に調査員が指定され、調査が始まった。関係部署・関係者への文書提出依頼及び調査がされたのは同年10月4日であるから、令和6年6月6日から同年10月4日までのどこかだろう。

しかし、前述したように、国庫負担金過少請求問題について職員から申し出があったのは令和6年8月9日であり、同月21日にPRされ、市報告書33頁「改善状況」によると「改善」に着手し始めたのは「令和6年10月以降」であるはずである。つまり、市報告書33頁で11行も使って書いてある「改善」は令和6年10月3日までは「既に」完了していたということだろうか。次の疑問に進む。

疑問3:「令和4年度以前に」とあるが、問題発覚は令和6年度だったはずで、それでは令和5年度はどうだったのか。市報告書と公益通報結果から論理的に答えを出すなら、令和6年8月21日から同年10月3日までの間に令和5年度分国庫負担金請求事務が(適正に)行われた、ということだろうか。もし令和5年度分にも当初誤りがあったのなら、公益通報結果では「令和5年以前に」となるはずである。

もし仮に令和5年度分は修正(あるいは訂正)したことで是正したとすれば、「既に是正」と是正時期を明確にしなかった公益通報結果は、総務部も福祉部の不適正に加担したことを意味するのではないだろうか。不正確な記述は様々な解釈ができてしまう。

私は経理担当職員ではなく、一介のCWだったため、詳しい請求事務がわからないが、福祉部・総務部の言い分は本当に正しいのだろうか。私には市報告書で既に報告された

以上の不適正な事実があるように思えて、しかもそれらを隠蔽しようとしているように、思えてならない。なぜならすべて令和5年度までに内部では指摘済みだったからだ。

さらにこの問題が闇深いと思われるのは、国庫負担金の請求事務が財務部財政課や市会計事務局の合議・審議・決裁なく行えるとは思えないことである。せめて相談くらいはするのではないか。だとして、相談を受けた財務部や会計事務局は、福祉部の不適正を見抜くことはできなかったのか。それとも不適正に加担していたのか。これが一部署で完結できる事務とは思えない。市報告書の「改善」に決裁過程が入っていなかったことで余計に不思議に思った。たとえチェック機能が働かなかっただけだとしても、その責任はあるはずである。やはり市役所全体の組織的問題なのだ。

なお、国庫負担金は上記のとおり事後精算で、市報告書によれば一連の不適正事案は令和6年度中に発覚したとされているが、それによって過年度分の国庫負担金請求額に増減はないのだろうか。さらに時効を迎えてしまい、国に損害を与えてしまった可能性はないのだろうか。市報告書からはわからなかったが、果たして真相は。

○ 社会福祉課の「印鑑コレクション」

群馬県桐生市でも話題になった「印鑑コレクション」は社会福祉課にもあった。さすがに同市ほど不適正な使用はなかったと記憶しているが、数百本はあっただろうか。基本的には内部で過年度の決裁が必要なときに異動した管理職と同じ姓のものが使われていた印象である。

これが市長が言っていた、「全国の首長から(中略)当たり前だという話も言われた」(060614 一般質問で不適正な労務管理について問われての市長答弁)の一環かは、私にはわからない。(職員からの公益通としての請願も「当たり前」かはわからないが、逆にこれが「世界のあした」だったら困るだろうと他人事のように思ったりはする。)

なお、電子決裁へ移行しているからか、全国的に印鑑廃止の流れがあったからか理由は不明だが、桐生市の不適正事案が発覚後、社会福祉課もその印鑑コレクションは廃棄している。

○ 「逆ハラスメント」(あるいはつくば市における公益通報者保護)について

もしかしたら、これは今後総務部から報告があるのかもしれないし、報告はないものの、これまでの反省から制度改善に舵を切って外部相談窓口が創設されるのかもしれない。わからないが、念のため、ここでも軽く問題提起しておく。

令和6年2月19日から同年3月中にかけて計5件公益通報がされた。私は通報時に人事課担当者から「これって個人的な恨みとかじゃないよね、だと受けられないんだけど」と言われた。その後同じく「通報の様式だけじゃわかんないから、追加で情報出して」と言われた、人事課作成の様式を使っただけなのに。追加資料も同年3月中に提出した。そしたら、同年4月異動になった。(「異動したいなら通報すれば？」が一時期流行った。)

異動後もずっと受理不受理の連絡がなく、同年4月30日人事課担当者へメールしたが無視された。その後060509PRがあったのは周知のとおりであるが、受理不受理の連絡はないまま、同年5月30日になり、人事課担当者へ「あれから1か月ですが」とメールしたところ、同日付でようやく受理となった。(市長は「受理にも調査等必要で20日では無理」と話していたが、「等」にいろいろ含まれ過ぎであり、それらが「必要」では困る。)

その後、複数の知り合い(市議会議員や職員組合等)から「人事課管理職(複数)が

(私が)『逆ハラスメント』して困ってると言っていた」という同じ話を聞いた。なお「福祉部管理職複数名も同じこと(逆ハラスメント)言っていた」とも複数から聞いている。

令和6年8月24日最初の請願を提出。その時の請願審査特別委員会は発言の機会がもらえないまま終わった。市長選挙・市議会議員選挙があった。

同年10月7日。福祉部は令和6年度生活保護法施行事務監査の回答で、請願冒頭でも紹介した次の回答をしている;「元社会福祉課職員からのほぼ毎日にも及ぶメールや電話による問合せの対応、また、これらに関連する議会対応等や、障害者加算等の確認をしていたことにより、監査当日までに、課長補佐や生活保護係長から所長・課長等へ報告が不十分であったため、調査内容を十分に把握できていなかった。」

なお、私が令和6年4月から同年7月9日・10日(監査)までの間に社会福祉課管理職宛てに送ったメールは8通だった。しかも基本的に返信がないため、その催促となっているものも含めている。電話は福祉部・総務部ともに私がかけても「居留守」を使われるため、ほとんどかけていない(メールよりも圧倒的に少ない)。

これが市長が「皆さんもご存じのとおり(中略)丁寧に」「適切に対応をしております」(070509 会見)と話すつくば市の公益通報の実態である。私は事実を伝えた。解釈は各々に任せたい。

(私はこのような不毛な争いはもう嫌なので、できることならば公平な外部通報窓口を速やかに作ってほしいと切に願う。)

○ 人事評価制度の見直し・公平委員会勧告(適正な労務管理)・職員の処分について

人事評価制度については見直しが必要だと私は考える。微細な論点には入りたいとは思わないが、その問題点はこれまでに延べてきたとおりである。

人事課担当者とも何度も話してきたが、結局何も変わらないままだった。完璧な制度はないかもしれない。だがきっと良くしていくことはできる。「迷いの中に倫理がある」はずだ。

極端な提案をすれば、例えば人事評価(業務評価)と給与(昇給)を切り分けてしまうか。そしたら少しはマシにならないだろうか。

いずれにせよ、「評価者と良好な関係を築くことが大事」(人事課担当者)とされる現行制度だから今回のような一連の不適正事案が起きたのだ、背任にもなったのだ。私たちはその反省から何かを学ぶ必要がある。職員のための制度が市民を犠牲してしまえば、本末転倒である。

(不謹慎ながら、私は「鬼滅の刃」を思い出してしまった。その鬼の組織(?)は、如何に上に好かれるかを至上命題とし、それで十二鬼月を目指す。鬼に「仲間」はなく、自分以外はライバルである。対する鬼殺隊は、客観的基準で柱が決まり、お館様ですら上下の関係ではなく役割だという。同じ目的に向かって「不滅の想い」を分かち合う仲間である。私はこれからのつくば市役所は鬼殺隊のような組織であってほしいと思う。よもや自己の利益のために市民を喰い物にしてはならない。私たちには全うすべき責務があるはずだ。)

公平委員会勧告について。請願の最初にも触れたが、この勧告は令和6年度中、当局(人事課)とやり取りを重ね、その結果に基づき出されたものである。つまり、令和6年度中の議会での答弁や記者会見等で繰り返していた「是正・改善している」という市の対策では不十分だったということを示している。

しかし勧告が出てもう5か月経つが、適正な労務管理に向けた措置は未だ何一つ講じ

られていない。相変わらず「適正にやるように」との周知しかされない。暴力事件後、福祉部が「気を付けて訪問するように」とだけ言っていたのと何ら変わらないのである。そして周知だけでは、それを聞かない人(不適切な管理職)がいる以上、ダメで、ちゃんと事後の確認が必要なのだ。市が今回の一連不適正事案を個人の責任問題だとすればするほど、人事課の不作為が問題になってくる。「個人」任せで放置してきたことが問題になってくる。それでは「他人事課(ヒトゴト課)」のままである。

(特殊勤務手当の問題を例に見ても、人事課予算として「手当支給対象職員数×出勤日数」で積算しているはずで、決算時に多少の誤差は許容されても、今回公表された金額は誤差の範囲を超えている(約1割)。人事課が適正に確認していれば早期発見ができたのである。あるいは発見していたが放置したのか。こちらも真相究明が待たれる。

(さらに言えば、もしこれが予算を超えていたら、仮にそれがたった1円であっても大事になるわけである。つまりは「予算より少ない分には問題ない」と、人事課も予算の枠だけで職員給与を考えていることがわかる。どこまでも組織的問題なのだ。)

どうか本当の意味で職員を守れる方法を考えてほしい。せっかく今入ってくる職員は皆優秀なのだ。何処でも十分活躍できる能力・可能性がありながら、志があり、つくば市を選んだのだ。どうか適正な人事評価で、どうか適正な労務管理で、つくば市民のために、職員を大事にしてあげてほしい。

もちろん我々は市民ファーストである。それは公務員であることの大前提である。しかしホワイトな職場にはホワイトな人が集まり残っていくが、「ホワイトだ、だってホワイトにしろと言っているから」という職場には、ホワイトな人も集まるだろうが、残るのは同じく「言う」人だけではないか。そして、いくら「言っても」それだけでは決してホワイトにはならない。(性善説は制度の礎には成り得ない。それは組織において危険な「砂の柱」に成り得る。)市民のために必要なのは「言う」人ではなく、実際にホワイトな人ではないだろうか。どうか確かな制度で、職員を、そして市民とその信頼を支えられるようにしてほしい。

職員の処分については、請願冒頭から結果論であると私は主張している。まずは真相究明が十分にされた後で、これら一連の不適正事案が組織的問題だと認定された後で、さらには虚偽公文書作成及び行使や背任等の刑事罰に相当するか警察当局とも十分に協議しその答えが出た後で、結果的に、そして平等な基準に基づいて行われるべきであると、私は考えている。現時点の市報告書では公平公正な処分は期待できず、そんな処分はただのパフォーマンス、あるいは見せしめ、あるいは再三繰り返しているトカゲのしっぽ切りに過ぎない。それでは問題の根本的解決にはなり得ない。

市長の処分について、私はつくば市民ではないので、それを論じる立場にないが、ひとつだけ市長の発言で整合性が取れず理解できないことがある。その限りにおいて進言する。一職員としてあるまじき行為かもしれないが、心理的安全性を感じているからと好意的に受け止めていただけることを願っている。その発言とは 070710 会見で処分について問われた市長が言った「同じ方向性」という言葉。(「当初に市長として初めて自分自身に処分を行いました。報告書の中で様々な内容が出ましたが、当時私が自分自身に処分を科したのと同じ方向性のものだったと思っていますので、現時点では新たに追加で処分をするということは考えていません。」が全文である。)

なお、その「処分」とは 060509PR 当時発表した「2か月減給 10%」というもの。これは令和2年に埼玉県春日部市で発生した同様事案(全庁的に2年間で約 7,000 万円もの未払い)での石川良三市長(当時)らの処分を参考にしたものと思われ、現時点までに

明らかになっている規模感で言うならば確かに五十嵐市長のは重いと言える。070710 会見では、つくば市と同じく生活保護法施行事務特別監査を受けた群馬県桐生市の荒木恵司市長が「6か月減給 30%」だったことを例に質問され、それに答えたものである。

当初処分発表が令和6年5月9日、当時は時間外勤務手当と特殊勤務手当の未払いに関するPRだけであった。社会福祉課の生活保護業務に関する報告を市長が受けたのは「今年(令和6年)5月20日」(060910 一般質問での答弁)、しかもそれは「第一報」であり、「調査結果の詳細」は「7月のプレスリリース前日」(同答弁)なのだ。

つまり、ここで考えられるのは、①070710 会見での市長は言葉足らずであり「結果的に」「同じ方向性のものだったと思っ」た可能性。あるいは②060910 答弁が事実ではなく、令和6年5月9日時点で社会福祉課・福祉部の一連の不適正事案を知っていて、公表しなかった可能性、である。私は立場上②で考えることができないので、①だと考えることにするが、だとしたら「処分の前借り」とも言え非常に先進的で他に例を見ないため、後学のため今後どこまでが「同じ方向性」になるのか知りたいとも思った。

市長の言葉を返すようで非常に恐縮だが、請願でも終始論じてきたように、生活保護の特別監査とは社会的に非常に重い意味を持つものであり、さらにその監査での虚偽は(少なくとも茨城県内)他福祉事務所への影響が大きいものであるため、まず職員を大事に思ってくださいって重い処分を課してくださったことには心より感謝であるが、生活保護の特別監査の社会的影響は「別の方向性」であるはずと私は考えているため、もし第三者による調査で全て真相が明らかになったら、どうか市民・国民のため市長の再考を願えたら、きっとつくば市民も幸いではないかと思う。

(本来ならば、直接お話するべきであったと思いましたが、きっとお忙しいので、記者会見や X を通じてお言葉をいただいていたものの、それでは私からお返事する術がなかったため、また請願でとってしまいました。ここにお詫びします。そしてつくば市役所の心理的安全性に感謝します。)

ただ、これも繰り返しになるが、令和6年2月7日時点で、社会福祉課・福祉部の監査での虚偽報告(及びその隠蔽)は、市長公室長・秘書課長・危機管理監まで届いていたので、その段階で適切に処理されていたら今は全く違ったものになっていたはずである。その3人なのか、松本副市長も含めてなのか、そこでどのような協議がされて(あるいはされずに)市長へ報告しなかったのか、その責任は重いと考えている。

※参考【つくば市職員の懲戒処分の指針】(抜粋)

1 一般服務関係

(2)遅刻・早退…【減給又は戒告】

(6)虚偽報告…【減給又は戒告】

(14)公文書不適切取扱

ア 公文書の偽造、変造、虚偽作成、毀棄…【免職又は停職】

(15)(14)以外で不適正な事務処理で公務の運営に重大な支障を生じさせること…【免職、停職、減給又は戒告】

(17)パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメントにより相手に著しい精神的又は身体的な苦痛をあたえること…【停職、減給又は戒告】

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスにより精神疾患に罹患させること…【免職又は停職】

2 公金公物取扱い関係

(8) 諸給与の違法支出又は不適正受給…【減給又は戒告】

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正…【減給又は戒告】

(2) 非行の隠蔽、黙認…【停職又は減給】

なお、当然ながら、処分量定においては、その「故意又は過失の度合い」や「非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上」判断するとあり、「加重」及び「軽減等」の記載もあるため、上記はあくまで参考ということになる。残念ながら「背任」は見つけられなかったが、手心を加えたり馴れ合いにならず、適切に処分量定されることを願っている。

※市報告書の公表について

最後に市報告書の公表過程についても触れておく。

市報告書は、令和7年6月23日に市HPにて公表され、同日記者会見が行われ、翌24日に請願審査特別委員会でも配布された。

公表の1週間前の070617会見で公表時期を問われ、「未定」と回答していた福祉部であったが(同月8日時点で070623会見の予定が入っていたことも確認済みであり)、請願審査特別委員会の一部会派の委員には事実、PRより事前に共有されていたようで、そうであるならば、070624請願委員会の予定が070617会見の直後に入ったことも頷ける。つまり、その時点で「報告書公表」→「翌日委員会」の流れができていたのである(→「不採択」とまでは断定していない、念のため)。

また、070624請願委員会でXから「県に提出済み」であるとの発言もあり、私はその場で「県が事前了承済みである」と思ってしまったのだが、後日県担当者に確認したところ、県がつくば市から提出を受けたのは令和7年6月23日のことで、同年7月時点でも県は「精査中」とのことだった。市報告書を事前共有されていた委員の皆さんなら、私と同じ「誤解」をしてしまう可能性も十分にあるだろう。(もちろん「誤解」だけで不採択にしたとは思いたくはないけれども。)

県はもちろんのこと、記者会にしても、これだけ内部で事前準備がばっちりでありながら当日会見では、40頁ある市報告書を読み込む時間もなく、十分に質問もできなかったのではないだろうか。これでは非常に不誠実と言わざるを得ないし、(強い表現をするなら)卑怯である。福祉部のこのようなやり方は私が在籍していた令和5年度当時と変わらない。市報告書全体の「改善」を疑問視せざるを得ないのが残念でならない。さらに070710会見を見る限り、記者の質問以上に、市(福祉部)が十分に回答できていなかったようで、本末転倒というか、残念だ。せめて調査されたオリジナルを原文のまま公表してほしい。

フェアにできず業務も十分にわからないのなら、第三者による調査に任せるべきであると私は思う。本当の「適正化」はまだまだ遠い。だから私は今回そこまで求めなかった。

最後に。社会福祉課が、生活保護業務が、「特殊」なわけではない。今回たまたま社会福祉課で問題が見つかっただけであり、問題はどこまでも組織的・構造的なものである。請願で見えてきたとおり、社会福祉課・福祉部の責任はもちろんだが、総務部(人事課)も、財務部も、会計事務局も、市長公室も、秘書課も、危機管理課(監)も、その全てに責任がある。そのどれか一つでも適正に機能していたら問題がここまでになることはなかった。

「あなたたちの中で罪を犯したことの無い者が、まず、石を投げなさい。」(ヨハネ 8:7)
つくば市民のために、どうか第三者による、聖域なき公正な調査をお願いしたい。

V. 前回の請願審査特別委員会について

いろいろ言いたいことはありますが、市議会議員(委員)の皆さんにはまた近々お会いできると思っていますので、そこにとっておきたいと思います。

今度はぜひ公開で話をさせていただけることを願っています。前回は多くの委員からお気遣いいただき残念ながら秘密会となりましたが、あの場だけお気遣いいただいてもつくば市の公益通報者保護は全く機能していないことは本請願で明白ですし、私も今更顔が出るくらい、「逆ハラスメント」と陰口を言われ続けることに比べれば、なんてことないので、次はどうか公開をお願いします。

また、それだけではなく、例えば家族介護料の問題等、秘密会をいいことに結局調査も今回報告もされませんでした。私の個人情報も口実に、市民の利益を損ねたのです。私はそれを看過できません。市当局は公益通報者ではなく、不適正を「保護」している。次はどうか公開をお願いします。

あともう4点。まず、前回の請願は何度か(委員皆さんのご指導もあり)訂正もさせていただきましたが、その度に黒田健祐議長からは修正指示がありました。「これを直さないと請願が通らなくなるかもしれない」と言われ、修正しました(結局「不採択」でした)。つくば市議会では伝統的に議長が修正指示をすることがあるとは伺いましたが、やはりあれは請願権の侵害ではないでしょうか。もし市議会にも、福祉部同様、慣習化している不適切なことがあるのであれば、どうか市民のため今後の是正をお願いしたいです。

次に、請願本文中でも少し触れました件です。小村政文委員長に何度か委員会での発言の機会をお願いしましたが、個人的に頼んだ際は無視、紹介議員を通して頼んだ際は「NO」でした。これも請願権の侵害であり、つくば市議会基本条例違反です。こちらもどうか、速やかな是正をお願いします。

3点目。前回請願が本会議において不採択となった令和7年6月27日、最高裁判所では生活保護費引き下げが違法だったとする歴史的判決が出ました。生活保護の問題を未解決のまま多数決で蓋をしたつくば市と、司法の判断で生活保護の問題を白日の下に晒した最高裁。非常に対照的で、私はドラマ SPEC の「人類の可能性を信じる者と閉ざそうとする者たちの戦い」という言葉を思い出しました。きっと生活保護制度は今後全国的に見直しがされていくことでしょう、それは保護費の額に止まらずずっと広がっていく。そして「明日の見えない生活困窮者(市民)」のために、生活保護は改善されていくことでしょう。どうか、つくば市もその流れに乗れますように。今「痛み」を知るつくば市にしかできない「改善」があるはずです。つくば市民のために、その中でも特に生活に不安を抱く市民のために、お願い申し上げます。

最後に。ここまでいろいろ言いましたが、最後に議員の皆さんへ一言伝えるならそれは「感謝」です。このような私の、全国的にもきっと異例となる請願に、それぞれ思うところはあったはずですが、それでも議論をしてくださいました。ありがとうございます。

この請願は「未来へ託す願い」です。全部で99頁あり、99は中国語で「久久=永遠」を意味します。いつか、どこかへ、届くことを願っています。

そして、全国のCW、そして全ての悩める公務員仲間への、私からのささやかなエールです。こんなバカもいます、あなたもどうか安心して是正改善を訴えていい。間違ってもいい、一緒に正していきましょう。市民のために。それが私たち公務員の責務だから。

C. 最後に(今後同様の問題を繰り返さないために)

最後まで読んでいただき、ありがとうございます。

市長から「第三者による調査をします」というたった 12 文字の言葉が欲しかっただけなのに、少々長くなってしまいました。市議会の議決を待っていただいてもいいですし、もしこれを読んで少しでも思うところがありましたら、先にご英断でも幸いです。それこそ効率化だとも思います。

請願本文中何度か「冗談じゃない」と語気を強めて書きました。誤解のないよう説明しますが、別に市議会の品位を傷つける意図はありません。これには引用元があります。「リーガルハイ」というドラマで主人公が裁判員裁判で「民意」について語る場面です。紹介します(一部改変)。

素晴らしい、さすが民意の体现者である検事の、実に素晴らしい主張です。

死刑にしましょう。現場での目撃証言はあやふやだけど、死刑にしましょう。押収された毒物も確たる証拠はないけれど、死刑にしましょう。証拠も証言も関係ない。高級外車を乗り回し、ブランド服に身を包み、高級料理を食べていたのだから死刑にしましょう。

それが民意だ。それが民主主義だ。なんて素晴らしい国なんだ。民意なら正しい。みんなが賛成していることなら、すべて正しい。

ならば、みんなで暴力を振るったことだって正しいわけだ。私のパートナー弁護士を寄ってたかって袋叩きにしたことも、民意だから正しいわけだ。

冗談じゃない… 冗談じゃない!

本当の悪魔とは、巨大に膨れ上がったときの民意だよ。自分を善人だと信じて疑わず、薄汚い野良犬がドブに落ちると一斉に集まって袋叩きにしてしまう。そんな善良な市民たちだ。

私はこのセリフで例えば前述の一連のケース診断会議を思い出しました。その他不適正事案もそうです、「みんなが賛成しているから正しい」とつくば市は不適正を繰り返してきました。皆で赤信号を渡ってきました。悪気のない職員の方が多かったのではないかと私は思います、「定時で早く帰りなきゃ」、「やり方が違ったら結果は同じじゃないか」等。でも、公務員である以上、法は守らなければいけない、それが市民のための最善になるはずだから。

だから私は市民からしたら正に「冗談じゃない」という気持ちだと思い、それを引用しました。

ちなみに、このセリフの後、主人公は今度は裁判官に向き直って次のように続けます;

民意などというものによって一人一人を死刑にしようというのなら、すればいい。

しかし、あなたがた5人は何のためにそこにいるんですか。民意がすべてを決めるなら、こんなに格式張った建物も、権威づいた手続きも必要ない。偉そうにふんぞりかえってる、じいさんもばあさんも必要ない。判決を下すのは、断じて国民アンケートなんかじゃない。我が国の碩学であられる、たった5人のあなた方です。どうか、司法の頂点に立つ者の矜持を持って、ご決断ください。お願いします。

確かにここは市議会で、もしかしたら「民意がすべて」なのかもしれません。なので、何を言っているんだろうと私自身も思います。ですが、061218 請願委員会で塩田尚議員のお言葉のように「市議会と市役所の役割は違う」わけで、市役所がポピュリズムに染まるならば、日本は法治主義であることを市当局に再認識させるこそ市議会の役割なのではないでしょうか。

同じドラマからもうひとつ。第2期の最後にライバル弁護士に向けた主人公の言葉を。

「皆を幸せにしたい、ウィンウィンにしたい。」

だが君がやっていることはウィンウィンじゃない。

小さなルーザーをたくさん作って、君一人がウィナーになることだ。

私は「ひどいことを言う」つもりはないのであえて「本性」までには触れませんが、「醜さを愛」する必要はつくば市にもあると思います。「今お話にあったように、間違いは私も含めて当然します。

まずは、それをそのまま出すことが大事だということを、言い続けています。」(060913 会見)は市長のお言葉ですが、同感です。まずは「間違いを認める(=醜さを愛す)」覚悟が必要です。

「全ては個人の責任に」という今のつくば市役所の文化も正にこれです。誰かがウィナーになるために誰かが切られます。でも、私たちが考える「ウィン」は市役所内のそれじゃない、市民のそれであって、仮に「ウィンウィン」を目指すなら、それは市民と市役所の関係においてです。市役所内での足の引っ張り合いは市民には何の益にもなりません。それこそが組織の問題です。

2000 年以上前、一人の大きなルーザーになって他の皆をウィナーにしようと夢想した青年がいました。その足元にはちっとも及ばないけれど、どうか私のこのルーズが何か社会の役に立てることを願ってやみません。

最後の余談になりますが、この駄文を書く間、Coldplay の「Viva la Vida」を聴いて鼓舞し、宇多田ヒカルの「誰かの願いが叶うころ」で癒されていました。(「冷たく cold・あしらわれて play」という意図はありません、悪しからず。私だけでも「正直な言葉」を届けなくちゃ、という気持ちは否定しませんが、「美しき生命」、テーマが生活保護でもありますし、どこまでも生命賛歌のつもりです。)

後者には次のような一節があります；

「今さえあればいい」と言ったけど そうじゃなかった

私も

いくつになっても最前線の窓口に立てているのは公務員冥利に尽きると感じています。ただ一方で次の世代の職員のことや、(以前ことも関係や学校関係の部署も経験したこともあって)子どもたちの将来のことも気になっています。私に何が残せるか。

市報告書の一連の問題は、多くの関係者が「今さえ良ければいい」と考えた結果です。その時だけ、その日だけ、その年だけ、その4年間だけ、と考えた結果です。

たとえ現実に「みんなの願いは同時には叶わない」としても、市役所が、市議会が、いつだって優先すべきは市民のウィンであり、市民の願いです。

もっと長い目で行くつくば市のことを見てください。もし本請願が全く相手にされなかったとしても、私はきっといつか誰かに意味を持つと信じています。もしかしたら大きな市民運動に繋がるかもしれないし、もしかしたらいつか悩んだ若い職員の小さな支えになるかもしれません。有名な台詞をもじるならば、『不採択』は無意味を意味しません。(チ。地球の運動について)

敵は手強いですよ。

あなた方が相手にしているのは僕じゃない、異端者でもない。

ある種の想像力であり、好奇心であり、畢竟、それは知性だ。

一組織が手なずけられるほど、可愛げのあるものじゃない。

そして、できたら少し広い目で行くつくば市の外も見てください。福祉業界でつくば市を一步出ると、そこではつくば市は「生活保護(不正)のまち」です。群馬県桐生市がその問題に向き合って結果を出した今、次の注目の的がつくば市です。

生活保護に係る不適正事案は全国で起きていて、つくば市と類似事案も数多く起きています。いつかどこかでそれが大事になったとき、つくば市も再度掘り返される可能性は非常に高いです。そうなったときに今回の隠蔽は確実にバレます。国や県が本気を出せば容易なことです。

そしてバレるだけでは済まず、「つくば市があの時きちんとは是正をしなかったせいで」、全国の「苦しまずに済んだかもしれない国民・市民が苦しみ傷ついてしまう」蓋然性が高いことも想像に難くありません。つくば市だけがウィナーになろうとした結果、多くのルーザー(犠牲者)を生んでしまうこととなります。そんな自分勝手は粹じゃない、そんな「世界のあした」は見たくない。

我々は公務員で皆さんは議員です。その共通点はどちらも市民のために働けるということです。どうか自分本位な考えは一度横に置いて、私たちの本分に立ち返りませんか。

最初に紹介した(ドラマの)台詞には、その間もあります。

だが、世の中には、ドブに落ちた野良犬を平気で助けようとするバカもいる。己の信念だけを頼りに危険を顧みないバカがね。

そのバカのおかげで、今日一人の証人が民意の濁流から抜け出して、自分の意志で証言をしてくださいました。それはたった一人かもしれませんが、確かに民意を変えたのです。

私はバカです。異端者です。でもつくば市においては歴史の証人です。あるいは「怪獣」です。

(バカはバカなりに、使い道はあったらろうに、とは思いますが。誰かの言葉ではありませんけど。)

今の私では民意を変えることができないかもしれません。今のつくば市では市報告書の方が支持されるのでしょうか。しかし5年、10年、いやもしかしたらもっと長い期間で、その歴史を振り返ったときに、私の報告書(地動説)は意味を持つと信じています。それがきっと「託す」ということ。

「託す」とか「任せる」とか一見、聞こえはいいですけど、実際、他人が自分の思い通りに受け継ぐなんてわからない。それどころか、反論をされる可能性もあるわけで、だから託すなんて不安で、とても希望とは思えない。

で、でも、実は、寧ろ反論や訂正をされることが託すことの、本質というか…。

自分の思い通りにいかない誤解とか事故とか予想外の存在とか、それこそ…教徒にとって、異端者が。天動説にとって、地動説が。

そういう他者が引き起こす振れが、現状を前に向かわせる希望なのかもしれない。

最後に。同じ堺雅人主演の「半沢直樹」からも私を支えてくれた言葉を紹介します。彼が部下から「信念」について聞かれて答えた言葉です。私には他人事に聞こえなかった。

(ちなみに、他人の言葉を引用して話すのは三流、とどこかで読みました。何を言うかではなく、誰が言うかだけで判断されるド三流市役所への「倍返し」として、私もたくさん引用してみました。いつかつくば市の心理的安全性が高くなるといいですね。今のつくば市でそれは、謀反人を炙り出すための踏み絵でしかない。言論の自由は、生存権と並ぶ、日本国では大事な人権です。)

一つ、正しいことを正しいと言えること。

一つ、組織の常識と世間の常識が一致していること。

一つ、ひたむきで誠実に働いた者がきちんと評価されること。

当たり前だよ。その当たり前が今の組織はできてない。だから誰かが戦うんだ。

(「原因は何でしょうか」と問われて)

自分のためだけに仕事をしているからだ。仕事は客のためにするものだ。

ひいては世の中のためにする。

その大原則を忘れたとき、人は自分のためだけに仕事をするようになる。

自分のためにした仕事は、内向きで、卑屈で、醜く歪んでくる。

そんな連中が増えれば、当然組織は腐ってくる。組織が腐れば世の中も腐る。

お前はこれからいろんな相手と戦うことになるだろう。

だがな、最初の敵はいつも自分自身だ。

なお、繰り返しですが、本請願は前2度の請願に新たな事実を加えた、新たな請願です。

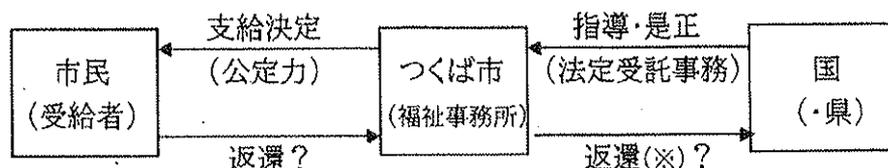
市議会議員の皆さまの変わらぬ情熱には相変わらず甘えつつも、つくば市の碩学であられる皆さまの見識とそして好奇心と少しの勇気を持って新たな議論をしていただけますこと期待して、私の結びの言葉とします。もし今は「NO」でも、いつかの未来に託して。つくば市(世界のあした)に必要なものはどうか、現状を保持する「血」ではなく、世界を変える「知」であってほしい。

【別添】(補足)

令和8年2月6日、茨城県監査委員より、「生活保護費負担金の返還請求権の行使に係る住民監査請求」に係る監査の結果が公表されました。(詳細は添付のとおり)

それを受け、請願7第5号中の「新たな500件」(2頁目等)及び「第三者によるチェック機能が有効に働いていない」(3頁目等)に関係する該当箇所の補足をいたします。以下説明します。

- ▶ つくば市が向き合うべき、ベクトルの異なる2つの関係「対市民(受給者)」と「対国(・県)」
5年間で「500件」超にも上る、実施要領に基づかない文書料支給問題については、下の図が示すように、つくば市(福祉事務所)は受給者と国に挟まれているのであって、その2つの関係それぞれにおいて、市の対応と説明が求められる。



(対市民と対国の双方で「返還」の問題があるため、その違いを意識して議論する必要がある。※対国での「返還」は厳密には「国庫負担金の精算」を指す。)

市はこれまで¹、対国の関係についてのみ、その対応を説明している(以下引用↓);

「この点については、現在県にも確認しており、現時点では返還対応や事務処理の全てをやり直す対応ではなく、誤ったケースについて関係通知に基づく支出根拠を明確にしておくということを指示されております。」

対市民の関係においては、支給された受給者は返還が必要かどうか、市は現時点で説明していない(対市民で説明してきたのは過支給のみで誤支給はまだない)。これは市民を法的に不安定な状態に放置することになり、速やかな対応が必要である。次に説明する。

- ▶ 公定力によって支えられている不安定な「対市民」関係 未だ果たされていない説明責任

県住民監査結果で述べられたのは、実施要領に基づかない「500件」超の支給(=行政処分)には公定力²がある、ということ。公定力が認められた状態とは、受給者にとって、いつでも処分が取り消される非常に不安定で不安な状態である。

したがって、まずは返還の必要性の有無の説明を、そして仮に受給者に返還を求めないとしても、「なぜその処分が残っているのか」「どのように整理するのか」について、市に説明責任は残る、ということになる。市はこれまでこの点について何ら説明をしてきていない³。

¹ 令和7年11月11日市長定例会見、同年12月3日市議会一般質問答弁等。

² 行政処分はたとえ違法なものであっても、重大かつ明白で当然無効でない限り、適法に取消されるまで有効として扱われる。

³ 「公定力(行政法)」とは、「無罪推定の原則(刑事法)」にも例えられるだろう。両者とも、最終的な「取り消し・有罪無罪」が確定するまでは、現状(処分有効・無罪)を「一応」正しいものとして扱うもので、法秩序の安定性を重視している点も共通である。

即ち例えるならば、被疑者(=つくば市)は現時点で罪状認否を明らかにしないまま(=「500件」の不正支出について市民への説明をしないまま)、「今は更生(=改善)済んです。もうしません」とだけを繰り返している状態ともいえる。「今は更生」ってことは、前は違法だったってことだよな?と本請願は、既に3度不起訴(=不採択)とした検察(=市議会)へつくば市を裁判(=第三者委員会)にかけてほしい、と訴えている(請願審査特別委員会はさしあたり検察審査会ということになる)。更生はもちろん評価されるべきことだ。しかし、被害者が複数いて(受給者・市民・県・国・国民)、余罪も多い(市報告書だけでも7項目)。過失のみならず故意もある(監査虚偽指示や重度障害者加算隠蔽削除の例等)。せめて「起訴」だけでも行うべきではないだろうか。

「一応」正しいものとして扱うもの」という砂上の神輿と一緒に後生大事に担ぐことが市議会の役目なんだろうか。その姿勢は果たしてつくば市民の安心や幸せにつながるだろうか。

▶ 市と県で再び整合性の取れない説明の「対国」関係 県からの指示はあるのかないのか

市はこれまで前述のような説明を繰り返しているが、今回県住民監査結果によれば、県は「県からつくば市に対し、返還対応や事務処理をすべてやり直すことを否定する指示は行っていない。」として、市の従来の説明を否定ないし修正している。

この「新たな 500 件」が市報告書に記載されなかった経緯についても、前回は報道から引用した令和7年12月の定例会見での市長の言葉を、改めて市公式会見録から引くなら；「少なくともこれまでの県とのやりとりの中では、件数について報告書に記載すべきというような指導は一切なかったということは、繰り返し申し上げ、強調しておきたいと思えます。」

となるが、対して県は；

「つくば市福祉部が令和7年6月に公表した『生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告書』(中略)については、つくば市福祉部自らが作成し公表したものであり、県は作成に際し関与していない。」

として、真正面から否定されている⁴。

市が行うべきは、存在しない指示が存在しないことを強調すること(意味不明)ではなく、法定受託事務として、「県・国から実際にどのような指示があるのか」、「市として、その指示にどう対応している(した)のか」を丁寧に情報開示もして、誠実に説明することではないか。

そして、「市の判断として国に返還するのか」、あるいは「国・県からの具体的な返還指示があるまでは返還しない判断を市としてするのか」の態度決定及び説明が必要である。

▶ 「新たな 500 件」を市として報告書に記載すべき理由

さらにこの「500 件」について、市報告書に具体的な記載(=県住民監査結果で示されたような件数・類型、その影響・整理方針等)がないことは、軽微な欠落ではなく、むしろ公定力の観点から重要な問題であると言える。

行政処分が原則として有効に扱われる以上、「どの範囲で、何が起きて、それをどう整理するか」は、受給者への説明、市民への説明、議会への説明の大々々前提となるはずだ。

またそもそも「500 件」とは本当は何件だろうか。市執行部に質問する前にまずは委員のどなたかに答えていただきたい。ちなみに県住民監査請求で明らかになった件数は 543 件(令和元年度から令和5年度まで)である。しかし市公表(12 月会見)は 550 件(期間不詳)である。さらに市報告書 15 頁によれば、「本来の運用を徹底すること」にしたのは「令和7年1月から」とあり、では令和6年度の件数は？さあ、委員のどなたか正確に答えられますか⁵。

つくば市は公定力に甘えず、行政機関としての矜持と責任を持って、改めて報告書を作成し直す必要があるだろう⁶。

⁴ 会見でどうしても何かを強調したかったなら、それは「県の関与は一切なかったこと」にするべきだったと思われる。それは同時に「『500 件』を報告書に記載しない判断をしたのは市単独の責任であったこと」を強調することにもなる。明らかにその方が責任の所在ど、今後すべき(あるいは既に済ませておくべきだった)対応が明確になったと思われるが、いかがだろうか。ぜひ今後の定例会見等の想定問答の参考にしていただければ幸いである。市民は黒に近い灰色ではなく真白い言葉が聞きたいはずだ。

⁵ 「なんか意地悪」な質問に聞こえてしまっただろうか。だが「報告書で全て明らかになっている」と不採択にするなら、ぜひ答えてほしい。「大変失礼」なのは重々承知だ。「暗い話」かもしれない。しかしこれほどこまでも市民のため、法のための請願なのだ。

⁶ 「公定力で相手方(ここでは受給者)の権利が動かないからと、行政がその違法性を認識したまま処分を有効として放置する」なんて一体いつの時代のやり口だろうか。もちろんその方が問題は顕在化しにくいのは確かだろう。隠蔽も容易いだろう。監査で県が見たら「500 件超」あったのに、市判断で報告書にはたった 12 件しか記載しなかった、まさにこの件のように。

仮に(これまでも何度も言っているように)生活保護をすべて市の予算で賄っているのなら、市議会がそれを追認するのなら、最悪それもアリかもしれない。しかし残念ながら、生活保護費の4分の3は国の負担である。「財布」が違う。市(行政)と市議会では「ま、いっか」では済ませられない問題なのだ。「大変失礼ながら」、本当は決して不採択では済ませられないはずの問題なのだ。

▶ 市の事務懈怠でまたしても働かなかった第三者によるチェック機能

今回の県住民監査請求が棄却となった理由は、つくば市が問題認識後1年半以上経った現時点でもなお、文書料支給の違法な行政処分を適法に取消していないため、県は市に対する返還請求権を持たないから、であり、結果的に市の事務懈怠により県住民監査請求は機能しなかったことになる。

昨夏の市住民監査請求が棄却された理由も、生活保護費の誤支給は違法・不当な公金の支出に当たるとしながらも、市が返還決定を行っていないため損害が確定していない、というもので、同じく市の事務懈怠により市住民監査請求も機能しなかった⁷。

しかし同時にそれぞれの監査結果はとても重要な意見をつけている⁸；

県：国の基準に反した、つくば市の不適切な取扱いが長期間続いていたことを、県の監査で確認できなかった点を「大変遺憾」とし、県に監査の在り方の見直しや指導徹底を求める。

市：市政への信頼を大きく損ねた点を明記し、返還手続きの丁寧・迅速な実施、監督職員の点検体制、マニュアル整備、研修、再点検の検討などを市に強く要望している。

前回の請願審査で、市の虚偽回答をすっかり棚に上げたまま、絶大な信頼を得ていた、県による監査が、県監査委員から見直しを求められた点は特に重く受け止めていただきたい。生活保護法施行事務監査は現時点で市・県双方の責任で十分に機能できていない。今回県住民監査でも明らかのように、市も県も責任の擦り付け合いをしている真っ最中なのだ。

▶ 最後に(新たな結びに代えて)

つくば市では、上下水道料金改定のような、決して「人気のある政策」とは呼べないものは、その「責任」を果たすのに数十年もかかった。私の請願も確かに「不都合な真実」だとは思いますが、いつまで目を背け、問題を無責任に先送りできるのだろうか⁹。

令和4年5月31日の行政改革推進会議での政府報告書¹⁰では、行政の「無謬性神話」が議論されていて、「長きにわたり存在してきた課題」¹¹とも評されている。国は疾くの疾うに変わり始めていて、つくば市は今も公定力のぬるま湯に頭まで浸かり神話の時代に生きている。そろそろ逆上せないものか心配になる(違った意味で逆上せてないかも心配だ。)

⁷ 百歩譲って確かに当時はプレスリリース直後だったという弁明も立つかもしれない。しかし、時期を改めて令和7年春にも住民監査請求があったが、今度は「違法・不当な財務会計上の行為を知ることができた時点から時間が経過し過ぎている」ことを理由に却下されている。

これだけ市の落ち度・怠慢(まさか故意もあるのか?)のせいで、第三者によるチェックが悉く「機能できない」ことをまざまざと見せつけられながら、一方市議会からは「第三者によるチェック機能があるから第三者委員会は不要」と言われているのだ。

ブラックユーモアが過ぎて、全く笑えない。これではただのブラックだ。(市職員の労務管理の話だけではない、悪しからず。)

⁸ 非常に興味深いのは、一連のつくば市生活保護不正問題をこのように「外部」の「専門家」が評価すると、とても深刻である、と受け止められるのに、「大変失礼」ながら「専門家」ではない市議会議員が評価すると、非常に対照的に、楽天的とも言えるほどに軽く受け止められているという、この温度差である。

安易な批判ではない。実に興味深い。私は典型的な文系人間であるため、もしこの請願が数学的な、あるいは科学的な内容であったなら、迷わず「専門家の第三者に検証を任せましょう」と言うと思う。そのくらい専門以外の分野に自信は皆無である。請願審査のために必死に勉強はすると思う。しかし、どれだけ勉強しても専門家にはなれないから、任せたいと思う。任せた結果、もし専門家も私が考えていた結論と同じ結論だったら、それはそれで嬉しいが、任せて無駄だったとは思わない。違っていたら、それこそ任せてよかったと思うはずだ。

市民目線の安心感でいったら比べ物にならないだろう。それこそがあるべきお墨付きだと思う。「民意」という皮を被せられた多数決では「(法的)正しさ」は決められない。

これまでの委員会の討論全てを見てきた上でのお願いです、重ね重ね、専門家である第三者に検証をらせてほしい。今のままでは誠に残念ながら、請願の不採択を重ねる度につくば市と「専門家」の温度差は広がるばかりだ。

⁹ 「不都合な真実」とは実に言い得て妙な言葉である。映画「不都合な真実」で「これは政治的な問題ではなく、モラルの問題だ」と言っている。ならば私はこう言おう、「これは政治的な問題ではなく、法の問題だ」と。安易な信仰で議論はできない。

¹⁰ アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言～行政の「無謬性神話」からの脱却に向けて～

¹¹ 平成9年の行政改革会議の最終報告の「時代環境がめまぐるしく変化するなかで、行政のみに無謬性を求めることは、その政策判断の萎縮と遅延、先送りを助長することになりかねない」の部分を引用している。

しかし、そのような厳しい選択を乗り越え、責務を果たしていくための原動力こそ「希望」だと、この点は私も同感する。

もちろん、行政だけの力では解決できない問題かもしれない。市報告書やその後の会見・議会答弁を見る限り、解決できていないのは悲しいかな事実だ。だからこそ私は、第三者による検証を求めている。さらには、市議会に請願を出して「行政や市議会がやってくれるのを待つ」だけで終わりではなく、当事者意識と公務員としての誇りを持ち、県内他福祉事務所に今回の県住民監査請求結果の送付もした。最適解を導き出せるように、広く対話を重ねていきたいと思う。さらにつくば市の悩み挑戦する姿勢で、生活保護適正化の「つくばモデル」になれると信じたい(よもやよもや不甲斐なく県内他自治体に先を越され、つくば市だけは隠蔽体質のまま、生活保護不正「つくば事件」にしてしまうようなことはあって欲しくない)。

つくば市本来の可能性を信じ、市民一人ひとりの幸せと、持続可能な未来のために。議会の皆さまのご理解とご指導をお願い申し上げるとともに、2026年も生活保護の適正化・市役所全体の健全化に全身全霊を捧げることをお誓い申し上げ、私の請願といたします。

(添付資料)

- ・ つくば市に対する生活保護費負担金の返還請求権の行使に係る住民監査請求
監査結果(令和8年2月)¹²

¹² この監査結果に問題がないわけではない。あえて点数をつけるなら、50点。及第点…に少し及ばず程度だ。問題点の例を挙げるならば、例えば次の2点だろうか;

・ 県は「つくば市が処分を取り消していないから返還請求権がない」と主張し、市は「県から返還指示がないから返還しない」と答弁するという、相互に責任を回避する構造を監査委員が見抜けていない(あるいは見て見ぬふりをした)点は、住民監査請求の制度的信頼を著しく損なうものである。

・ 国の支出基準に反した支出は、単なる手続的瑕疵ではなく、支出の法的根拠そのものを欠く問題であるから、「結果的に文書料を市が負担しているから同じこと」という論理は、行政手続の意義を形骸化させてしまうものである。

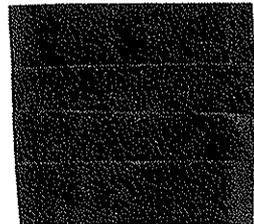
まだ他にもあるだろう。これが、第三者による検証を必要としない理由のひとつに挙げられた、「第三者によるチェック機能」の実態である。どうか再考をお願いしたい。法とはこれまでの「希望」の結晶のひとつの形でもある。どうか市民のために尊重を。

つくば市に対する生活保護費負担金の返還請求権
の行使に係る住民監査請求

監査結果

(令和8年2月)

茨城県監査委員
同
同
同



【目 次】

第1	住民監査請求の内容.....	1
1	請求人.....	1
2	請求人代理人.....	1
3	茨城県職員措置請求書の提出.....	1
4	請求の概要.....	1
第2	請求の受理.....	5
第3	監査の実施.....	5
1	証拠の提出及び陳述.....	5
2	監査対象事項.....	6
3	監査対象機関.....	6
4	監査対象機関への監査内容.....	6
5	監査対象機関の見解.....	6
第4	監査によって確認した事実.....	10
1	つくば市による「検診命令を経ない不適切な診断書料支給」について	10
2	つくば市による「検診命令を経ない不適切な診断書料支給」が判明した 経緯について.....	12
3	県がつくば市に対して生活保護費負担金を支出するまでの一連の流れ及 び当該手続に係る法令等の定めについて.....	14
4	つくば市の「不適切な診断書料支給」に係る県費支出件数等について	15
第5	判断.....	16
第6	意見.....	17

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

茨城県牛久市 [REDACTED]

2 請求人代理人

東京都渋谷区 [REDACTED] [REDACTED]

(委任期間 令和7年12月25日から一切の手続が完了する日まで)

3 茨城県職員措置請求書の提出

令和7年12月9日

4 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」(以下「措置請求書」という。)による請求(以下「本件請求」という。)の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整した。

また、事実証明書の記載は省略した。

(1) 請求の趣旨

地方自治法第242条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり住民監査を請求し、茨城県知事が、つくば市に対する生活保護費負担金の返還請求権を適切に行使していない「財産の管理を怠る事実」について監査のうえ、是正措置を講ずるよう勧告されたい。

(2) 請求の対象となる行為・不作為

ア つくば市が、生活保護法第28条に基づく検診命令を発出することなく、障害年金申請等に必要な診断書料その他の文書料を、一時扶助として生活保護費から支給していた違法な事務処理(以下「本件違法支出」)。

イ 上記違法支出のうち、生活保護法第19条第2項(現在地保護)が適用される被保護者分について、同法第73条第1項第1号に基づく生活保護費負担金として茨城県がつくば市に県費を交付していた行為。

ウ 令和6年度に実施された茨城県によるつくば市生活保護法施行事務監査(以下「県特別監査」という。)における調査結果を踏まえ、翌令和7年度監査結果通知書において、本件違法支出が令和元年度以降500件超に及ぶことが明らかになったにもかかわらず、茨城県知事がつくば市に対する過払い負担金の返還

請求や交付決定の遡及的取消し等の措置を講じていない不作為。

(3) 事実経過 (概要)

ア 検診命令を経ない診断書料支給の存在

つくば市福祉事務所では、令和6年1月16日以前、障害年金申請等に必要な診断書料について、本来必要な生活保護法第28条の検診命令を发出せず、一時扶助として現金支給する運用が恒常的に行われていた。つくば市が茨城県へ提出した「令和7年度生活保護法施行事務監査資料」には、以下のとおり明記されており、市自身が過去運用の不適正を認めている。「障害年金申請のための診断書料についての検診命令の取扱い等について、一時扶助による支給運用から、令和6年1月16日以降、保護の実施要領及び別冊問答集に基づく検診命令による運用に是正した。」

イ 令和元年度以降の不適切支出が500件超

令和6年度の県特別監査において、茨城県はつくば市に対し、一時扶助による文書料支給状況の資料提出を求め、つくば市はこれに応じた。その調査内容を踏まえ翌年度に作成された「令和七年度 監査結果通知書」には、以下のとおり記載されている。

「局長通知第11-4-5等の関係通知に基づかない文書料の支給については、令和元年度以降の事例が500件を超過していたことが新たに認められ、令和6年度に行われた調査が不十分であると言わざるを得ない。」

ウ つくば市議会での公式認定 (令和7年9月 請願特別委員会)

委員が「診断命令書が出ないと診断書料を払えない運用になっているはずだが、それができていなかったというのが500件ではないか。」と質したのに対し、社会福祉課長は「その運用誤りが500件である」と答弁した。したがって、500件超とは単なる文書料ではなく、「検診命令なしで診断書料等を一時扶助として支給した件数」であることが市の公式見解として確定した。同課長はさらに、前年度の資料を県に提出したこと、県から「関係通知に基づかない支給」と認定されたこと、「500件超」という件数は県が市提出資料を基に算出したものと考えたと説明している。

エ 法73条適用かつ検診命令欠如の具体例 (端緒資料)

情報公開請求により入手した資料から、以下の3ケースについて、「令和元年～令和五年の間に生活保護法第19条第2項(現在地保護)の適用歴がある」かつ「同期間に検診命令を経ずに診断書料が一時扶助で支給されていた」ことが確認された。

・ケース番号31485 ・ケース番号32956 ・ケース番号33908

これらは、「73条対象者にも検診命令なき診断書料支給が存在した」ことを示

す現物資料であり、500件超の中に多数の73条該当事案が含まれることを強く推認させる端緒資料である。支給日と73条適用期間の完全一致は行政調査により容易に確認可能であり、住民側が特定できない部分こそ監査委員が調査すべき領域である。

オ 市内部の情報秘匿・矮小化の疑い

課長は議会で、「業務の運用手続が誤っていたことは市長に報告したが、500件という件数は報告していなかった」と答弁した。つくば市が令和6年7月に公表した報告書には、文書料誤支給を十数件と記載し、500件超の事実を全く記載していない。市内部で本件が意図的に矮小化され、市民・市長に伝えられていなかったことが推認される。

カ 令和7年12月議会における県の不作為の明確化

議員の「500件超の不適切支給は返還すべきではないか」との質問に対し、福祉部長は、「現時点で県からは、返還対応や事務処理を全てやり直すような指示ではなく、『支出根拠（支出環境）を明確にしておくこと』との指示を受けている。」と答弁した。これは、県が現時点まで返還請求等の是正措置を全く講じていないことを、市の答弁を通じて事実上認めたものである。

(4) 違法・不当と考える理由

ア 本件違法支出の違法性

診断書料は本来、行政が行う調査費用であり、検診命令（生活保護法第28条）が必要である。検診命令なしの一時扶助処理は法的根拠のない公金支出であり、つくば市自身が令和6年1月16日に是正していることから、過去運用が違法であったことは自認されている。

イ 73条対象分に県負担金が実際に含まれていること

前記3ケース（31485・32956・33908）は、73条対象者に対し検診命令なし診断書料が支給されていた事例であり、その期間に交付された県負担金には違法支出が含まれた可能性が極めて高い。これらは、73条該当者にも違法支出があるという「端緒」であり、500件超の中に同様の事案が多数存在することを推認させる「サンプル」として重要である。これは監査委員が全件調査すべき合理的理由となる。

ウ 違法支出に基づく県負担金は不当利得であり返還請求が必要

違法支出を前提に算定された負担金に法的根拠はなく、県はつくば市に返還を求める義務を負う。つくば市は県監査に対し虚偽説明を行っていたと報道されており、善意受領者とは到底いえないため、信義則上も返還義務は免れない。さらに本件は「違法な支出に基づく返還請求」であり、行政裁量の範囲にとどまらず、裁量の限界を超えた不作為として違法性が認められる。行政庁が違法な

補助金・負担金の交付決定を行った場合には、当該交付決定を遡及的に取消し、不当利得として返還請求を行う義務を負うとする最高裁判例（最判昭和62年9月10日等）に照らしても、本件返還請求権は法的に確立している。

エ 茨城県知事の不作为は「財産の管理を怠る事実」に該当

県は令和6年度監査で本件違法支出を知り得る立場にあり、令和7年12月議会では、返還請求等の具体的措置が一切講じられていないことが明らかとなった。これは県が返還請求権という財産を行使せず放置している状態であり、地方自治法第242条第1項第3号にいう「財産の管理を怠る事実」に該当する。また不作为は現在も継続しており、1年期間制限の適用はない。

オ 金額・対象者の個別特定について

住民側では500件超のケース番号・金額・73条該当の有無を特定することは不可能であるが、つくば市は県に当該資料一式を提出しており、県も把握している。よって監査委員が調査権限を行使すれば容易に特定可能である。住民監査請求制度は、住民に完全立証を求める制度ではなく、「違法・不当の疑い」を提示し、監査機能を喚起する制度であり、本件はその要因を十分に満たしている。

(5) 監査委員に求める措置

ア つくば市が令和元年度以降に支出した診断書料等のうち、(ア)検診命令を経ずに一時扶助として支給されたもの、(イ)その中で生活保護法第19条第2項（現在地保護）に該当するもの、をつくば市から県に提出済みの資料及び生活保護システムデータにより精査し、茨城県が交付した負担金額を特定すること。特に31485・32956・33908と同種の事案が他に存在するかを重点的に調査すること。

イ 特定された負担金について、茨城県知事がつくば市に対し、遡及的な交付決定取消し及び不当利得返還請求を行うよう勧告すること。また、つくば市の虚偽説明等を踏まえ、信義則上の時効援用制限や任意返還協議など回復措置を検討させること。

ウ 検診命令の運用及び文書料支給事務が県内市町村で適切に行われているかを点検し、必要な指導監督体制を強化すること。

エ 監査結果及び是正措置の実施状況を県民に公表すること。

(6) 事実証明書

ア つくば市「令和7年度生活保護法施行事務監査資料」該当部分

イ 茨城県による特別監査および令和七年度監査結果通知書の該当部分

ウ 500件超不適切支給に関する報道記事

エ 令和7年9月つくば市議会請願特別委員会議事録（質疑応答部分）

オ 令和7年12月つくば市議会議事録（ 福祉部長答弁部分）

カ ケース番号31485・32956・33908の関連資料（個人情報マスキング済）

第2 請求の受理

本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する法定要件を備えているか、監査委員が審査を行った結果、令和7年12月22日、法定要件を満たしていると判断して、請求を受理することを決定した。

なお、請求人はつくば市の「令和元年度以降の不適切支出が500件超」存在し、「その期間に交付された県負担金には違法支出が含まれた可能性が極めて高い」旨主張しており、請求の対象となる財務会計上の行為を個別的、具体的に適示しているとまではいえない。

しかし、令和6年度のつくば市の生活保護被保護世帯は、月平均で約1,100世帯であり、そのうち県負担金の対象となる生活保護法第73条該当被保護世帯が約50世帯（割合約4.5%）であることを踏まえれば、500件超の中に、請求の対象となる事案が含まれる蓋然性が高いことから、本件請求は、監査委員が違法性、不当性の有無を判断し得る程度には財務会計上の行為を特定しているものと判断した。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年1月9日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりであった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

（陳述の要旨）

- (1) 行政の仕事は、正確さと公平さが土台である。その土台が揺らぐと、結局は現場職員も、住民の方々も、どちらも損をする。今回の件は、その「土台」の話だと捉えている。
- (2) 生活保護業務において、法令や通知で前提とされる手続きを欠いた支出が、長期・多数にわたり生じていた疑いがあること、そしてその疑いを前提に県が把握し得た情報があるにもかかわらず、県としての回復・是正が十分に検討されたのが外から見えない。
- (3) 憶測で「ストーリー」を作って語ることは避けたいと思っている。だからこそ文書とデータに基づく確認が必要だと考えている。

- (4) 住民監査請求は、市民が全てを特定し尽くして結論まで出す制度ではなく、監査権限によって事実関係を明らかにし、適正な財務処理へ戻すための制度だと理解している。市民側で把握できない部分、例えば、対象の全件特定や、支出と交付の突合、金額確定などは、監査権限のもとで確認できる領域である。そこを丁寧に確認していただきたい。
- (5) 県内全福祉事務所へ行政文書開示請求をして、その都度県へ住民監査請求を行うのは現実的ではない。どうか本件を契機として、県内全福祉事務所の再点検を強くお願いしたい。
- (6) 「内部の努力」も否定しないが、限界があると感じる局面もあった。だからこそ、外部の手続きの中で、客観的に検証されることに意味があると考えている。

2 監査対象事項

本件請求において摘示された、つくば市に対する生活保護費負担金について、茨城県知事が返還請求権を行使していない「財産の管理を怠る事実」が存するか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象機関

福祉部福祉人材・指導課（以下「福祉人材・指導課」という。）を監査対象機関とした。

4 監査対象機関への監査内容

福祉人材・指導課に対して、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

（監査事項）

- (1) つくば市に対して支出した生活保護費負担金について、「県の返還請求権」の存在の有無、ある場合にはその内容（金額等）
- (2) つくば市に対して生活保護費負担金を支出するまでの一連の流れ、及び、当該手続に係る法令等の定め（根拠）
- (3) (1)で「県の返還請求権」が存在する場合、県が返還請求権を行使しない理由・根拠

5 監査対象機関の見解

請求人の主張に対して、監査の中で聴取した福祉人材・指導課の見解は次のとおりである。

(1) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (3) 事実経過 (概要) ア 検診命令を経ない診断書料支給の存在」の主張について

検診命令を経ない診断書料支給の存在については、つくば市が茨城県に提出した「令和7年度生活保護法施行事務監査資料」に記載のある内容であるため認める。

(2) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (3) 事実経過 (概要) イ 令和元年度以降の不適切支出が500件超」の主張について

令和元年度以降の不適切支出が500件超であった事実について、令和7年度に実施した事務監査の結果通知における記載内容については、これを認める。

なお、令和7年度につくば市に対して実施した生活保護法施行事務監査の際に提出を求めた資料(令和元年度から令和5年度まで)をもとに整理した結果、不適切な支出と認めた件数は543件である。

(3) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (3) 事実経過 (概要) ウ つくば市議会での公式認定(令和7年9月 請願特別委員会)」の主張について

つくば市議会での公式認定(令和7年9月 請願特別委員会)については不知。

(4) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (3) 事実経過 (概要) エ 法73条適用かつ検診命令欠如の具体例(端緒資料)」の主張について

請求人が情報公開請求により入手した資料から、「令和元年～令和五年の間に法第19条第2項(現在地保護)の適用歴がある」かつ「同期間に検診命令を経ずに診断書料が一時扶助で支給されていた」ことが確認されたとの記載があるが、添付されている資料のみで生活保護法第28条に基づく検診命令を経ずに診断書料が一時扶助で支給されたことの実事確認はできないものとする。

また、ケース番号31485、32956及び33908の3ケースについて、生活保護法第73条の適用期間があったことは認められたが、生活保護法第73条の適用を受けた期間内において、正規手続を経ずに診断書料が一時扶助で支給された事実は認められなかった。

(5) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (3) 事実経過 (概要) オ 市内部の情報秘匿・矮小化の疑い」の主張について

つくば市議会の答弁については、不知。

また、「つくば市が令和6年7月に公表した報告書には、文書料誤支給を十数件と記載し、500件超の事実を全く記載していない。」ことの主張について、この「報告書」は、つくば市福祉部が令和7年6月に公表した「生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告書」と思われるが、これについては、つくば市福祉部自らが作成し公表したものであり、県は作成に際し関与していない。

(6) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (3) 事実経過 (概要) カ 令

和7年12月議会における県の不作為の明確化」の主張について

つくば市議会における答弁を行った事実については、不知。

ただし、つくば市福祉部長が発言した「現時点で県からは、返還対応や事務処理を全てやり直すような指示ではなく」とあるが、県からつくば市に対し、返還対応や事務処理をすべてやり直すことを否定する指示は行っていない。

また、「県が現時点まで返還請求権等の是正措置を全く講じていないこと」とあるが、生活保護法第73条により県が市に支払う生活保護費負担金の返還請求を指すのであれば争う。その理由・根拠については(12)のとおり。

(7) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (4) 違法・不当と考える理由 ア 本件違法支出の違法性」の主張について

「検診命令なしの一時扶処処理は法的根拠のない公金支出であり、つくば市自身が令和6年1月16日に是正していることから、過去運用が違法であったことは自認されている。」とあるが、当該公金支出の違法性については争う。その理由・根拠については(12)のとおり。

(8) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (4) 違法・不当と考える理由 イ 73条対象分に県負担金が実際に含まれていること」の主張について

「前記3ケース」において、「その期間に交付された県負担金には違法支出が含まれていた可能性が極めて高い」との主張であるが、上記(4)に記載のとおり、この3ケースについては該当事例ではなかった。

(9) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (4) 違法・不当と考える理由 ウ 違法支出に基づく県負担金は不当利得であり返還請求が必要」の主張について

「違法支出を前提に算出された負担金に法的根拠はなく、県はつくば市に返還を求める義務を負う。」「善意受領者とは到底いえないため、信義則上も返還義務は免れない。」との主張であるが、これについて争う。その理由・根拠については(12)のとおり。

また、「最高裁判例(最判昭和62年9月10日)」については不知。

(10) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (4) 違法・不当と考える理由 エ 茨城県知事の不作為は「財産の管理を怠る事実」に該当」の主張について

「県は令和6年度監査で本件違法支出を知り得る立場にあり、これは県が返還請求権という財産を行使せず放置している状態であり、自治法第242条第1項第3号にいう「財産の管理を怠る事実」に該当する」との主張であるが、これについては争う。その理由・根拠については(12)のとおり。

(11) 請求人による上記「第1 4 請求の概要 (4) 違法・不当と考える理由 オ 金額・対象者の個別特定について」の主張について

「500件超のケース番号・金額・法73条該当の有無を特定することは不可能で

あるが、つくば市は県に当該資料一式を提出しており、県も把握している。」との主張については、生活保護法第73条該当の有無等を確認した。

(12) 県が返還請求権を行使しない理由・根拠

つくば市が行った不適切な支出件数 543 件のうち、県負担ケースが適用された 7 件の一時扶助の支出に関し、現状においてつくば市は、当該支出の前提となる被保護者に対する一時扶助の支給決定処分を取り消すこと等をしておらず、また、被保護者から一時扶助の返還を受けていない。

行政処分については、権限を有する行政庁によって取り消されるまで、有効な処分として取扱われるのであって、一時扶助の支給決定処分を取り消す権限を有するつくば市によって当該処分が取り消されておらず、かつ、一時扶助が被保護者から返還されていない現状においては、つくば市が上記 7 件の一時扶助を支出したという県負担額の前提となる実績に何ら変更はない。

以上のとおり、上記 7 件の一時扶助に関して、県負担金の前提となるつくば市の支出の実績に変わりがないのであるから県負担額として決定した金額を変更すべき理由はなく、また、県負担額の変更を行っていないことから、県のつくば市に対する生活保護費負担金の支出が法律上の原因を欠いているとはいえず、県は、つくば市に対して、「返還請求権」を有していない。

なお、仮に、上記 7 件の一時扶助に係る支給決定処分について、重大かつ明白な瑕疵のある行政行為であって無効であり、当該処分に基づく一時扶助の支給が違法であると判断される場合であっても、上記同様に、つくば市において、被保護者から一時扶助の返還を受けるまで、県のつくば市に対する生活保護費負担金の支出が法律上の原因を欠いているとはいえず、県は、つくば市に対して、「返還請求権」を有していないと考えるが、そもそも本件においては、上記 7 件の一時扶助に係る支給決定処分について、下記ア～ウの観点から、診断書料の支給要件あるいは診断書を取得する目的に反していないことから、重大かつ明白な瑕疵のある行政行為とはいえない。

ア 仮に処理基準に則した手続（検診命令等により受診し、診断書料は福祉事務所から医療機関への支払）に拠ったとしても、本件は診断書料が支給される場合に該当しており、かつ、一時扶助として支給された額は、診断書料として支給される額の範囲内である。

イ 実際に被保護者から医療機関に診断書料が支払われていること、被保護者においては、診断書の取得をもとに、障害年金の受給や精神障害者保健福祉手帳の取得ができていることから、正規の手続同様の効果が生じている。

ウ つくば市は被保護者に対し自費で受診するよう指導し、医療機関が被保護者に対し発行した領収書等をつくば市に提出を求めた上で、診断書料の支払を被

保護者に行ったものであり、つくば市において処理基準に則していない事務処理を行ったことについて、被保護者に非はなく、被保護者が福祉事務所の意向に反して障害年金の裁定請求等の目的によらず診断書を取得したわけではない。

第4 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

1 つくば市による「検診命令を経ない不適切な診断書料支給」について

(1) 正規手続について

ア 検診命令が必要となる診断書料支給の手続について

生活保護法において「保護の実施機関」（同法第19条の規定による保護を行うべき者のことであり、本件請求においてはつくば市福祉事務所が該当する。）は、「保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」

（第28条）とされており、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の「第11 保護決定実務上の指導指示及び検診命令」の4（3）において「検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行うものとする。」とされている。

また、局長通知「第11 保護決定実務上の指導指示及び検診命令」の4（5）において、「検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4720円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては6090円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。」とされ、診断書料について福祉事務所（社会福祉法第14条に基づき県や市が設置する福祉に関する事務所をいう。本件請求においてはつくば市福祉事務所が該当する。）が検診を行った医師等に支払うこととされている。

具体的な手続としては、福祉事務所が検診命令書を要保護者に発行し、要保護者が検診命令に従い医療機関を受診する。その後、検診を行った医師等からの請求に基づき、検診を行った医師等に福祉事務所が診断書料を支払うことと

なる。

また、当該診断書料の対象となるのは、障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められる場合や障害基礎年金の受給のための裁定請求（年金の受給権を有する者がその支払いを請求すること。）に必要となる診断書の費用、身体障害者手帳の交付申請、精神障害者保健福祉手帳の交付申請・更新等に必要となる診断書の費用である。

イ 検診命令を必ずしも要しない診断書料支給の手続について

上記アの局長通知とは別に、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）の「第7 精神医療取扱要領」の2において、「福祉事務所長は、生活保護法による医療扶助の申請があった場合において、当該要保護者が精神通院医療の対象となる入院外医療を必要とする精神障害及び精神障害に付随する軽易な傷病を有する者であると思われるときは、直ちに精神通院医療の支給認定の申請手続を行うよう指導すること。」とされており、その申請のために要する診断書作成及び手続協力のための費用については、3000円以内の額を、診断を行った医療機関の請求に基づき、医療扶助費として当該医療機関に福祉事務所が支払って差し支えないこととされている。

また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）第5条に規定する特定医療費（以下「特定医療費」という。）についても、「医療扶助運営要領」に基づき、福祉事務所は、要保護者が特定医療費の対象となる医療を必要とする指定難病の患者であると思われるときは、当該要保護者に難病指定医による診断を受けるよう指導する。このとき、特定医療費の支給認定に係る申請に要する診断書（臨床調査個人票）の作成及び手続協力のための費用について、福祉事務所は、医療機関の請求に基づき、5000円以内の額を医療扶助費として当該医療機関に支払って差し支えないとされている。

これらの場合、要保護者に対する検診命令書の発行は必ずしも要しない。

ウ 「局長通知」及び「医療扶助運営要領」の位置づけ

生活保護法に規定する検診命令（第28条第1項）等の事務は、県、市が処理することとされている第1号法定受託事務（自治法第2条第9項第1号）であり、国は、県や市が当該法定受託事務を処理するにあたり、よるべき基準（「処理基準」）を定めることができるとされている（同法245条の9第1項及び第3項）。

「局長通知」及び「医療扶助運営要領」は当該「処理基準」に該当し、保護の実施機関による検診命令の具体的手続や、検診料等の負担等については、法令上直接の規定がなく、これら「処理基準」に規定されている。

(2) つくば市における不適切な取扱いについて

つくば市は、本来「検診命令が必要となる診断書料支給の手続」(1 (1) ア) のとおり行うべきところ、検診命令書を発行することなく申請書に添付する診断書を要保護者に自費で取得させ、要した費用について、医療機関が発行した領収書をもとに、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7の2に規定する臨時的最低生活費(一時扶助費。以下「一時扶助」という。)として要保護者に支給していたことが、福祉人材・指導課による生活保護法施行事務監査において確認された。(当該事務監査については次項2に記載)

なお、一時扶助については、次官通知「第7 最低生活費の認定」の2において「臨時的最低生活費(一時扶助費)は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること」とされ、具体には、「出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」、「日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が定められており、診断書料の支給費用は一時扶助には含まれていない。

また、「検診命令を必ずしも要しない診断書料支給の手続」(1 (1) イ)については、つくば市は、医療扶助として医療機関の請求に基づき当該医療機関に支払うところ、要保護者が市や県に提出する精神通院医療の支給認定等に係る申請書に添付する診断書を要保護者に自費で取得させ、要した費用について、医療機関が発行した領収書をもとに、一時扶助として要保護者に支給していた。

今回、令和7年度に県がつくば市に対して実施した生活保護法施行事務監査後に市から提出された資料(令和元年度から令和5年度まで)をもとに確認した結果、不適切な支出は543件、その内訳については、「検診命令が必要となる診断書料支給の手続」(1 (1) ア)によらない不適切な支出が224件、「検診命令を必ずしも要しない診断書料支給の手続」(1 (1) イ)によらない不適切な支出が319件であった。

2 つくば市による「検診命令を経ない不適切な診断書料支給」が判明した経緯について

- (1) 令和5年12月 県民から県福祉部福祉政策課(現福祉人材・指導課)に対し、つくば市が「検診命令を経ない診断書料支給」等を行っている旨の通報。
- (2) 令和6年2月 福祉政策課(現福祉人材・指導課)がつくば市に対し実地での調査(生活保護法に基づく監査(※1)には該当しない)を実施。つくば市より検証

が済んでいないとの回答があり、追って報告を要求。

- (3) 令和6年5月 つくば市から福祉人材・指導課に対して「検診命令を経ない不適切な診断書料支給」（障害年金の請求に係る診断書料を一時扶助として支出）があった旨の報告。
- (4) 令和6年7月 福祉人材・指導課がつくば市に対する一般監査を実施。同月つくば市に監査結果を通知（監査の受検体制や事前準備が不十分であり、組織の運営管理体制が整備されていない旨指摘。不適切な取扱いが発生した要因等について回答を指示）。
- (5) 令和6年8月 福祉人材・指導課がつくば市に対する特別監査を実施（一般監査におけるつくば市の対応及びつくば市からの一般監査の結果（上記（4））に対する改善報告の内容がそれぞれ不十分であったため）。
- (6) 令和6年11月 福祉人材・指導課がつくば市に対する再度の特別監査を実施（8月の特別監査（上記（5））では確認が不十分であったため）。翌月に福祉人材・指導課がつくば市に監査結果を通知。
- (7) 令和6年11月 つくば市が福祉人材・指導課に、一般監査の結果（上記（4））の改善報告書（最終版）を提出。
- (8) 令和7年3月 つくば市が福祉人材・指導課に特別監査の結果に対する改善報告書を提出。
- (9) 令和7年7月 福祉人材・指導課がつくば市に対する一般監査を実施。翌月に福祉人材・指導課がつくば市に監査結果を通知（500件を超える事案が不適切な取扱いであったことに係る指摘等）。

（※1）生活保護法に基づく監査

生活保護法第23条において、「厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。」と規定されている。

この規定を受け、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において事務監査の類型及び実施方式等が定められ、年間の計画に基づき、原則として管内の全ての福祉事務所に対し、県は実地により年1回の「一般監査」や必要に応じた「特別監査」を行うこととされている。

3 県がつくば市に対して生活保護費負担金を支出するまでの一連の流れ及び当該手続に係る法令等の定めについて

(1) 生活保護費負担金について

生活保護法では、市が保護の実施に要する費用（保護費）等を支弁しなければならない（第70条）とされ、この市が支弁した保護費等について、4分の3は国が負担しなければならない（第75条）とされている。そのため、市が負担するのは残りの4分の1となる。

しかし、居住地がないか又は明らかでない被保護者（※2）に対して市が支弁した保護費等については、県がその費用の4分の1を負担しなければならない（第73条）とされており、この場合、市の負担はない。

本県においては、生活保護法第73条に該当し県が市に生活保護費負担金を支払う県費負担適用ケースが新たに生じた場合、福祉人材・指導課が作成した「生活保護実務のてびき（令和7年10月改訂。以下「てびき」という。）の規定に基づき、市は県に協議を行い、県はその認定を行う。

なお、「てびき」によれば、県が市に生活保護費負担金を支払う対象となるケースについては、「居住地がないか又は明らかでない被保護者（生活保護法第19条第1項第2号）」、「入院中（介護老人保健施設も含む）の被保護者で居住地のない者（局長通知第2の1（1）、（3）」、「救護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、又は特別養護老人ホーム入所者で、入所前に居住地がなく現在地により保護が適用される者（生活保護法第19条第3項、第84条の3）」等とされている。

（※2）「被保護者」と「要保護者」について

「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいい、「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう（生活保護法第6条）。

(2) 県費負担適用ケースに係る市の協議・報告及び県の認定の手続について

「てびき」に以下のとおり規定されている。

市は新たに県費負担適用ケースに該当すると判断されるケースが生じた場合、県に協議する。

協議を受けた県は、県費負担適用ケースに該当する場合には、認定し、各四半期の終了後、認定日等を記して市に通知し、該当しない場合には、その理由を付して市に通知する。

(3) 県から市への生活保護費負担金の支払いについて

県は、県費負担適用ケースの該当となった被保護者について、適用されている期間に市が被保護者に対し支弁した保護費等を対象に、市からの請求に基づき、生活保護費負担金を四半期ごとに市に支払う。

4 つくば市の「不適切な診断書料支給」に係る県費支出件数等について

本件請求においては請求人が主張する「不当利得請求権」の対象となる可能性があるある県費支出の金額が確定していないことから、請求人が主張する、つくば市の「不適切な診断書料支給」に係る県負担金の額について確認した。

その結果、つくば市の不適切な取扱いにおいて県費負担適用ケースに該当するのは、6世帯、7件であり、これらについてつくば市に支出された県負担金は7,385円であることが判明した。

なお、当該県負担金の額は、正規手続を経たものとして算定される額と同じである。

また、内訳として、本来「検診命令が必要となる診断書料支給の手続」(1(1)ア)によるべきだったものは4件(受給者1~4)、「検診命令を必ずしも要しない診断書料支給の手続」(1(1)イ)によるべきだったものは3件(受給者5~7)である。

- ・受給者1 診断書料支給額：6,090円 支給日：令和3年3月5日
県費負担適用期間：平成19年4月1日から令和6年3月3日まで
県費負担金支払日：令和3年9月30日(令和3年度第1四半期分)
- ・受給者2 診断書料支給額：5,840円 支給日：令和3年9月3日
県費負担適用期間：令和2年11月27日から令和3年12月1日まで
県費負担金支払日：令和4年3月31日(令和3年度第3四半期分)
- ・受給者3 診断書料支給額：4,950円 支給日：令和3年1月5日
県費負担適用期間：昭和63年1月31日から令和6年9月1日まで
県費負担金支払日：令和3年5月26日(令和2年度第4四半期分)
- ・受給者4 診断書料支給額：4,860円 支給日：令和元年10月15日
県費負担適用期間：平成25年1月25日から令和6年3月29日まで
県費負担金支払日：令和2年3月16日(令和元年度第3四半期分)
- ・受給者5 診断書料支給額：3,000円 支給日：令和3年3月16日
県費負担適用期間：令和2年11月27日から令和3年12月1日まで
県費負担金支払日：令和3年9月30日(令和3年度第1四半期分)
(受給者2と同一世帯)
- ・受給者6 診断書料支給額：2,420円 支給日：令和2年6月24日
県費負担適用期間：平成28年4月6日から令和2年11月5日まで
県費負担金支払日：令和3年3月19日(令和2年度第2四半期分)
- ・受給者7 診断書料支給額：2,380円 支給日：令和元年6月5日
県費負担適用期間：平成31年3月7日から令和2年6月10日まで

県費負担金支払日：令和元年12月16日（令和元年度第2四半期分）

診断書料支給額合計 29,540 円となり、うち県負担金は4分の1であることから7,385 円となる。

なお、請求人が「73条対象者にも検診命令なき診断書料支給が存在した」ことを示す現物資料」と主張する3ケース（第1（3）エ）については、被保護者に生活保護法第73条が適用される期間はあったものの、診断書料の支給日は期間外であり、当該ケースに係る診断書料には県費が含まれておらず、今回判明した6世帯、7件には含まれていない。

第5 判断

監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 判断の前提事実

本件は、つくば市が一時扶助の支給決定処分（行政処分。以下「本件決定処分」という。）に基づいて「一時扶助費」を支出し、当該支出のうち生活保護法第73条に該当する部分として、県が7,385円を市に負担金として支払ったが、つくば市の本件決定処分は自治法第245条の9第1項及び第3号の規定に基づき国が定めた「処理基準」所定の手続に反していたものである。

このことに対し、請求人は、つくば市の支出は違法なものとして、この違法支出に基づく県負担金の支出について、県が不当利得返還請求権を行使しないことは「財産の管理を怠る事実」に該当する旨主張していると解される。

2 行政処分の「公定力」の考え方に基づく検討

- (1) 判例によると、「行政処分は、たとえ違法であつても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する」（昭和30年12月26日最高裁判所第三小法廷判決）とされる。
- (2) これを踏まえると、つくば市による本件決定処分が「処理基準」に反する手続によるものであったことは争いのない事実ではあるものの、当該処分がたとえ違法であったとしても、その違法が重大かつ明白で処分を当然に無効ならしめるものと認めるべき場合を除いては、本件決定処分が適法に取り消されるまでは、有効な行政処分として扱わなければならないが、県が支払った負担金は有効な本件決定処分を前提として支払われたものとして扱わなければならないこととなる。
- (3) そのため、本件決定処分のうち県負担金の対象となる手続が、仮に違法であつ

た場合に、その違法が重大かつ明白であり、処分を当然に無効ならしめるものと認めるべき場合に該当するのか、以下、検討する。

本件決定処分のうち、県負担金の対象となる手続において、つくば市は、「処理基準（局長通知）」によらず、検診命令書を発行することなく、要保護者に対し自費で受診するよう指導し、医療機関が要保護者に対し発行した領収書を市に提出を求めたうえで、診断書料の支払いを要保護者に対し行っていた。

結果的に、医療機関に対する診断書料を市が負担していることについては、正規の手続と同じであり、市が、要保護者の精神障害者保健福祉手帳の取得等のために必要と判断した、医療機関による診断書の発行もなされていた。

なお、県負担金の対象となる手続においては、「処理基準（医療扶助運営要領）」により、必ずしも検診命令を要しないものも含まれるが、この場合でも、つくば市は当該「処理基準（医療扶助運営要領）」に反し、要保護者に診断書料を立替払いさせていたものの、結果的に医療機関に対する診断書料を市が負担していることは正規の手続と同じであり、市が必要と判断した、医療機関による診断書の発行もされていた。

そうすると、つくば市の本件決定処分のうち県負担金の対象となるものが仮に違法であったとしても、その違法が重大かつ明白であったとは認められない。

- (4) 以上のことから、県は、本件決定処分が適法に取り消されていない現時点においては、本件決定処分のうち県負担金の対象となるものを有効なものとして扱わざるを得ないのであり、従って、有効な行政処分を前提とする市の支出を対象として県が支出した県負担金については、「法律上の原因」（法的根拠）に基づいて支出されたものであって、請求人が主張するような、県のつくば市に対する負担金相当額の不当利得返還請求権は存在しない。

3 結論

よって、その余の争点について判断するまでもなく、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

第6 意見

本件請求についての判断（監査結果）は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を付記する。

生活保護法第23条の規定に基づき、県知事は市長の行う法の施行に関する事務について、その指定する職員に監査を行わせなければならないとされ、法定受託事務として位置付けられている「生活保護法施行事務監査」を毎年度実施しているところ

ろ、つくば市において今回のような不適切な取扱いが長期間続いていたことを監査で確認できなかったことは大変遺憾である。

今後はこのようなことがないように、県は、「生活保護法施行事務監査」のあり方について国ともよく協議し、つくば市をはじめ、それ以外も含めた福祉事務所に対し指導を徹底されたい。